矯正図書館

刑政

第五十卷　九月號　第九號

行刑レーションに於けるヴェンチの作用　（巻頭言）　中尾文策　二

收容者の糧食に對する考察　芥川信五

明治監獄年譜（六）　辻敬助　六

戒護（一）　前田幸之助　元

ニューヨーク・ヂヤーシーに於ける行刑制度の變遷（一）　エミール・フランケル　三七

看讀書籍を語る座談會（中）　三

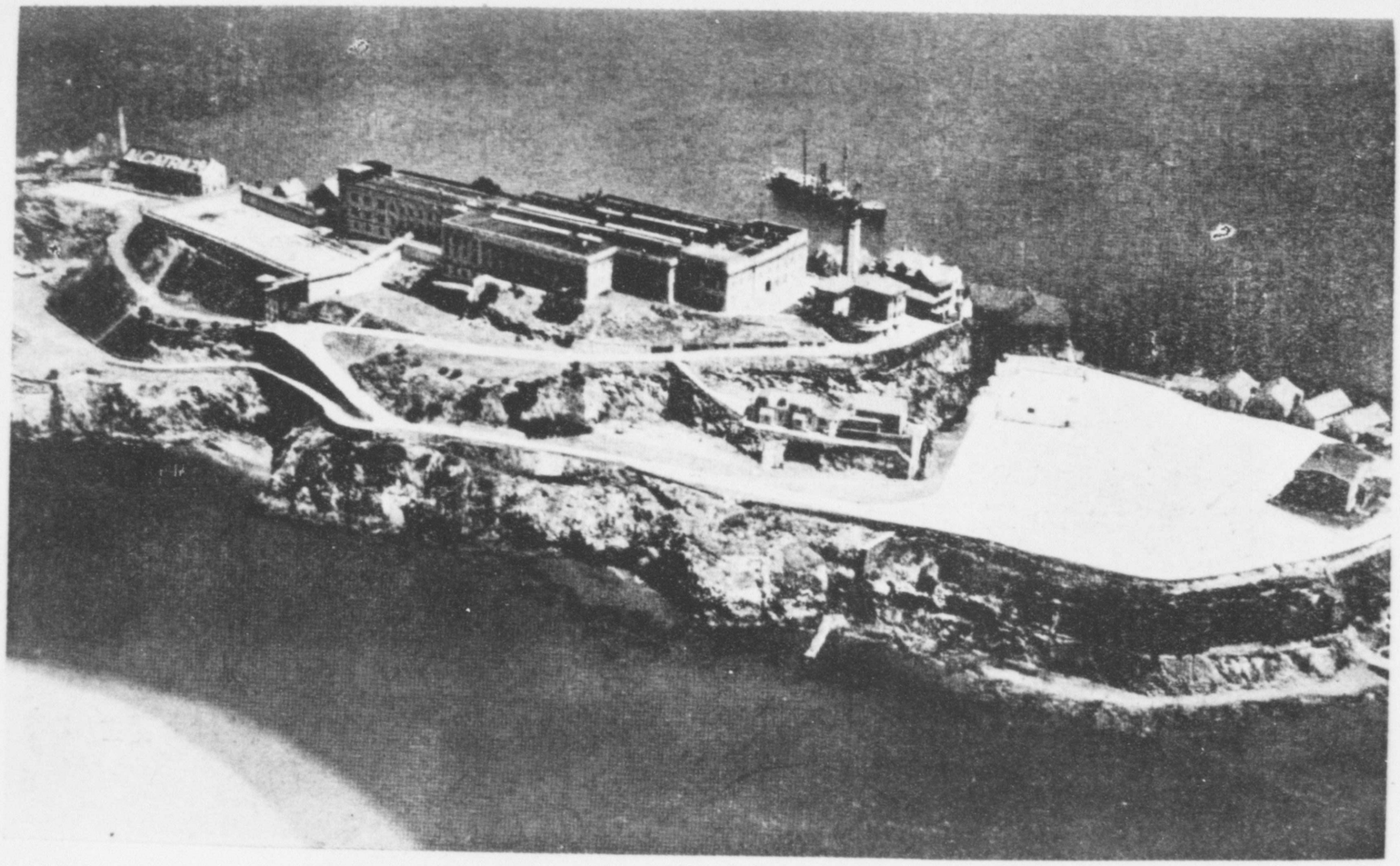
□一九三一年イタリヤ刑務法（三）　四

□新刊紹介　五

雜報　○刑務官練習生決定　○其他

財團法人　刑務協會發行

矯正図書館



米國アルカトラツ監獄　（裏面解說參照）

刑政第50巻第9号

矯正図書館

相繼ぐ監獄暴動、逃走の頻發や集團的兇惡犯罪の跳梁に手を燒いた合衆國司法省は、一九三三年サンフランシスコ灣の一小島アルカトラツに堅固な監獄を設けて不良兇惡囚に對する社會の防塞たらしめた。同監獄は各聯邦監獄から拔擢された優秀職員の手によつて特に嚴重な規律が維持されてゐるが、更にその設備が科學の粹を縱橫に驅使して物的戒護の完璧を謳はれてゐることは既に我國でも周知のことである。加ふるにサンフランシスコ灣の矢のやうに迅い潮流は、一切の逃走計劃を畫餅たらしむるに十分であらう。今日同監獄には一萬六千餘名の聯邦監獄囚人から特に選ばれた二百七十名の兇惡囚が服役してをり、この中にはアメリカ映畫でお馴染みのアル・キヤポネ等のギヤングスターもまぢつてゐると云ふ。

アルカトラツは機關銃と催淚ガスと機械裝置で開閉する自動扉によつて武裝されてゐるのみならず、更に假釋放の恩典さへ此處では永久に扉を閉ざしてゐるのである。然しながら囚人に對する施設の凡てが無視されてゐる譯ではない。圖書室、禮拜堂、醫務室等の施設も完備してをり、改悛の情顯著な囚人は此處から普通監獄に移された上で假釋放の日を待つ仕組になつてゐる。同所のジョンストン典獄も「一切の殘虐と非人道的な處遇はアルカトラツでは嚴に禁止されてゐる」と斷言するのである。一度びは改善不能の燒印を捺された之等兇惡囚の上にも、忍耐强い敎化の手が絕えず差しのばされてゐることを忘れてはならない。前合衆國行刑局長サンフオード・ベーツは「アルカトラツは來るべきアメリカ行刑の勝利の日を暗示する」と述べてゐるのである。

刑政

九月號

第五十卷

第九號

行刑に於けるヴエンチレーションの作用

一九三六年の英國行刑に於てわれわれの關心を惹くことの最大なるものは、依然としてかの篤志委員 Voluntary Workers の活動である。英國篤志委員が世界に於ける極めて特色ある制度として、其活動の幅と深さとに於て年々生長を遂げつゝあることは既に周知の如くであるが、昨年即ち一九三六年には委員の總數實に千名を越ゆるに至り、尚同年内に催ほされた其の會議は大小合して五回に及び、その何れもが行刑刷新の熱意に溢れた盛會であつたと言ふことである。

篤志委員の右の如き活動に關連して私は此處で行刑に於けるヴエンチレーションの作用と言ふことを考へて見度い。蓋し此のヴエンチレーションと言ふ言葉は、一昨年のドイツ行刑視察團に對して、英國のワットソン Watson が篤志委員を說明した時に用ひたものであるからである。

行刑に於けるヴエンチレーションの作用とは如何なるものであるか。曰く監獄の窓を開き其の壁を低くすることに依り、之に外界の空氣を入れることである。更に具體的に言ふならば監獄と社會との差を可及的少くすること之である。而して此のヴエンチレーションには、受刑者の側に於けるものと職員の部分に於けるものとの二つのものが考へられるであらう。

抑自由刑にはそれ自身の中に本來致命的な矛盾がある。犯罪者を社會に近付けることを使命とし乍らも其の手段としては却て之を社會から隔離しなければならぬことが之である。水泳を教へる爲には本人を水に入れる必要がある如く、生存競爭の劣敗者たる犯罪者に社會生活を訓練するには之を社會から離しては

ならないのであるが、然も自由刑は其の隔離を前提として成立して居るのである。苟も自由刑が自由刑たる限り此の矛盾を揚棄することは不可能であつて、謂はば自由刑の運命的矛盾とも稱す可きものである。

言ふ迄も無く此の自由刑の運命的矛盾に對しては各國共に其の對策の研究に腐心しつゝある。累進制度が之であり賃金主義による拘禁費用自辨主義が之であり更に休暇の制度の如きが眞劍に考慮せられるに至つたのは、一に此の矛盾の超克卽ち受刑者の生活條件をして可及的實社會のそれに近付かしめんとする苦心の表はれに過ぎないのである。換言するならば、此の限りに於ては監獄の窓を通して社會との間にヴエンチレーションが行はれ、從つて受刑者は一抹清新の社會的空氣を呼吸し得るのであつて、完全なる社會隔離の齎す弊害から救はれるのである。

ヴエンチレーションに於ける他の側面は職員に關することを要求せられることが強いにも係らず、其の素質に於て此の要求から離れて居るものは少いであらう。之は夙に各國に於て數かれて居る共通の現象であり、さし當りわれわれは此の現實其物を如何ともすることが出來ないのである。抑刑務官には其の職務の性質上、ともすれば其の素養に於て社會的なるもの普遍妥當的なるものから離れる危險がある。勤務時間が長く且つ過勞である爲に修養の機會に惠まれぬことも現實の理由ではあるが、より根本的なる理由としては職務の性質と云ふことを考へる必要がある。蓋し刑務官は數百千人の犯罪者の大集團の中に生活するのであるが、此の場合に於て、其の一大集團が構成する一種特別の雰圍氣よりして有形無形の影響を受けない者が果して幾人あるであらうか。而して刑務官が其の影響を受くる限りに於てはそれ丈け清新さを失つたのであり、其の素養の中から社會的なるものが減退したことを意味するのである。斯くして刑務官は刑務官の本質から遠ざかる危

險に曝されて居るのである。

此の危險に對する安全瓣は卽ちヴエンチレーションである。刑務官自身に對する訓練は暫くおき、其の職務上の環境に對する制限として、其の日常接する所の數百千の犯罪者に替え又は之に加へて最も清新且つ常識的なる社會人を配し、以て刑務官の素養乃至は判斷の固定化獨斷化を救はんとするのである。此の方法の最も普遍化せるものは刑務委員會であるが、前述せる英國の篤志委員の職能は、此の角度に於て評價せられる時最も其の價値の高きを得るであらう。

たしかにヴエンチレーションが人の健康を保つ要素であるが如く、行刑の健全性も亦此のヴエンチレーションなくして保持し得られるものではない。由來監獄の壁は社會を隔てること餘りにも高く又餘りにも固かつた。從つて其處には社會との間にヴエンチレーションの起る餘地が無く、監獄の空氣は固定化し生氣を失ひ社會性から緣遠いものと成つて了つたのである。職員にして既に然り況や受刑者に於てをや。識者が屢々監獄破産論を說いたのは、要するに行刑に於けるヴエンチレーションの不足を指摘したものに外ならぬのである。

聞く所によれば我が當局は目下刑務委員會の實施に付き考慮中とのことである。これ、行刑に對し有効なるヴエンチレーションを與ふるものとして頗る價値の高いものであり、われわれは切に其の實現の速かならんことを祈るものである。と同時に、英國が過去十數年に亙り既に充分にヴエンチレーターとしての價値を世界に示した篤志委員又は之に類似した制度が、我が國に於ても實際問題として取上げられるに至らんことを希望してやまない。

昭和十二年八月二十五日夜

中尾文策

收容者の糧食に對する考察

芥川信

一 緒言
二 收容者の糧食支給の現在
三 榮養學上より見たる收容者糧食の欠陷
四 收容者糧食に對する將來への希望

一 緒言

吾人人類が、その健康を保持增進する上に於て最も緊要なことは、各人に適應した糧食を攝取することである。これは、授乳期の小兒に對し、その乳兒に適應した母乳を與へることが、その乳兒の健康を保全する第一の要約であることから、容易に推定せらるゝ所であらう。

さて、吾人人類の凡べてが、その生活の動力を得るものは、食物であり又、人類が、絶大の樂しみ無限の慰みを享けるものも亦食物である。特に收容者の樣に法律に基き自由と權利の埒外に拘禁せらるゝ者にあつては、一層この食物に對し執着を持つて居るのである。これは、彼等收容者の生活卽ち拘禁生活の內容を觀察すればする程、明に認識することが出來るのである。

然し乍ら、自由刑の執行に於ては、由來收容者の自由を奪ひ痛苦を與へて改悛せしめようとの

觀念があつたのである。従つて、その收容者に支給する糧食の如きも、量不足味不美であつたのである。これは、若し刑務所に於て量多く味の美い食物を支給したならば、刑務所は、收容者を益〻墮落せしめ、遂に、犯罪者の養成所となるだらうとの危惧からである。而してこの時代に於ては、その收容者に支給する糧食が、往〻量不足味不美に偏したこともあつたやうである。この結果は、彼等收容者の榮養の不足を來たし、或は體位の低下となり、遂に、罹病率及死亡率の高率を示したことは、幾多の文獻に於て、これを明にすることが出來るのである。のみならず、自然科學の進歩、就中榮養學の發達に伴ひ、收容者の榮養に關する幾多の研究業績は發表せられて、これ等を實驗的にも證明して居るのである。又古諺に曰く、人は衣食足つて禮節を知ると。又調馬師が、その馬を調教するに當つて、その馬の食糧に、如何に細心の注意を拂ふかを知り或は猛獸使ひが、その猛獸を自己の意のまゝに驅使するに當り、その猛獸の食糧に、如何に苦心するかを見るとき、吾人人類は勿論、凡べての生物の生活に於て、この糧食が、如何に重大な役割を演ずるものであるかを認識することが出來よう。この故に、自由刑の執行に於て、彼等收容者を改悛せしめようとするの觀念が、濃厚になればなる程、この糧食に對して考慮せられなければならない。然し乍ら、彼等收容者に對し量不足味不美の糧食を支給する時代に定められた食料費は、極めて小額である。のみならず時の經過と共に、物價の漸騰に依り、この食料費は、一層その價値を低下して居るのである。この故に、この價値の低下した食料費で、彼等收容者の糧食に就て考慮することは頗る困難である。然しこの困難あるも、一面人智の進歩、就中榮養學の發達あるを以て、この行刑處遇上最も重要な收容者の糧食に關する實際に就て二三の考察をして見やうと思ふ。

二　收容者の糧食支給の現況

現在收容者に實際支給せらるゝ主食は、白米四分壓搾麥六分の割合に混合したものを、一等食から十等食迄の十階級に分類し、これ等を、勞働の程度に依つて給與せられて居る。而して、この一等食の量は、一回約三合一日約九合十等食の量は一回約一・二合一日約三・六合で各等食間の差等は一回約〇・二合一日約〇・六合である。（註因にこの主食量の實際は、瓦量を以て行へるも、便宜玆には合を以て表示したのである）又實際に支給せらるゝ副食は、一日一人料平均三錢四厘の豫算であるが、各刑務所所在地の物價の高低或は耕耘地の多少等を斟酌して、幾分の差異はあるのである。各刑務所に配付せられた副食物の豫算は、その使用の全部を、各所に委任せられて居る。而して一刑務所に於ける副食は、收容者各人に對し特別菜を受ける者を除いて、その量は、同一である。主食は、全刑務所に於て、同一作業に從事するときは、同一品質同一量の主食を支給せらるゝも副食はその質に於て、或は量に於て、刑務所を異にするときは、差異のあることを知らねばならない。又副食は、豫算金額に於て制限あるも、一日又は一回に實際支給するその品質又は量又は調理方に於て、何等の規程もなく全部各刑務所に委任せられて居ることを知らねばならない。

副食豫算の僅少な結果、副食の殆んど全部は、植物性食品殊に野菜及び乾物類といふことが出來る。動物性の食品は、一旬に平均二回内外支給せられるが、勿論刑務所所在地の地理的關係に

よつて影響せられるのである。而して、この動物性食品も、勿論豫算僅少な爲め、鰯、鰊、鯖、肝油、煮干等主として青魚であつて、全刑務所を通し一ヶ年中に使用せらるゝその種類も、二十種内外に過ぎないのである。

三　榮養學上より見たる收容者糧食の欠陷

收容者に支給せらるゝ糧食に就て、我が國に於ては、監獄法第三十四條で「在監者にはその體質健康、年齡、作業を斟酌して必要なる糧食及び飲料を給す」とあるのである。これに依つて觀れば必要な糧食即ち保健食料を支給することは、法律の保證を得ておるのである。故に實際各收容者には、その健康を保持するのに必要な食料を給與されなくてはならないのである。

さて、收容者に實際支給せらるゝ糧食の主食副食を合したる總熱量は、一等食の三、四〇〇カロリーから十等食の一、五一〇カロリー迄の間にあつて、各食等間の差は、二一〇カロリーである。而して各種作業に就く者に對し、夫々各等食を定めて給與せられて居る。勿論或る作業に就く者に對し、何等食を支給すると云ふことは、單に經驗的の根據からのみ定められたものであつて、科學的の根據を加味せられて居らないのである。又法律に於て保證せられて居るとはいへ、體質に於て、或は健康に於て或は年齡に於て、殆んど斟酌して居るといふことは出來ない現狀である。

さて、現今吾人人類の榮養に關する科學的研究を綜合するに、吾人の生命を保持するに必要な榮養量は、年齡體重身長等に依る基礎代謝量に、勞働に因る代謝量を加へたものでなくてならな

いのである。而して普通體格の成人男子に於て、概略作業を爲さず安坐して居る者即ち刑務所に於ける恰も不就業者に對しては、その攝取食の總熱量は、一日に二、〇〇〇——二、二〇〇カロリーを要求せられて居るに拘らず、拘禁生活をして居る彼等收容者には、十等食一、五一〇カロリーを支給せられて居る現狀である。刑務所に於ける不就業者の多くは、未決拘禁者である。故に、未決拘禁者中に於て空腹を訴へる者の少くない所以である。殊に長期の未決者に於て或は年齡の若き未決拘禁者に於て或は體格の普通以上の未決拘禁者に於て、空腹を訴へ或は體重の減少を見る者の少くない所以である。

次に勞働に從事する者即ち刑務所に於ける就業者の如きに於ては、上記の基礎代謝量に勞働に因る代謝量を加へたものでなくてはならないのは既に前述の通りである。而して普通體格の成年男子に於ては、その攝取食の總熱量は一日に輕作業に就く者に二、四〇〇カロリー中等作業に就く者に二、八〇〇カロリー强力作業に就く者に三、五〇〇カロリーを要求せられて居るに拘らず拘禁生活を爲して居る彼等收容者には、一、九三〇——三、四〇〇カロリーを支給せられて居る現狀である。而も刑務所に於ける勞働程度に因る作業の區分は、複雜なるのみならず區分に於て、考慮を要するものも少くないのである。故に攝取食に於て、作業に因る別異に付考慮すべき點あるを思はしめるものも少くないのである。又年齡の點に付、或は體格の點に付考慮すべき點あるを益々思はしめるのである。

而して、以上は、單に、總熱量に付いてのみ觀察したものであるが、この外元來糧食なるものは、勿

論、蛋白質、脂肪及含水炭素を、適當に、配合したものでなくてはならない。又此の外、無機鹽類及ヴイタミンを適當に配合したものでなくてはならないのである。殊に、蛋白質必要量の三分の一以上は、動物性蛋白質でなくてはならないといふことの如きは、最も注意を要する點である。

飜て現在に於ける收容者の食量を見るに攝取すべき熱量が徒に主食にのみ偏し、副食物の熱量に、過少の憾があるのである。又蛋白質の種類に於て欠くる處あり、脂肪量に於て不足する處あり、或は無機鹽類及ヴイタミンに於て欠くる處あるの憾があるのである。從つて、食等の低い者に於ては、必需熱量を得ることが出來ないのみならず、食等の高い者は、熱量は必要の程度にあるも、その大部分は、米麥混淆の主食に依るものであつて、爲めに、實際に於ては米麥は消化せらるべき限度を越えて却つて過剩分は、不消化のまゝ排泄せらるゝの狀態である。故に食等の高い者に於ても亦必需熱量の攝取不能な狀態にある樣である。

四　收容者糧食に對する將來への希望

以上略述したところから、收容者糧食に於ては、その食等に於て即ち總熱量の配分に於て改善すべき必要性を認めらるゝことと信ずるのである。それには先づ收容者の體格を考慮するの要がある。體格を實際に簡單に知るには先づ體重を標準とすることが便宜である。收容者の體重に付諸學者の研究した結果を綜合すると、體重大に屬するもの五十八瓩以上、體重中に屬するもの四十七瓩以上五十八瓩未滿、體重小に屬するもの四十七瓩未滿とすることが最も妥當の樣である。次には、年齡を考慮するの要がある。吾人人類に於ては、大體二十五歳迄は發育期であり五十歳以上は老年期であるを、通說となすことが出來る樣である。以上の外に、勞働の程度に依り作業の種類を、强力、中等及輕易の三業務に區別するの要がある。この體重、年齡、作業の區別が完成したならば、年齡二十五歳以上五十歳以下にして體重四十七瓩以上五十八瓩未滿の者を、普通體位のものとし、之れに對し作業の勞働程度より、强中輕の三種に區別した糧食を榮養學の要求に依り左の通りに定めたい。

强力作業	三、一六〇——三、一〇〇カロリー
中等作業	二、八〇〇——二、七〇〇カロリー
輕易作業	二、五七〇——二、四七〇カロリー

この規準に對して、年齡二十五歳以下の者のとき或は體重五十八瓩以上の者のときは二三〇カロリーを增加し、年齡五十歳以上の者のとき或は體重四十七瓩未滿のときは二三〇カロリーを減少することと爲すときは、これ又、榮養學の要求するところに略ぼ一致するのである。但し輕易作業に就く者に於ては、年齡五十歳以上の者のとき或は體重四十七瓩未滿のときにも、普通體位の者のときと同じく總熱量を與ふるときは、これ又、榮養學の要求するところに略々一致するのである。而して、不就業者の男子には總熱量一日に付一人二、三四〇——二、二四〇カロリー女子には二、一一〇——二、〇一〇カロリーを與ふるときは、これ又、榮養學の要求するところに略一致するのである。以上の外保健上支障あるときには醫師の意見に依つて適當な食量を給與することとせば一層完全である。

以上の關係を表示せば、次の通りである。

一　作業、體重、年齢ト食等（主食）

食等	年齢	體重	作業	主食量	副食熱量	總熱量
一等	又ハ二十五歳以下	大	強力作業	米麥四四五〇瓦	五〇〇―四〇〇	三、四九〇―三、三九〇
二等	不就業者男	中	強力作業	米麥四〇八四瓦	同	三、二六〇―三、一六〇
三等	不就業者女	小	強力作業	米麥三七二八瓦	同	三、〇三〇―二、九三〇
四等	又ハ二十五歳以下	大	中等作業	米麥三三六二瓦	同	二、八〇〇―二、七〇〇
五等	又ハ五十歳以上	中	中等作業	米麥三〇〇六瓦	同	二、五七〇―二、四七〇
六等	又ハ五十歳以上	小	中等作業	米麥二六四二瓦	同	二、三四〇―二、二四〇
七等	不就業者女			米麥二二八四瓦	同	二、一一〇―二、〇一〇

又以上の關係を、主食（量、熱量）副食熱量、總熱量に依つて表示せば、次の通りである。

等級別食量（一人一日）

食等	年齢	體重	作業	主食量	副食量	總熱量
一等	又ハ二十五歳以下	大	強力作業	米麥四四五〇瓦 七合八勺	二、九九〇	三、四九〇―三、三九〇
二等	不就業者男	中	強力作業	米麥四〇八四瓦 七合二勺	二、七六〇	三、二六〇―三、一六〇
三等	不就業者女	小	強力作業	米麥三七二八瓦 六合六勺	二、五三〇	三、〇三〇―二、九三〇
四等	又ハ二十五歳以下	大	中等作業	米麥三三六二瓦 六合	二、三〇〇	二、八〇〇―二、七〇〇
五等	又ハ五十歳以上	中	中等作業	米麥三〇〇六瓦 五合四勺	二、〇七〇	二、五七〇―二、四七〇
六等	又ハ五十歳以上	小	中等作業	米麥二六四二瓦 四合八勺	一、八四〇	二、三四〇―二、二四〇
七等	不就業者女			米麥二二八四瓦 四合二勺	一、六一〇	二、一一〇―二、〇一〇

以上の中主食熱量の分配に依る主食米麥の總數量は現在の食量給與手續に基く米麥總數量と大差ないことは、收容者の年齢分布、體重分布、作業分布等より之を證明することが出來る。故に、現在の米麥購入に要する總金額を以て、この新しい攝取食の熱量の榮養學上より見たる公平な分配は、實行性の深いことのあるを認めらるゝのである。

以上の中副食熱量の分配は、現在の一人當り僅かに三錢四厘の平均額では、刑務當局の熱心且つ周到な注意あるも容易の業ではない。然しこの點に關しては、今後一層研究考慮すべき幾多の事項の存在することは、認識することが出來る。

これ等の中實行性の比較的多い二三の事項に付いて一言して見たい。

第一は、味噌醬油の自廳製造である。我が國民が米麥に次で最も多く使用する味噌醬油の善惡は、吾人の榮養に關し重大性あることは、今更ら述べる必要もないと信ずる。この味噌醬油は自家製造に依れば、安價で品質の良いものを用ゐることが出來る。刑務所に於て購入する味噌醬油の中には、品質の點に於て、劣るものも少くない樣である。これは、各刑務所間に於て、相互協力して實現しなければならない收容者に對する榮養上の重要事項である。

第二には動物性蛋白質增給の問題である。吾人人類の必需蛋白質の約三分の一は、動物性の蛋白質を望ましい事は、既に一言した通りである。然るに、收容者の糧食に於ては、主食は米麥であり、副食は豫算平均額僅少であるため、この要求を充すことは、容易の業ではない。然し幸にも、我が國は四面海に圍まれて居る爲め、海產魚に富む國である。殊に最近は、交通の便益々開けて

昔の比ではない。又魚類の貯藏方法に於ても、改善せられたことは昔の比ではない。この故に、安價に購入せらるゝ物を、多數、各地方の刑務所に於て購入し而も各刑務所相互協力して、この動物性蛋白質增給問題を解決しなければならない。又刑務所に依つては、養豚、養兎、又は養鷄に適する所も少くないと信ぜられるのである。かゝる刑務所に於て、これ等を實行して又この問題を解決したいものである。

第三には、脂肪の增給問題である。昔の刑務所に於ては屢々夜盲症の發見せられたことは著明の事實である。今日の刑務所に於ても、往々これを見るのである。これは脂肪不足の一證である。この脂肪增給問題は、第二に述べたと同一の方法に依り解決しなければならない重要事項である。

第四には、糖分の增給問題である。昨今軍需作業等に依つて、作業時間の延長せらるゝに際し、增菜を給與せらるゝとき、彼等收容者の最も欲するものは、甘きものであることは、少しく實際に關與した人人は、何れも之を認識するところである。これは、筋肉勞働には、糖分を、最も必要とするからである。昔の刑務所に於ては、糖分は、殆んど、使用せられなかつたのである。これは、昔は甘い物より彼等に鹽辛いものを與へるといふ觀念と又砂糖の價の安くなかつた爲めである。

然し今日に於ては、副食豫算を有利に活用して糖分の增給に一層の意を用ゐることは、作業能率の上るのみならず實に彼等の榮養上頗る必要な事項である。

第五には、副食品種の增加問題である。吾人人類の榮養問題は、單に總熱量問題で、解決の出來

ることではない。各人が各樣である樣に、各人が時々要求する榮養素の種類は、時季に依り、體質に依り、年齡に依り、勞働に依り、其他生活條件に依り多種多樣である。

故に、吾人人類の榮養問題は、これ等の點に細心の注意が拂はれねば、完成したといふことは出來ないのである。

然るに、收容者の榮養に於ては、所謂多衆榮養である爲め、この點にかくる所がある。殊に收容者は、自由刑の本質から食物に於て、今日のところ食物に對する自由撰擇權を認められて居らないのである。同一多衆榮養の場合と雖例へば兵營、學校、工場等に於ては、與へられたる以外に、間食なるものが、あるのであるが、彼等收容者に於ては、これ等は全々許されないことを記憶せねばならない。故に、收容者の糧食に於ては出來る限り多種多樣の副食物品種を、常に撰擇供給することに注意することは頗る緊要なことである。故に、余は各刑務所間に於て、一ケ月間又は一ケ年間に給與した副食物品種の種類の多少によりて收容者の糧食に注意を爲せるか否かの一標準となすの必要あるを主張する程である。

之を要するに、收容者に適應した糧食を與ふることは行刑殊に行刑處遇の第一義である。適當でない榮養は收容者の生命を短縮する一因ともなる。又收容者の糧食は作業訓練は勿論その能率にも、重大な影響を及ぼし彼等收容者の狹義の敎化にも衞生にも密接な關係を持つものである。而してこの拙文に依つて今後は彼等收容者の糧食に一層考慮を拂はるゝ人の幾人たりともあるに至らば望外の幸である。

明治監獄年譜（六）

辻敬助

二〇　明治二十年

二月

押丁警棒使用心得の制定。警視廳に先きは押丁の携杖を廢止せしが、猶ほ警備上全廢するの危險なるを感じ、遂に再び之を復活し、其の使用の場合を制限することゝしたのである。卽ち警棒は之を看守交番所に備置し、臨時看守の補缺として勤務するに當り、(一)囚徒兇器を持して逃走し、(二)若は官舍を來襲せんとする時に限り、之を使用することを許したのである。先に看守を增員して、押丁を全廢するの豫定なりしも、當時警察制度の整備改善に多額の經費を要せる爲、容易に之が實現を見るに至らず、又々警棒の一部復活となつたのである。

三月

警察留置場の未決囚、輕禁錮十日以下の者は、留置場に於て執行することを得せしめたる爲、既決囚の拘禁漸く多きを加へたので、之が拘禁上の注意を發するに至つたものと思はれる。

四月

特赦の惠澤。內務省は「舊法に依り處斷せられたる者」の過重なる科刑を寬宥せんが爲、改悛の狀顯著なる者を嚴撰し、特赦の上申を爲さしむべく、各集治監及北海道長官に內訓する所があつた。之が爲此年以後數年間に於ける全國特赦出監者は、著しく增加するに至つた。

○全國特赦出監人員調

明治十五年	五六	明治二十年	二七九
同 十六年	一八	同 二十一年	四三九
同 十七年	六	同 二十二年	三九二
同 十八年	一七	同 二十三年	一九六
同 十九年	三二		

この難有き惠澤は殆ど絕望裡に呻吟してゐた是等長期受刑者の暗黑なる生活にも一道の光明を與へ、當時の殺伐なる囚情も之が爲漸次緩和せられて行つた。吾々は現代我國獄制の搖ぎなき基礎も、實は遠く此の所に跡づけられてゐることを、看のがしてはならぬ。

五月

罪石の廢止。數年來大阪府監獄署に於て施行せられたる罪石の制度は同地代言人組合及府會の問題となり遂に之を廢止し、兵庫縣又之に倣ひて廢止するに至つた。これより先、明治十五年刑法の實施並に財界不況等の影響を受けて懲役受刑者の激增を來たし、殊に大都會に於ては適當なる監外作業を求むることを得ざる爲、百方苦慮の結果、兵庫縣及大阪府は相次で所謂罪石の制度を採用した。これは歐米各國制度調査より最近歸朝せる兵庫縣知事內海忠海氏の創案にして、英國に於ける砲彈運搬等の空役に暗示を得たといはれてゐる。年齡體質の强弱を斟酌し二貫目乃至十貫目の範圍に於て適當と認むるものを負はしめ、約二時間獄內廣場を徐步的に往復せしめたのである。一說には長崎縣を以て嚆矢とするものあるも之に關する何等の記錄なく又罪石も傳らない。大阪、神戶兩刑務所には量目を刻みたる罪石各數個を保存してゐる。此罪石制度の發生に付ては小河博士などは明治十四年の監獄則の不備と當時の誤またれたる寬大主義行刑に對する反動なりと主張せられてゐる。監獄則の不備等は措き內務當局には、こうした反動的懲戒思想が司配してゐた事は事實であつて、斯樣な背景の下に作業難の切り拔け策として內海知事が思付かれたものと見るべきであらう。

六月

(1)　長期囚の反獄。兵庫假留監及德島縣監獄署長期囚の反獄があつたが、兵庫は逃走未遂に終り德島は逃走者六名を出した。先にも述べたるが如く明治十八年來各地の囚情漸次整理せられ反獄逃走は著しく減少したが尙長期囚の囚情は容易に改善するに至らなかつた。

(2)　別子採鑛の擴張。松山監獄署更に別子銅山立川山村に監獄出張所を設け囚徒百五十人を採鑛に從事せしめた。先に內務省は外役制限の方針を採り屢々訓令する所があつたが財界は依然として不況にして作業狀態は容易に改善するに至らず土工、鑛山勞役等の外役は尙監獄作業の首位を占めた。

○明治二十年作業別人員

織物	一、九六八人	炊夫	一、四九三人		
裁縫	一、六二六	掃除	一、一三七		
製紙	三、一五八	耕耘	二、〇七九		
藁工	九、八五五	土方鑛夫	一〇、一四八		
木竹	一、七七〇	運搬	一、六四三		
煉瓦	二、〇三〇	搗工	二、五九〇		
其他	一五、九七七	總計	五五、四七四		

七月

疥癬驅除。石川島監獄分署內疥癬患者續出し其數千人を超え殆ど總囚の半數を占むるに至つた。仍て同署內有志衛生會は種々審議の末新に疥癬驅除方法を定め、全監を健康監疥癬監に二分し該患者の隔離を勵行すると共に消毒入浴藥液塗擦等の方法を講じたる爲、此年九月に至り該患者僅々五十數名に減し間もなく絕滅に歸した。

九月

(1) 夜盲症發生。三池集治監、靑森縣監獄署に夜盲症發生し猖獗を極めた。三池は囚徒一千人中八十五人の患者を出した。監獄醫は之が原因調査の結果榮養不良、空氣不潔、强光線の反射に基くものと認め、制規食糧外に牛豚肉(一ヶ月 四回、一回百二十瓦)及スープ(一ヶ月八回)を給與せしに各れも日ならずして恢復した。翌廿一年七月佐賀監獄に同患者發生し八月下旬には六十八人の多きに及んだ。療法としては輕症者は肝油一日三十瓦重症者同九十瓦を服用せしめしに著効を奏し九月に至り一名の患者を見ざるに至つた。原因等は措き當時各監獄の榮養狀態が良好でなかつたことは否むことが出來ない。

(2) 著名事件。ピストル强盜淸水定吉死刑の執行を受けた。醉月樓花井御梅箱屋殺しと共に當時世に喧傳せられた著名事件であつた。お梅は此年十一月無期徒刑の言渡を受け、市ヶ谷分署に於て受刑した。明治三十年一月減刑の恩典に浴し、同三十六年四月出獄したが、たちの惡い興行師の手にかゝり、「梅吉殺」などを演り又國益新聞などに「花井お梅懺悔譚」などを載せてゐた。

十一月

(1) 逃走者斬殺制限。內務省は北海道廳長官に對し反獄逃走者逮捕に際し猥に斬殺せざる樣注意する處があつた。之より先樺戶空知兩集治監の囚情は實に殺伐凄慘を極め年々多數の反獄逃走を出し明治十六年の如きは實に逃走者八十二人の多きを算した。翌十七年已むなく特務看守に銃器を携帶せしめ戒護力の强化を圖ると共に外役

囚に對しては極めて峻嚴殘酷なる態度を採り明治二十年度の如きは十九名の斬殺者を出したので此の通牒となつたのである。

(2) 警視の典獄兼任。三等警視山下房親を兼典獄に任し警視廳監獄本署長とした。本年五月小原重哉氏は司法省刑事局次長に轉じたる爲之が補充を見たのである。同じく典獄たる分署長の統制上小原氏以來警視配置の慣例を作つたのである。

十二月

(1) 敎誨師養成。本派本願寺は大阪府監獄署に於て敎誨師署栞(ハツ)敎順をして專ら敎誨實務練習生の指導に當らしめた。これ敎誨師養成機關の濫觴である。之より先、明治十四年監獄則實施に伴ひ各監獄本支署共敎誨師常置の必要に迫まられたるも、時恰かも監獄費の地方稅支辨となりたる直後にして獨力常置の餘裕あるもの少く、依然として地方寺院其他の篤志奉仕に甘んずるの外なかつた。而かも從來篤志敎誨者の配置なかりし監獄支署に於ては僅少の手當を以てしては容易に適任者を得る能はず、已むなく實力ある各宗本山に對し敎誨師派遣方を依頼するもの漸く多きを加へたのである。茲に於てか東西兩本願寺は卒先して此の要求を容れ、本山より相當の手當を給し常置的に敎誨師を派遣することゝし漸次敎誨師の養成等にも着手することゝなつたのである。爾來兩本願寺は敎誨敎育上に年一年と其の勢力を扶植し遂に殆ど兩派の獨占に歸するに至つたわけである。茲に參考の爲兩本山の敎誨師養成の爲に拂へる努力の跡を略敍することにする。

○敎誨師養成機關一覽(明治年間)

年次＼派別	本派	大谷派
明治二〇年	大阪府監獄署ニ於テ署栞敎順ヲ敎誨實務練習生ノ指導ニ當ラシム(十二月)	
同 二一年		大學寮ニ「敎導講習科」ヲ設ケ敎誨師養成機關ニ充ツ(八月)
同 二二年	署栞敎誨師ヲ派シ兵庫縣各監獄署ヲ視察セシム(十月)	
同 二七年	敎導講習科ハ大學寮第一部ニ合併ス(九月)	
同 二八年	敎導講習會ヲ京都ニ設ケ敎誨師養成機關ニ充ツ(十二月)	
同 三〇年	敎導講習會ヲ廢止ス(七月)	

明治三一年	布教講習所ヲ京都ニ設ケ教誨師養成ノ機關トス（九月）	教導講習院ヲ東京淺草ニ設ケ教誨師養成ノ機關ニ充ツ（八月）
同　三二年	警察監獄學校ニ聽講生ヲ入學セシム（三五年迄）（毎回）	同　上
同　三三年	(1)布教講習所ヲ廢止ス (2)東京ニ第一回教務講究所ヲ開キ本派派出教誨師ノ一部ヲ召集シ監獄教務關係學科ヲ講究セシメ教誨師ノ向上ヲ計ル（四月ヨリ四ケ月）	
同　三四年	第二回教務講究所ヲ開ク（四月ヨリ四ケ月間）	教導講習院ヲ眞宗大學内ニ移ス（九月）
同　三五年	第三回同上（四月ヨリ四ケ月間）	
同　三六年	第四回同上（六月ヨリ四ケ月間）	教導講習院ヲ廢止ス（七月）
同　三七年	從來設立ニ係ル開教練習所内ニ監獄教誨科ヲ設ク	
同　四〇年		東京ニ於テ大谷派々出教誨師第一回講習會ヲ開ク（十月、一ケ月間）
同　四一年	(1)第五回教務講究所ヲ開ク（四月ヨリ四ケ月間） (2)第一回女子教誨師養成所ヲ京都ニ設ク（十月ヨリ學科十ケ月實習二ケ月）	第二回講習會（三月、一ケ月間）ヲ東京ニ開ク

(2) 保安條例の發布。先にも述べたるが如く此年七月各國全權委員に對し條約改正の延期を通知するや政黨其他各方面に於て政府攻撃の聲一層熾烈となり、慷慨の徒東京府下に集り、二府十八縣の有志總代は元老院に至り、言論集會の自由、條約改正、地租減額の三大建白の裁決を迫る等物情騒然たるものがあつた。茲に於てか政府は保安條例を發布し昂揚せる民論を抑壓せんとした。尾崎行雄、星亨、林有造、犬養毅、中江兆民、中嶋信行等四百七十餘名が皇居外三里の地に追放せられたのも此時である。尚片岡健吉等十五名は退去命令を拒みたる爲、遂に輕禁錮三年に處せられた。本條例は明治三十一年六月廢止せらるゝに至つたが、同法中第一條祕密結社の禁止及第二條屋外集會の制限は、明治三十三年三月治安警察法中に復活された。

同　四三年	高安博道（大阪）ヲワシントン萬國監獄會議ニ派遣ス（十月）	武田慧宏（巢鴨）ヲワシントン萬國監獄會議ニ派遣ス（十月）
同　四四年	本派派出監獄教務所長ヲ東京ニ召集シ講習會ヲ開ク（十月）	

明治四二年	(1)監獄協會第一回監獄官同上練習所開設ニ付現任教誨師又ハ教師ヲ入所セシム（其後毎回入所セシム） (2)開教練習所内監獄教誨科ヲ廢止ス (3)第二回女教誨師養成所ヲ京都ニ設ク	

二一　明治二十一年

一月

監獄改築時代。此の年、監獄の落成相次ぎ一月前橋監獄、三月廣島監獄、十月岐阜監獄及東京集治監の改築成つた。殊に東京集治監の如きは煉瓦及石材を使用し啻に監獄建築の模範たるのみならず當時の建築界の一異彩であつた。最近五ケ年間に於て新築落成を見たる監獄本署二十五を算へ、舊時の穢陋なる監獄の如きは殆ど其の姿を消し、我國監獄の體裁は茲に面目を一新したる觀があつた。明治十八年來逃走事故の激減の如きも此の建築の整備に負ふ所が少くないと考へる。小河博士などは十四年監獄則施行時代を以て「獨り退歩の傾向あるのみにして未だ曾て改良の成績として見るべきものなし」となすも、監獄建築に關する限り多大の業績を殘し、所謂「監獄改築時代」を顯出し、次期「監獄改良時代」の前驅として、極めて重要なる役割をつとめたわけである。

○監獄本監建築年代調（明治四十五年調）

第一期（自明治新政至同十四年）	第二期（自明治十五年至同廿二年）	第三期（自明治廿三年至同廿三年）	第四期（自明治廿四年至同四十五年）
札幌、樺太、水戸、福井、宮城、浦和、佐賀、市谷	沖繩、安濃津、長野、三池、和歌山、福岡、山形、宇都宮、高知、膳所、京都、宮崎、函館、岡山、松山、新潟、熊本、秋田、盛岡、山口、前橋、小菅、廣島、岐阜（第一回）、富山、德島、福島、大分	大阪、青森、神戸、名古屋、横濱、巢鴨、岐阜、十勝（第二回）、高松、靜岡、鳥取、松江	網走、鹿兒島、長崎、奈良、金澤、東京、甲府、千葉

三月

(1) 大日本監獄協會の設立。本會創立の動機事業の目的等に付ては五十卷五號坪井氏の刑務協會五十年回顧に詳であるが要するに當時歐米先進諸國の監獄改良運動等の刺激並に條約改正準備等の所産と見るべきであらう。五月本會目的遂行の爲、大日本監獄協會雜誌を創刊し會員其他有志者に頒布した。赤表紙に Bulletin du

la Soeiété Pénitentiaire du Japon の浮出印刷などを配し當時一般の學會雜誌の體裁に倣つた。毎號、論說、官報抄錄、飜譯、寄書、會員通信、本會記事、等の內容を包含し平均五十五六頁のものであつたが頗る啓蒙的な資料に富み誠に潑剌たる編輯振りであつた。六月神田駿河臺明治法律學校に於て第一回總會を催し越えて二十二年四月には極めて盛大なる發會式を京橋區木挽町厚生館に擧げ、會員數の如きも當時既に三千二百餘人に達し、會の基礎は益々鞏固を加へた。尙此の年十一月には第一回評議員會が麴町富士見軒に開かれ左記の通事業內容等の決議を見た。

一、機關雜誌の發行　一、懸賞論文　一、著述　一、飜譯　一、圖書の出版　一、海外通信　一、慈善會　一、集會　一、諸問及質問に答ふる事　一、實地出張調査　一、監獄學校の創立　一、各府縣司獄官練習所の標準調査　一、出獄人保護會社標準調査　一、感化院の標準調査　一、貧民教育並救助、授產の標準調査　一、教誨法、工役法、懲戒法並に獄制の調査研究。

吾々は此の決議事項を一見した丈でも創立關係者の創業の意氣が偲ばれて、之が嚮て我國監獄改良の母胎となつたことを肯づかせらるゝのである。

(2)　星亨の收監。星享外八人、出版條例違反として鍛冶橋分監に收監された。當時同監收容中の强盜殺人川崎藤造屢々破監を企てたので、已むなく、旨を含めて星享と同房せしめ四月其の死刑執行に至る迄拘禁した。流石一代の豪傑も之には少なからず惱まされたといはれてゐる。

四月

(1)　武道の奬勵。德島監獄署劍客小南某を看守に任じ專ら看守の擊劍教授を擔任せしめた。各地監獄に於て武道の練磨に力を入れ始めたのは此頃からで、春秋武道大會の記事が地方新聞などに盛に散見してゐる。

(2)　巡閱の勵行。四月內務省久米參事官の鳥取外四縣の監獄を巡閱したのを手始めとして、年內二十一監獄の巡閱が行はれた。當時、內務省が如何に獄務の統一刷新に努力してゐたかゞ窺はれる。

(3)　基督教の活躍。日本一致教會牧師原胤昭氏は釧路分監教誨師（月俸三十五圓）を命ぜられた。當時基督教各派は政府の軟弱外交に基く歐化主義の順潮に乘じて、各方面に亙り目覺しき活躍を續け遂に監獄教誨にまで進出するに至つた。卽ち日本一致教會（後の日本キリスト教會）は先づ原氏を釧路に送り次で牧野、留岡、大塚末吉、松尾等の諸氏を北海道各地に派遣し同地の監獄教誨は一時基督教の獨占に歸するに至つた。教誨叢書（看讀用）獄事叢書（職員參考用）等の出版せられたのも此の頃のことで、當時同地方囚徒にして新舊約全書又は其註釋書の購求方を出願せざるものなき有樣であつた。篤志教誨としては既に明治十四年德島に於て同十六年松山に於て牧師等の說教行はれたる形跡あるも常置教誨師としての任命は原氏を似て嚆矢とする。此の北地に於ける基督教の進出と共に同教徒に對する聖書の差入は全國一般に認められ又教誨としても靜岡、高知、盛岡等に於ては篤志的說教が許されたる事實がある。

六月

佛國監獄協會雜誌の寄贈。先に各國監獄協會に對し大日本監獄協會の設立を報じ通信交歡を求めたる結果である。其後同會より屢々我國獄制に關する照會などがあつた。

八月

(1)　鹿兒島監獄の火災。同署附屬工場傘工場より出火し、工場四棟、事務所一棟、倉庫一棟、交番三箇所、製品販賣所一棟を燒失した。原因は傘工場內に累積した桐油紙より自然發火せるものと認められた。

(2)　大谷派教導講習科設置。大谷派本願寺は教誨師の養成機關として同派大學寮內に教導講習科を設けた。

九月

(1)　福岡監獄衞生法規の制定。福岡縣に於ては監獄衞生法を制定した。淸潔法、攝生法、防臭及除濕法消毒法傳染病豫防法避病監等通計六十條より成り、當時としては極めて整備した規程で、綜合的な衞生法規としては恐らく最初のものであらう。

(2)　監獄協會事務所移轉。下谷區七軒町より本鄕弓町に移轉した。弓町、七軒町と共に佐野尙氏の寓居であつた。

十月

看守長及看守副長の俸給改正。地方官々等俸給令並警視廳官制中改正あり看守長、看守副長の俸給を改定し事務の繁閑に從ひ長官をして便宜之を增減するを得せしめた。看守長俸給は從來最高二十八圓なりしを三十八圓に引上げられたのである。

十二月

警棒の廢止。明治十四年警視廳に於て押丁の警棒携帶を許して以來改廢常なく日付きの警棒も遂に全く廢止せらるゝに至つた。

二二　明治二十二年

一月

(1) 三池集治監に憲兵配置。三池炭鑛は昨年三月三井鑛山部の經營に移されたが、監獄の採炭作業は受負作業として繼續された。當時の囚情は兇惡不良の徒多く、特に坑內は官吏の監督周到ならざる爲、囚徒間の軋轢絶えず爭鬪殆ど止む時なく、已むなく不良囚百名を撰び、北海道集治監に移した。併ら囚情は依然として鎭靜するに至らず、遂に非常手段に訴へ、憲兵を獄內に駐在せしむることゝなし、憲兵中尉以下二十六名をして之が警備に當らしめた。此の變體的な獄內治安維持方法は明治廿八年に至る迄繼續した。當時臨機の處置としては恕せらるべきであるが、長期間に亙つて、如此駐兵制度を廢止するを得なかつた事は、我行刑史上の一大汚點と認むべきであらう。

(2) 押丁饅頭笠の廢止。押丁給與品の饅頭笠を廢して帽子に代へた。押丁は看守の下位に屬し殊に其の着帽を許されざりし爲一層囚徒の輕蔑賤視せらるゝ事情あるに鑑み帽子を官給することゝしたのである。

(3) 看守押丁賞與の制。看守押丁にして功勞著しき者は昨年十月制定の警察賞與規則を準用して賞與することとなつた。巡査は既に明治六年邏卒番人賞與規則同七年巡査賞與規則等に依り賞與の途開かれありしも司獄官吏に付ては從來何等の規定がなかつたのである。（但し明治十七年三月警視廳の伺に對し巡査賞與規則に準じ賞與方を認められた。）

二月

憲法發布大赦發令。紀元の佳辰を卜し憲法發布の大典を宮中に行はせられ尙同時に大赦令を下し賜り惠澤罪囚の上にも及び西鄕隆盛亦賊名を除かれた。

1. 內亂罪。（福島事件河野廣中等。）
2. 外患に關する罪。（大阪事件大井憲太郎等。）
3. 皇室に對する罪。（佐藤俊宣）
4. 兇徒嘯聚罪。（秩父暴動、小笠原島事件等）
5. 官吏侮辱罪。（井上角五郎等）
6. 保安條例の罪。（尾崎行雄、片岡健吉、林有造等）
7. 集會條例の罪。
8. 出版條例の罪。（星享等）
9. 新聞條例の罪。（大石正巳等）
10. 爆發物取締罰則。（新潟縣中村敬太郎等）
11. 陸海軍將校の軍法を犯したる罪及兵卒水夫の軍律を犯したる罪其他軍機を漏したる罪等

五月

巡査看守精勤證書授與規則制定。巡査看守の精勤を證し其の名譽を表する爲精勤證書を附與することゝなつた。未だ之に伴ふ加俸の制を認むるに至らなかつたが看守の士氣を鼓舞する上に少なからず役立つた。

六月

(1) 賭博犯處分規則の廢止。兎角の非難あつた賭博犯處分規則廢止せられ、之より後賭博犯處分の事總て司法裁判所の權內に復することゝなつた。而して現に執行中の者はこれ迄通り取扱はしめ、若し刑法に對比して量刑權衡を失するものあらば、改悛の情ある者に限り、精査の上全免又は假免の上申を爲すべき事を命じた。

(2) 看守及監獄傭人分掌例制定。明治十四年監署雜則並書記看守長以下分掌例及傭人分課例を定むる所ありしが今回は看守及監獄傭人（敎誨師、醫師、女監取締、押丁、授業手）の職務分任事項を詳悉し一層服務內容を明確ならしめた。全章八十五條より成り七月監獄則の改正と相俟ちて獄務の刷新改善の徹底を期したのである。

(3) 小監獄の整理。內務省は治安裁判所々在地に在る地方監獄にして規模狹少なるものは刑の執行の目的を貫く能はず又比較的多額の費用を要するを以て漸次廢止方を命ずる所あつた。監獄の個數は本年以來漸減を示してゐるのは全く此の方針に基くものである。

○全國監獄調

明治二十一年	一九二	明治二十四年	一六七
明治二十二年	一八五	明治二十五年	一六四
明治二十三年	一六七	明治二十六年	一五一

(4) 巢鴨村監獄建築委員任命。警視廳會計局長石原近義に監獄建築委員長を命じ第三局長村上楯朝第一局次長兼監獄本署長山下房親會計局次長柳田養拙に各監獄建築委員を命じ尙改築費總額は四十萬圓を豫定された。（內十萬圓國庫補助）

七月

(1) 監獄則の改正並に監獄則施行細則の制定。明治五年監獄則の創定を見、同十四年第一次の改正あり今回は第二次の改正である。之が改正理由は明かでないが、當時行刑並に監獄則に對する批難の聲高く一面又條約改正準備の必要上行刑施設改善の急務を叫ぶものある等監獄法規改廢の機運を促進するに至つたものと思はれる。改正の重要事項としては

1. 處遇の大綱とも認むべき事項は勅令を以て之を定め之が施行の細則は省令を以て規定し時勢の變遷に伴ひ容易に更改することを得せしめたる事
2. 出願懲治に關する規定を削りたる事。監獄に於て不良少年を感化するの得策ならざる事を認め、歐米の例に倣ひ私設感化院に委託する事とした。
3. 別房留置の制度を廢止せる事。刑餘頼るべき所なき者は監獄に留置すべき性質のものに非ざるを以て之に關する規定を廢止し是等は總て私設の出獄人保護會に收容することゝした。(但し刑法附則第三十二條の監視及第四十七條の假出獄者に關する規定は廢止するに至らざるも此等の者をも可成保護會に收容せんことを懲戒した。)
4. 傳告者、誘工者の制度を廢止せる事。此等の者はやもすれば權威を弄して他囚を凌虐するが如き弊風あるを以て之を廢止したのである。併ながら實際に於ては雜役夫掃除夫等之に代り、獄内諸般の用務に干與して種々の弊害を醸し、積年の弊風は一朝にして根絶するに至らなかつた。
5. 階級處遇主義的精神を加味し有賞表者を優遇するの規定を設けたる事。
6. 分類拘禁に付ては年齢分類を細分し尚刑事被告人の罪質年齢に依る別異拘禁を規定せる事。
7. 未決者を優遇し、食物の自辨を許し、懲罰の規定を廢止する等苟も拘禁の目的を害せざる限りは力めて人身自由の制限を寛和せる事。
8. 給與工錢の額を增加し、重罪囚、輕罪囚共給與率を倍加せる事。
9. 書信接見の制限を寛和し、之に依り家族との聯絡を密接にし、更生自新を促がさん事を期せる事。
10. 減食罰及暗室罰執行中は毎日醫師をして、受罰者の健康狀態を視察せしむる事とし、其他保健衛生に關する規定を增加し大に人格を尊重し在監者の健康に留意せる事。

等を擧ぐる事が出來る。要するに時勢進運に伴ひ、刑事

被告人の處遇を厚くし、其他在監者の保健衛生に留意し、一面又階級主義の採用等に依り更生自新の途を開く等、刑政上一大進歩を遂げたるものと認むることが出來る。

(2) 保護會設立の懲戒。舊監獄則に於ける刑餘者別房留置の廢止に伴ふ善後處置として内務省は民間保護會の設立を懲戒し彼等を保護善導し自營の道を立てしむべき旨の訓令を發した。之より先昨年三月靜岡出獄人保護會の設立以例漸く保護事業勃興の曙光現はれ岡山、東京、京都等相次で有力なる保護團體の設立を見しが今又本訓令の勸奬に因り一層この氣運を促進し翌二十三年には埼玉、下ノ關、大分、神戸、甲府等主として宗教家の手により保護會の新設を見るに至つた。

(3) 教誨師の宿直。石川島分署は教誨師を宿直せしめ釋放事務等に當らしめた。監獄則の改正並看守及監獄傭人分掌例の改正に伴ひ、教誨師の事務分擔は著しく增加し、殊に石川島の如く出入頻繁なる監獄に於ては其の宿直をも必要としたわけであらう。

八月

沖繩縣囚人の短薙。明治十六年沖繩縣監獄に於ては同縣人に限り特に結髪を許せしが今回男囚を短薙し髭鬚を剃除せしむることゝした。同地の風俗も漸次内地化するに至つたので處遇の統一上異風を禁じ一般の例に依らしめたのである。

九月

(1) 妻木技師の囑託。巢鴨村監獄新築の工事設計及監督を米國建築學士臨時建築局四等技師妻木頼黄氏に囑託した。尚先に東京府會常置委員は大日本監獄協會に對し監獄新築設計圖を回示し之が可否に付諮問する處ありしが九月監獄協會は主幹宇川盛三郎の名を以て左記回答書を發してゐる。此の一事を見るも當時監獄協會は社會的に相當の聲望ありし事が知られる。

○監獄協會回答書抄

1. 監獄建築の方位は正南北を取る事を希望す。
2. 監舍の長サは長きに過ぐ、之を適當に短縮する事。
3. 從て監舍は甲乙二監として建築する事。

(2) 茶菓の差入を許さず。監獄則の改正に依り刑事被告人に對しては飲食物の差入が許されたのであるが右は「贅食物の差入を許したるものに非ざるを以て茶、菓子類の差入を許さゞる旨」の指令があつた。

十月

泰西監獄問答錄の出版。本書は小野田元熙氏が明治十二年一月警視監獄署長として川路大警視に隨行し歐米監獄制度取調の事に參與し豫め二百六十一ケ條の詳細緻密なる質問條項を擧げて各國政府に質だし歸朝後之が回答を蒐錄整理せるものである。當時歐米監獄制度の最も完全なる解說書として好評嘖々たるものあり我國監獄改良の好指針であつた。

十一月

(1) 警察監獄學會雜誌の創刊。本誌と協會雜誌との關係に付ては坪井氏の回顧談に詳であるが、每號の內容は論說、雜報、雜錄、飜譯、問合、寄書、統計、法令註解等で協會雜誌に比し稍部厚のものであつた。編輯振りや全體の調子は殆ど同巧異曲のものであるが本誌は警察方面にも讀者を求めた關係上警察記事がかなり豐富であつた。

(2) ゼーバッハ氏の來朝。普國非職陸軍少尉 Curt von Bee bach 氏內務省獄務顧問として來朝した。同氏は上等司獄官として久しく伯林の中央監獄に奉職し令名ありし人である。山縣內務大臣歐米巡回の途次獨逸に於て招聘の約を結び今回の來朝を見たのである。氏は來朝後直に東京府下各監獄を巡視し詳細なる復命書を提出した。此復命書は後印刷に附し各監獄に配付された。

(3) 莞莚の供用。囚人監房に莞莚を敷くことを許した。保健衞生施設改善の一つの現れとして注目に値する。

戒護 (一)

前田幸之助

一 序言
二 國家と在監人との關係
三 監獄の目的 (以上本號)
四 戒護の意義
五 戒護と司法警察權
六 戒護の限界
七 戒護の種類
八 從來の戒護概念
九 戒護の方法

一 序言

監獄內の作用は戒護、作業、醫務、敎務、會計、用度、領置、文書の八つに分類され各作用は互に協力して監獄終局の目的を達成すべき有機的結合を爲してゐる。此の爲には各作用が夫々の分野に於ける目的と性質とを認識し其の充分なる研究と發展とを圖り以て全體的綜合へと進まねばならぬ。此の意味に於て戒護を除く他の作用は現在其の概念を明確にし得て稍〻所期に近き效果を擧げてゐるのであるが、獨り戒護のみは其の限界並に內容に於て未だ茫漠たる域を脫するを得ず夫自身が持つ獨自の組織と機能とが其の在るべき所の根據を見失つて、其の在るが儘の形態に於て無意識に理解されてゐるように思はれる。戒護に從事する職員にして戒護の何たるやを卽時確信を以て說明し得る者は蓋し少いであらう。其の理解するところは單に戒護は監獄作用の根底をなすものであり、之を離れて作業なく、其の協力なくして敎化の實を擧げ得ないと謂ふ程度に於て其の存在性を認識してゐるに過ぎない現狀ではなからうか。更に深き考察に於て是等作業及び敎化と獨立して、戒護は戒護自身の目的と作用とを有するものとして理解する者ありとしても之を明かに統一的な理論に依つて概念構成にまで推進せしめ得るであらうか。確かに小河博士の謂ふが如く戒護は「監獄行政ノ最緊要務ニ屬シ監獄トシテハ宜シク先ツ此任務ヲ完フシ得ルノ後ニ於テ始テ他ノ一般遇囚ノ方法ヲ講求施設スルヲ順序トナスヘキ」(一)ではあらうが、

其の謂ふ所の任務の何を指稱するやを明にすることなくしては遇囚の方法を發見することは困難に屬する。現在監獄に於て實際執行されてゐる個々の戒護勤務を列擧するのみにては未だ以て其の任務を說明したりとすることは出來ぬ。且又戒護勤務者は單なる牢番でもなければ見張でもない、人と人との關係に於て收容者の改過遷善に從事する敎育者なりと自負するとしても、夫のみにては作業、敎務等他の作用と何等撰むところなきに至る。私達はかゝる戒護の派生的な作用を理解する前に其の根源たるべきものを考察し其の指導原則の發見に努め統一的理論構成を試むるの必要があり、而して後に始めて戒護の各部分的な作用及び他の監獄作用との關係を考究すべきであらう。

素朴的に見て戒護は確に他の作用と異る目的性質を持つてゐる。それは實力行使と言ふ點であらう。然らば如何なる範圍と程度とに於て實力行使は容認されるか、これは重要にして且解決を要求さるべき課題である。それは一定の限度を有し無制限なるを得ないと共に、其の濫用の違法なることは何人と雖も承知してゐるが、唯合法的基礎限界を明確にしてゐないが故に不必要に實力を加へ以て人權蹂躙として收容者の怨を買ひ世の非難を招來してゐることがなからうか。既に實力行使の權能ある以上適法なる規準の上に立つて其の權能を行使するに何の躊躇するところがあらう。監獄官吏をして武者人形たらしめざる爲にも（二）實力行使の持つ意義を再認識するの必要を認める。

然るに監獄法規は此の限界を示すに叮寧懇切なるを得なかつた。其の戒護に關するものは武器と戒具とにつき規定した二三のものを除き、總て實務的な末梢的な勤務方法を示したに過ぎない。根本に遡つて戒護の本質に就ては一に之を條理の認むるところに委ねてゐる。又多くの訓令通牒も其の何れが法規であり何れが職務命令に過ぎざるものなりやの區別が明かにされてゐない。

故に戒護を正視せんとするならば戒護に於ける條理は何なりやを先づ靜思し然る後其の法律上の性質を論定せねばならぬ。從來戒護に關し說かるゝところの多くは實務的な、戒護官吏その者に對する行政命令的なものに屬し、戒護本來の特質を法律的に分析組成したものは少い。故に倫理的な立場に於て又は職務規範的な見解に於ては戒護は既に說明されたとすることは出來るが、法理的な意味に於て將又立法政策的な見地に於ては、未開拓の分野に屬するものと言ふも過言ではあるまい。而して

實に此の法律的な淵源に於てのみ實力行使は理解せらるべきである。何故ならば職務命令は如何に之を整備するも、それは單に上官に對する關係に於てのみ効力を生ずるものであり、收容者との折衝に於て法規として活動するものではないからである。

私は今此の方面に一の儚い探索を試みようとする。然し其の前に戒護の存在基礎たるべき問題に言及する必要を感ずる。それは國家と收容者との間には如何なる關係ありやと謂ふことゝ抑も監獄の目的とするところは何處に在りやと謂ふことゝである。是等に關しては從來多く說かれ今後尙論ぜられることであらうが、私は戒護の概念構成に役立つものゝみを選び其の趨勢を察して最初に之を揭記したい。然る後に戒護の有する地位を考究するは其の理解に寄與するところ多からんことを察するからである。

然し私の此の試みは決して戒護の概念に明確なる一線を劃し問題を將來に遺すことなからしめんとする野望から出發したものではない。唯今日迄種々說明論議さるゝところを以て滿足し得ないが故に、私一個の貧弱且一面的な觀點よりして法律上に於ける戒護の何たるやを思ひ、それに依つて實力行使の合法的範圍を考へてみたいとするのみである。其の獨斷的なりとの非難の有り得ることを認める。

一　小河博士「監獄法講義」第一七八頁
二　小河博士前揭第二〇〇頁

二　國家と在監人との關係

一　國家と監獄に拘禁せられたる者との間には國家刑罰權の執行並に其の確保なる範圍內に於て一の特殊なる關係を生ずる。此の關係は刑確定前に於ては刑事訴訟法第一〇三條第二項、第一〇八條、第一二三條、第一二九條に依る勾留狀及勾引狀の執行に因り、刑確定後に於ては刑法第一一條乃至第一三條及第一六條に依り監獄に拘置せらるゝ因り發生するものであつて、前者を拘置關係と稱するならば後者は行刑關係と謂ふことが出來る。兩者は其の目的及び作用を異にし同一理論を以ては律し得ざるものが存するのであるが、共に國家と特殊關係に立つと言ふ類似的性質を有する故と、現在の監獄は自由刑の執行を以て最大の任務とするが故とに依つて、此處では行刑關係に付てのみ概觀を試み、其の是認さるゝところの原則を抽出するに止め、拘置關係に付ては之を類推準用することにしても强ち不當ではあるまい。

二　此の行刑關係は近世に至る迄明かに理解さるゝところがなかつた。犯罪者に對し刑を科し之を國家の特別支配下に置くの手續に關しては早くより論議され整備せる法制を設けたやうであるが、其の支配の內容に至つては之を規定することなく官吏の專斷に委ねたのであつた。此の時代に在つては法規と訓令との區別もなく、囚人に對し如何に慘酷陵虐の行爲を爲すも單に上官に對する訓令違反の責任を負ふに止まり、囚人に對する關係に於ては何等違法とせられることがなかつた。然し囚人はその囚人たるが故を以て總ての利益を拒否され、負擔すべからざる義務を課せられなければならぬとする論據はない。此處に於て之を人道的に救濟せんとしたのがジョン・ホワードであり、理論的に剝奪すべからざる權利の存在を主張したのがフロイデンタールであつた。(三)(四)

思ふに囚人も人であり社會の一構成員たるが故に獨逸憲法の所謂「人たるに値する」(五)生存の權利を有せねばならぬ。國家との間に特別なる權力服從の關係を生じ、其の關係內に於て不特定なる行爲不行爲を命令强制さるるとしても、自らそれには一定の限度があるべきである。換言すれば國家は犯罪人に對して自由刑を科するに當り豫め剝奪すべき法益の範圍と程度とを合理的基礎の上に定めて置かねばならぬ。此の意味に於て行刑關係は權利義務の關係たるの性質を帶び、專制關係たるべからざるに至る。斯くして囚人の法律的地位の確認と行刑關係の法制化とが重要なる要請となつた。

然るに刑法並に刑事訴訟法は一の不法行爲に對し法律的價値判斷を爲し之が刑罰に値すと認定することに依て其の任務を終了したるものとせられる。卽ち不法行爲者をして國家との間に學者の所謂特別權力關係(五)此處に謂ふ行刑關係に立たしめる意思表示を爲すを以て終り其の關係の何たるやを自ら明かにすることなくして之を他の法規に讓る。「裁判は形式なり、行刑は內容なり。」なる語は此の間の說明として理解せられる。

三　斯くして刑罰內容の表現に對する要請に應じて生れたものが監獄法である。我憲法は臣民の自由制限は必ず法律に依るべきを當然のことゝせるを以て行刑關係も法律を以て規定せらるべく、此の意味に於て監獄法の形式は正當であつた。然し同法は總ての行刑關係を法制化したものと言ふを得ない。第一に規定するを不適當と認めたものを除き第二に規定するの要を認めたるも自ら之を規定せずして他の法令に委任せるものが存する。此の兩者は表面行政權の包括的裁量に委ねられたる觀を有するも尙それは行刑關係の法律化と謂ふことに依り制限を受け、任意に規定し解釋するを許されない。卽ち監獄法の認めざる事項は勿論、其の認めたる事項に付ても監獄法の豫期する以上に裁量するを得ない。單に此の場合何が法規なりやを自ら認定するの權能を有するのみにして、進んで何を法規とすべきかに關しては何等權限なきものとするところの法規裁量であらねばならぬ。(六)而して裁量に當り其の規準となるべきものは條理を措いて他にあるべきではないが、監獄法に關する限り未だ以て條理は究明せられてゐないと謂ふことが出來る。其の條理なりとするところのものは多く次に述べるが如く刑罰理論從つて監獄の目的に對し採る態度に依て決定せられ、或は時に全く相異る理念の對立を見る。然し法規裁量の淵源たるべき條理は監獄なる制度に變革なき限り常に恒久のものたるを必要とする。所謂罪刑法定主義の完成は行刑關係の法制化卽ち監獄法規の整備と共に恒常的性質を有する條理の發見に依てのみ期待し得る。此の意味に於いて現在條理とするに爭なきものとせらるゝのは自由刑の本質として論ぜらるゝ原則である。(七)(八)(九)

四　抑も自由刑の內容は隔離に在る。隔離は其者の拘禁と、及び其者と第三者との交通の隔絕とを含む。これ以外に涉つての自由の制限は刑としての自由刑そのものよりは當然に抽出さるものではない。故に例へば呼稱番號を以て代名詞とし、獄衣を着用せしめて定役に服せしめ、質及量に於て制限ある糧食を給するが如きは自由刑の執行に必須要件なりとするを得ない。況んや思考の自由の如きは人として奪ふべからざる權利に屬するが故に之が制限を以て自由刑の內容とするを得ないことは勿論である。(十)　如何なる範圍に於て刑罰の目的實現の爲に爲される手段が妥當適正なりやの研究は技術としての監獄學に屬するが、而して實際累犯防止として刑事政策學に於て講求せられてゐるが、此の範圍は時と場所とに因つて變化するものとせねばならぬ。而して又採るところの刑罰理論に從つて排他的に着色さるゝの事實は拒めない。然し何れの時及場所に在つても又何れの說に依るも自由刑は單なる自由刑にして他種の刑罰を含まずとの結論は容易に導き出すことが出來る。

此の結論に從へば自由刑は第一に生命刑ではない。故に生命に危害を與ふるが如き執行方法は如何なる場合にも許されぬ。卽ち囚人は監獄內に於ても尙生存の權利を有し、其の醫療、衣食に對する制限の如きも當然一定の限度を有するものとされる。第二に身體刑は別個の刑で

ある。故に笞刑、杖刑、墨刑、去勢刑の如きは何れも自由刑ではない。卽ち囚人に實力を加へることに依り其の身體に傷害を與へたる場合、かゝる實力が自由刑執行の手段として容認さるゝものなりや或は權限を逸脫せるものなりやに關し往々疑を生ずるのである。生命に危害を與へざる程度に於ける醫療、衣食の問題も之に入る。監獄は其の性質上實力行便を必要としながら尙斯くの如き制約を受くるものであつて、此の間に於ける矛盾せざる關係は深く之を研究し理解して置かなければならぬ。第三にそれは名譽刑ではない。他の法律に依る反射作用としての資格制限は止むを得ざるとするも、囚人は囚人なるが故に其の社會的地位及權利能力を喪失せらるべきものではない。刑事訴訟に於て名譽の尊重が要求されてゐるが（例へば我刑事訴訟法第二五三條）同樣に監獄內に於ても要求さるべきものである。第四にそれは財產刑の性質を有しない。故に拘禁の事實よりして經濟的損失及勞働搾取の結果を生ぜしめてはならない。然し拘禁はそれ自身に於て既に多少の經濟的不利を招來するものであるが故に、其の合理的均衡と及び監獄內に於ける作業從つてそれより生ずる作業賞與金とに關し困難なる理論及事實に逢着する。

斯くの如く自由刑の本質を追求し剝奪すべき法益とすべからざる利益との間に明確なる區劃を認識し、以て理論上純粹の自由刑を確保せんとするのが所謂自由刑の醇化である。（十一）（十二）（十三）（十四）（十五）

五　之と並行して自由刑の孤立化と云ふことが叫ばれる。卽ち自由刑の執行は人及時に於て一定の制限があるとするのである。其の人に關する方面では自由刑の效果は其の者のみに發生すべく連坐の適用なしと謂ふことになり、其の時に關するものは刑罰期間に限定すべく豫防拘禁、保護觀察等の理論的根據は再批判を受くべきものとされるのである。（十六）

六　畢竟するに自由刑の醇化並に孤立化は自由刑の作用を確認し適當に之を制限せんとするものであつて、行刑關係の限界に關するものと稱し得る。而して是等條理と成文とに依り法規化された行刑關係に於ける權利義務の總稱を監獄に於ける處遇とする。處遇は單なる事實關係にも非らず、期待し得べき利益にも非らず、其の限界內に於ては法に依り執行され法に依り保護監督せらるべき權利義務である。加之それは官吏に對する訓令的意味を有するに過ぎざるものに非らずして、國家と在監人との兩者を拘束する法律關係たるの性質を有する。（十七）

(11) John Howard, State of prison in England and Wales 1777.

(四) Freudenthal の著は甚だ多い。就中 Die rechtliche Stellung des Gefangenen in Deutches Gefängnisweesen, 1928 が名高い。

五　獨逸憲法第一五一條は menschenwürdiges Dasein を規定してゐる。

六　美濃部博士「行政法提要」上卷五七頁以下、博士は特別權力關係の實例として「國家ノ特別ノ監視ノ下ニ置カル、者」中に刑務所囚人を擧げ「其ノ權力ノ範圍モ亦專ラ法律ニ依リテ定マル」とされてゐる。三の行刑關係の法制化を當然視された結果であらう。

七　美濃部博士前揭著書八頁以下には行政と法規との關係をイ、法規のみに依る規律の完成、ロ、法規の執行、ハ、法規の授權、ニ、法規の制限の四に分たれ二三頁以下に於て行政權の限界を述べられてゐる。殊に裁量權の限界及び裁量權の內容に關する制限に付き二九頁以下。

八　行刑關係の法制化を論じたものとして Freudenthal の Gefängnisrecht (Holtzendorf-Kohlers Enzyklopädie, 1914 所載) がある。尙牧野博士「教育方法としての刑罰と法律關係としての刑罰」（行刑論集所載）四一頁以下にフロイデンタール並にリープマンの所論を揭げて批判せられてゐる。

九　行刑關係が法律關係であり成文化さるゝ必要ありと謂ふことに付て中尾書記官「刑務立法に關する要望と世界の動向」（刑政第五〇卷第七號卷頭言）但し其の中に「受刑者の法律上の地位を擁護せんとする一派の態度を痛罵し之を沈默せしめて居るナチスの御用學者がある」とせられてゐる。

十　但しこれに付ては有力な反對がある。Wolff は其の著 Strafvollzug und Rechtsstaat, 1933. に於て自由刑の內容中に「自由なる意思活動の剝奪」を包含せしめてゐる。

十一　此の點に關し前揭フロイデンタールの所論の他に我國に於ては正木氏「法制上より見たる自由刑の本質」（志林第三三卷第九號乃至第一一號）が著名である。

十二　去勢に付て吉益氏「去勢の效果と適應に就いて」（刑政第四七卷第一一號）

十三　木村龜二教授「斷種」（刑政第四六卷第九號第一〇號及第一二號）

十四　生命刑及身體刑は自由刑に非らずとの論據より最近囚人の最小限度の生活標準が論議せられる。これに關し牧野博士「行刑に於ける『生活標準』問題」（刑政第四八卷第七號）

十五　監獄に於ける作業賞與金が勞働搾取の性質を帶ぶるに非らずやとの疑問が往々生ずる。これに付て寺光氏作業賞與金考」（刑政第四六卷第一二號）

十六　Wolff 前揭論文

十七　處遇を此の意味に用ふるには反對があらう。卽ち法律關係としてゞはなく、遇囚方法を內容とする官吏に對する訓令をも含めて處遇とするのが通常であるからである。

三　監獄の目的

監獄の目的は刑罰の目的に依て定まるものであり刑法學者、行刑學者の好んで論爭するところである。今日の

多くの文献及研究は程度の差こそあれ凡んど全部此の問題に關するものであると言ひ得よう。夫程今日の行刑組織の根底に影響を及ぼすものではあるが、私は今之を採り上げて論爭の渦中に入る意思はない。唯戒護の概念を定むるに先立つて一應瞥視してみるに過ぎない。

抑も刑罰の目的は種々あるであらうが之を犯人に對する作用と犯人以外の者に對する作用とに分つて考察するを便宜とする。犯人に對する作用は廣義に於て特別豫防主義と稱することが出來、更に分つて隔離と特別處遇とする。特別處遇の手段として匡正方法を用ひ、教育方法を用ひ、又は威嚇方法を用ふる。犯人以外に對する作用は第一に被害者に對し第二には社會に對するものであつて何れも應報思想を滿足せしむるに役立つ。是を一般的豫防と稱する。第三に國家に對する方面としては國家の有する苦痛の限度を表現すると共に犯人を其の特別權力關係内に置き一定の處遇を爲さゞるべからざる責務を生ぜしめる。

是等は何れも或は純粹の意味に於て或は折衷的意義に於て、何れかに重點が置かれて論ぜられる。之が刑罰理論であつて其の最も代表的なるものを教育刑主義と應報刑主義とする。兩者は今尚各自の合理的妥當性を主張し妥協の餘地なきもの、如くである。然し何れの說を採るにしても刑罰とは國家が犯人の不法行爲に對して科するところの法益の剝奪であり、自由刑は國家と不法行爲者との間に行刑關係を生ぜしめると謂ふ點は一致してゐる。卽ち行刑關係の内容は其の採るところの理論に依つて着色さるゝが、行刑關係そのもの、存在は爭なきところであると謂ひ得るようである。

監獄の目的は此の行刑關係を基礎として或は教育的に或は應報的に發展する。然し何れに發展するとしても基礎に變更は生じない。換言すれば監獄の目的は恒久的なるを得ずして可變性なるに拘らず、特別權力關係の存在することは監獄制度の維持せらるゝ限り不變である。戒護の目的を定むるに當つて此の關係は重大なる役割を持つ。(十八)(十九)

十八 刑法理論に關する文献は數多く列擧するを得ない。我國に於ける主觀主義刑法、教育刑主義刑法の標榜を牧野博士とする。尙木村教授も此の主義に屬する。

十九 一九三三年以後獨逸は應報刑に傾いてゐる樣である。偉大なる主觀主義刑法學者リストを生める國なるが故に其對照に意味深きものがある。最近の獨逸行刑論としてハウプトフォーゲル「將來の行刑制度の目的に就て」レッシュ「累進刑制度の回顧と展望」(フライスレル編「刑事訴訟及行刑制度改正要論」司法省刑事局飜譯「思想研究資料」第五十七輯)がある。同樣の内容を有するものにして本輯の前に司法省調査課に依つて飜譯されたハウプトフォーゲルの「將來の行刑制度は何を以て目標とすべきか」に對しては中尾書記官の批判がある。(刑政第五〇巻第二號第五號第六號)

Penal Treatment in New Jersey — 1668-1934

Emil Frankel

ニユウ・ヂヤーシーに於ける行刑制度の變遷 (一)

エミール・フランケル

數年前、アメリカに遊んだアイルランドはダブリン市の「アイリッシュ・ステーツマン」誌の主筆ヂオージ・ラッセル氏は、そのアメリカ印象記の中で、

「スカイ・スクレーパー(摩天樓)がアメリカに生れたのは、この世紀に於ける一つの驚異と云はなければならない。看よ、彼の白日を射て直ちに蒼穹に逼まらんとするスカイ・スクレーパーの勢ひを。三百メートルのウールウオルス・ビルデイングを只だ馬鹿々々しいと笑つてはいけない。飽くまでも尖からうとするのである。憧憬を有つてゐるのだ。自分はニユウ・ヨークのスカイ・スクレーパーを仰いだ時、現實をはなれて無限を追はんとする浪漫的(ロマンテイシズム)精神の人間に存して宿命

プリズン・リホームの運動では、なんといつても、アメリカは世界をリードしてゐるといつても可いだらうが、これは、ただアメリカ人の例の物好きだといつて、あつさり片づけてしまうわけにはいかないのである。このムーブメントの底には、たしかに、アメリカの新天地に逃がれて信仰の自由に生きる理想國を建設しようとした彼のクエーカー教徒の懐いてゐたアイデアリズムの精神と傳統の國民の間に流れて盡きざるものあるを看取しないわけにはいかないのである。合衆國民を只鐵や石炭や石油を掘り出してうれしがつてゐるばかりのダラー人種だとけなしてしまうのは、この頃の流行り文句の、ちと認識不足とやらではなからうか。

的なるものあるを今更ながら思はざるを得ないのである。我等がスカイ・スクレーパーの有つてゐる意義と其夢むる所を解釋しようとするならば、是非共アメリカ人の何物たるかを知らなければならない。自分は信ずるのである、スカイ・スクレーパーの有つてゐる意義と夢との中にこれから先きの人間の運命を解くべき鍵が潜んでゐるのであると」

と曰ひ、更らに、

「彼等（アメリカ人）は若い。伸びよう〳〵とする。彼等は常に何物かを求めて已まないのである。だから、彼等は始終事業でも、ビルデイングでも、出來上つたかと思ふと直ぐにたゝき壞して、平氣で新しくやり始める。彼等の性格の中には無限を追ふロマンテイシズムと絶對なるものにあこがれるアイデアリズムの要素をかなり多量に有つてゐるのである。たとへば、ホードのような大工業家（マグネート）にしても、決して錢儲けが唯一の目的ではなく、その事業にはたしかに此の二つの要素が含まれてゐるのである。」

とも說いてゐるのである。

これは、溢美でも、誇張でもない。心あるものは誰しも氣がついてゐることなのである。彼等の唱へた國際聯盟にせよ、ウオールド・ピース（世界平和）にせよ、其思想はたとへ子供臭いと言はば云へ、とにもかくにも、自家の利害を超越したもので、人類に對する義務と國際生活の進歩向上について或る世

的なセンスを懷いてゐるものでなければ、敢て提唱し得る所ではないのである。

アメリカに於けるプリズン・リホームの運動も、實に亦たルーズベルトの「ニユウ・デイール」に看取し得るが如くに、等しく合衆國民の懷抱するソーシアル・リホーム（社會改良）の精神に培はれたアイデアリズムの一端の呈露したものである。

ソーシアル・リホームのアイデアリズムに培はれてゐない政治も經濟も、意義ある人間活動としての其名に値しないものである。世界はいやでも應でも動いて行く。動いて行く世界にどうにかして或る方向を與へようとする。若し、人生に意義ありとせば外にはない、人間の個の意圖の中に存するのみである。「ユートピアを包含してゐない世界地圖は一顧するの價値すらない」、とオスカー・ワイルドは曰つたが、このユートピアに向つて試みられる人間のエラン・ヴイタール（生命の躍進）の中にこそ生活の意義と價値とが存してゐるのである。リホーム・スピリット（改新的精神）はこの躍進になくてならないプロペラーなのである。

プリズン・リホームは時々の氣まぐれの道樂ではない。時代の進行に伴つて必然的に起つてくる人間の活動としての社會的なリホーム・ムーブメント（改新運動）の一つのフイーチユアたるにすぎないのである。プリズン・プロブレムは、犯罪問題と共に、單に法律（リーガル）上の問題として取扱はるべきものではなく、人生の缺陷多く運命の壓壘を思ふものゝ、何人も等閑視する能はざる大きな社會問題（ソーシアル・プロブレム）なのである。自由な社會をきつぱりと絕緣するプリズン・ウオールの裏に生活する人々をいかに取扱ふべきであるか。釋放してからは、さてそれからどうしたら可いのか。處遇（トリートメント）と復歸更生（レハビリテーション）の二つの問題は、これを官吏や學徒の手にのみ委ねてをいて顧みないで可い瑣末な問題ではなく、人としてシテイズンとしてソーシアル・リホームを擔當してゐる我等の自ら進んで考慮し解決しなければならない問題なのである。

社會生活を調整し是正するを目的とするソーシアル・ワーク（社會事業）の本場であるアメリカに、プリズン・リホームの運動の盛んであるのは自然でもあり、且つ當然でもある。しかも、彼等は、今や已に、進んで國家の行政的活動としてのプリズン・ワークをすら一個のソーシアル・ワークとして取扱はうとしてゐるのである。デモクラシーの國としてさもあるべきではあるが、それにしてもアメリカン・シテイズンの社會的關心の淺からざるものあるはこれを認めざるを得ないのであつて、移住以來のクエーカー教徒のプリズン・リホーム（ペンシルバニア・システム）に對する熱情のなほ未だ鎭せざるものあるを思はしむるのである。

ふり返つて、我國の現在を顧るに、行刑制度に關する論議の漸く旺んなるにも拘らず、プリズン・プロブレムを眞面目に考慮し檢討して制度の改善に一臂の力を致さうとする確乎たる意圖を有つたシテイズンによつて組織されたアソシエーションの未だ一つだにあることを聞かないのは、どうしたものであらう。我國朝野幾多の人士にして一人のシテイズンとしてこの問題に興味を有つてゐるものはないのであらうか。無理算段でオリンピックを開催しないでも、別に一國の體面にかゝはることもあるまいが、フアースト・バワーを以て自ら任ずる我國民にして、眞個のプリズン・アソシエーションの一つだに有つてゐないといふことは、國民のシテイズンとしての社會的關心のあまりにも稀薄なるを暴露するものであつて、これこそ恥づべきの甚しきものではあるまいか。庶政一新の叫ばれる前に、國民はソーシアル・リホームの精神の何物たるかを三思すべきである。

合衆國の大西洋海岸のニユウ・ヂヤーシー・ステートはお隣りのニユウ・ヨークと相並んで合衆國中最も進歩した行刑處遇の制度を有つてゐるステートの一つと稱せられてゐる。玆處に、このステートの三百年に近い歷史を背景とせる行刑制度の變遷を尋ねて、このステートのシテイズンのプリズン・リホームに盡した努力の跡を閱みするのは、極めて有益で且つ興味の深いことゝ思ふのである。

筆者エミール・フランケル氏はニユウ・ヂヤーシー・ステートの行刑省（Dept. of Institutions and Agencies）の統計調査部長である。

「このステート（ニユウ・ヂヤーシー州）に於ける行刑並びに矯正の諸の施設は、ステートの持し來つた刑事行政―犯罪に對する福利防衛の政策と方法―のシステムの一部を成すにすぎないのである。是に於てか、此等施設の達成すべく豫め定められたる目的を考慮することなくしては、施設の研究もできず、從つて其缺點に對する賢明なる救治策も講ずることはできないのである。議會に於ける行刑上の立法に表明せらるゝステートの犯罪に關する政策は愼重に檢討せられ、刑罰に關する近代的科學によりて其の健不健は試驗せられなければならないのである。」

以上の語は、一九二七年ニユウ・ヂヤーシー州の議會によりて創設せられ、故合衆國上院議員ドワイト・W・モロウ（リンドバーグ大佐の岳父）を委員長とせる行刑調査委員（Prison Inquiry Commission）のステートメント中に見出さるゝものであるが、是れ實に、明かに犯罪問題討究についてのこの委員の爲政家たるに恥ぢざる態度を示すに足るものと云へるのである。

是に於てか、委員は、當時直ちに着手しなければならなかつた刑務所の現狀の調査ばかりでなく、犯罪問題に對處せる議會、裁判所、及び、行刑施設の實際の經驗と共に、同時にまた、行刑制度の蔽ふべからざる缺點を補修改良すべく時々試みられた當局並びに其他民間篤志の努力を句括したこのステートの行刑制度の詳細なる歷史を編纂したのである。

以下、その梗概を掲げて大方の讀者の鑑賞に供せんとするものである。

一　殖民地時代の刑法

一六六八年五月、エリザベスタウンで開かれたニユウヂヤーシー州の最初の議會（General Assembly）によつて刑法が公布せられたのであつた。この法典は一六七五年十二月多少の變更を加へられて新たに改めて公布せらるゝことになつたが、これが東部ヂヤーシー（一六七三年にニユウ・ヂヤーシーのプロビンスは東部西部の二部に分たれた）の刑事訴訟手續の基礎となつたものである。

この刑法は、ニユウ・ヘーブン殖民地からの移住民によつてニユウ・ヂヤーシーに輸入された刑事裁判に關して抱かれてゐたピユリタン教徒の峻嚴な思想を表現したもので極めて特色のあるものである。それは、この時代のあらゆる刑法に通して存してゐる特色たる刑罰の峻嚴を例示してゐるばかりでなく、當時の刑罰理論に於ては禁錮制が比較的に小さな役割しか有つてゐなかつたことを說明するものであつて、極めて興味の多い文獻とも見るべきである。

この刑法に於て規定されてゐる刑罰は、死刑、傷毀刑（mutilation）、烙刑（branding）、足枷（stocks）、或は、笞打（whipping）等の形式によつたものである。後に至つて發達したもので、一般社會に認められるゝに至つた刑罰の一樣式としての禁錮なる觀念は、一部は、十六世紀の中葉から歐洲に發達し始めた勞役場（work-house）の施設から、また一部は、西部ヂヤーシー及びペンシルバニアに於てクエーカー教徒によつて案出された行刑施設の經驗から由來したものである。クエーカー教徒はピユウリタン教徒よりもヘブライのレビテイカス（モーゼの五經の一、卽ち法律部）の感情によつて支配せらるゝことが遙かに少かつたのであつて、死刑を嫌忌するの情は彼等をして比較的に寬和にして效果的なる刑罰の一方法として苦役を課する禁錮を以て便利なりと思はしむるに至つたのである。

東部ヂヤーシーに於けるピユーリタン教徒の勢力感化はかなり強いものであつて、一六七七年の法律にも明かに示されてゐるのであつて、峻嚴を極めたものであつたが、しかし、漸次、クエーカーの勢力が增大してきて、一六八二年に東部ヂヤーシーで起草された刑法並びに民法にはこの狀勢が强く感ぜられてゐるのである。刑罰は寬和せられ拘禁のための牢獄が設けらるゝに至つたのである。もつとも、拘禁といふこの刑罰は主として債逋あるものに用ひられたのである。

西部ヂヤーシーに關しては、裁判についての最初の規定は、一六七七年に於てクエーカー教徒の地主によつて起草せられたこのプロビンスの彼の有名なる憲法中に收錄せられてゐるのである。この憲法は、"The Concessions and Agreements of the Proprietors, Freeholders and Inhabitants of the Province of West Jersey in America"（西部ヂヤーシー州の地主及び住民の特權並びに協約）と稱するものである。前揭の一六六八年及び一六七七年の東部ヂヤーシーの法律と比較すると、クエーカーのこの憲法の裁判上の規定は著しく溫和で、

陋習を脱した進歩したもので、刑罰も寛大で裁量によつてどうにでもなる彈力性に富むだものであつた。また、思想並びに信仰の絶對的自由が宣布されてをり、且つ、善意の債務不履行者の禁錮の廢止せられたことは、この時代に在つては特記すべき現象といはなければならないのである。

一六八八年以後僅かにしてピユウリタン教徒の西部ヂヤーシーに移住するもの漸く增加し、その影響は刑事立法に反映して刑罰の峻嚴は益々加はるに至つたのである。かくして、犯罪に對する法の裁きに關するクエーカー教徒の溫和な思想を表現するものとして始まつた西部ヂヤーシーの刑法は、十七世紀の末葉には、ピユウリタン的な東部ヂヤーシーの刑法の諸の峻嚴苛烈な特色を取り入れることになつたのである。

一七〇二年に、東部西部の二州の合一されてからは、別に目立つた變化は刑法には見られなかつたのである。ピユウリタン的な東部の峻嚴苛烈なヘブライ流の刑法とクエーカー的の西部ヂヤーシーの溫和な刑法とは、此等二種の刑法を生ぜしめた諸の社會的勢力の相互的な交錯滲透によりて漸次に同化融合せられて、殖民地時代を通して維持されたのであつた。

二　殖民地時代の行刑施設

ニユウ・ヂヤーシーは、ペンシルバニアと共に、確乎たる意志を以て終始一貫してワークハウス（勞役場）の制度を行刑組織の基礎として利用するクエーカー教徒の主義慣習を採用した最初の州たるの榮譽を荷つてゐる點で、アメリカの行刑史上に特記さるべきものである。當時行はれてゐた殘酷な拷問と罪の大小を問はず一括的な死刑の適用とを極度に嫌厭した結果、クエーカー教徒は當然犯人に對して社會を防衞し且つ同時に犯人の處罰と改善との目的を達成すべき主たる手段として苦役を課する禁錮を選ぶに至つたのである。

十八世紀に於てニユウ・ヂヤーシーに發達したワークハウス（勞役場）の制度は、大體に於て、ピーナル・システム（行刑制度）の基礎としてよりはむしろ貧民救濟及び浮浪賣淫の禁遏のための手段としてワークハウスを利用してゐた當時の歐洲（オランダ）の慣例に倣つて組織せられたものなのである。ミツドルセツクスのカウンテイー（郡）に最初のワークハウスを創設した一七四八年十二月の法律は、勞役場の制度の性質と目的に關する當時の意見の如何なるものなりしかを明かに示してゐるのである。卽ち、右の法案の可決の理由として、ミツドルセツクス・カウンテイーの住民の議會に提出したる請願によりて「近來同郡には貧民非常に增加したるを以て、郡の行政上の取締を改善するため、都市の扶助を要する貧民を給養し且つ勞役に就かしめ、同時に、かゝる貧民の兒女を勤勉の風に保育敎化するがため同郡中にプーアハウス（貧民院）を、また同時に、郡內に在る凡ての浮浪者乞丐の如き怠惰にして秩序を亂す徒を處罰し勞役せしむるため、並びに、淫蕩不倫の所爲を禁遏するため勞役場及び矯正院（House of Correction）を創設するの極めて喫緊事なることの證明せられたるが故に」といふことが陳述されてゐるのである。

三　ステート・プリズンの起原

十八世紀の末期より十九世紀の中葉に至るニユウ・ヂヤーシーに於ける行刑處遇の歷史は、其本質に於ては、ステート・プリズン（州立刑務所）（アメリカ合衆國の英國の羈絆を脫してよりプロビンスであつたニユウ・ヂヤーシーは聯邦の一としてステートと稱せらるゝことになつたのである）の發達の歷史に外ならないのである。

一七九七年三月一日、ニユー・ヂヤーシーのステート・プリズン創設の最初の動議が發せられて、此の日、議會の決議によつて議員の一人なるヂオナサン・ドーン氏は新しいステート・プリズンの建築用地として今日トレントン市に編入されてゐるラムバートン町に於ける六エーカー半の土地をピーター・ハント氏より購入するの用務を委任せられたのである。この時六ケ月以上の禁錮に處せられてゐる凡ての受刑者は刑の言渡後二十日以內にカウンテイー・ヂエールよりこのステート・プリズンへ移され、六ケ月以下のものはヂエールに拘禁さるゝことになつたのである。

この時の規定によれば、ステート・プリズンに收容された受刑者は、「最も苦しい最も賤しむべき」勞役に服せしめらるべきものとしたのである。しかし、若し受刑者中特に勤勉で、その勞働の成果たる製品の價格の檢擧費及び收容費に超過したる場合には、かくして生じたる過剩利益の一半は彼等に支給せられることになつてゐたのである。同時に、このステート・プリズンのキーパー（所長）をして一層戒護の任務に精勵せしむるの目的を以て、プリズン生產品の總賣上代金の五パーセントを收むるの權利が彼に許されてゐたのである。

近代の建築術や行刑學の立場から看たら、この初期のステート・プリズンの極めて不完全であつたのは已むを得ないが、それにも拘らず陋倭なるカウンテイー・ヂエールに一切の有罪者を拘禁した以前のシステムに比較したならば非常な進歩をなしてゐたといふ事實は看過されてはならないのである。このステート・プリズンに於ては、刑事被告人と既決囚との處遇の間には是非なくてならない程度の差別は立てられてゐたのである。收容者に與へらるべき作業の設備もあつて、少くも、幾分にしても、建設當初よりカウンテー・ヂエールの特色ともいふべき徒手遊惰の惡風を除くに努めたのであつた。

四　最初の行刑調査

—— Prison Investigation ——

ステート・プリズンの建設後三十二年の一八二九年に議會によつて指命された委員によつて最初のプリズンの調査が行はれたが、これによつて、古いステート・プリズンに於ては十分な規律訓練の施されることは不可能であつて、經濟上の見地からしてもこの古いプリズンの處遇のシステムは全く失敗であつたことが明白になつたのである。更らに、委員は、「パンと冷水とのみの給される獨居拘禁（solitary confinement）の適用さるゝこと多く、其の期間も二十日乃至三十日に及ぶことは稀ではなく、且つ、これは亦た冬期に於て何等溫煖の用意なきセル（監房）に於ても行はるゝのである。かゝる境遇の下に受刑者の受くる苦痛は甚しいもので、この拘禁を解かれたる時には、往々にして全く作業の能力を喪失してゐるほどに健康を毀損され、再び作業に就かしむるまでには、健康を毀損するに要したゞけの時間を病院に於て費さなければならないのである」、といふ悲しむべき刑務所の狀態を發見したのである。

是に於てか、遂に一八三三年一月十一日附のメツセージに於て、ガウアーナー（知事）のサウサードはこれまで前任者の相次いで持し來つた舊ステート・プリズンに對する反對の意見を自分も支持することを開陳し、新しいプリズンを建設するの絶對的必要なることを主張したのである。この主張は遂に議會の容るゝ所となり、新しいステート・プリズンは一八三六年に至つて開所せられたのであるが、このプリズンには、個々の受刑者に於ける特殊の感化的効果の著しかるべしとの期待の下に、獨居拘禁が施されたのである。

「個人の改悛を促すに最も有力なるは孤獨であるといふことは、我々の經驗に徵しても明かで、また實に吾人の天性の然らしむる所なのである。

孤獨に處しては、人は必然的に己れを反省するもので、これまでの自己の生活の諸相が甦つて味はれなかつた銳敏さで檢討されることになるのである。而して、獨り監房に在つて、脫出の望みなきを知つては、已むなくも爲したくもない自己檢討をつゞけてゐる間には、執拗頑固な歪んだ性根も終には挫けて、氣持もへり下つて他の言を容れ易くなり、現在の自分の境遇に極めて恰好な道德上並びに宗教上の教訓を喜んで受け入れることになるのである。

此等の教訓で、罪の人なるセルの淋しい居住者は、往往にして自分に甦つて起つたことのないと思はれた事實、それは、自分にも靈性がある、たゞの動物ではないといふ極めて簡單なる事實を發見するのである。この發見こそ、人間の全性格に大きな變化を引き起すことのできる唯一の發見なのである。彼は今まで考へてゐたよりも自分のすぐれたものであり、且つ、自分の想像してゐたよりも高尚な力を有つてゐるものと認められたことを感ずるのである。これが改善の第一歩で、其の結果はすばらしいものがあるので、この時、改めて新しい向上心が呼び醒まされるのである。この向上心を呼び醒ますといふことが大切な事で、彼等に施さるべき處遇のシステムのプログラムの第一段なのである」。

これが、當時の議會の多數を占めてゐた意見なのである。

しかし、一八三八年迄に提出された刑務職員の多くの報告は、新プリズンの建設當時のはりきつた樂觀的な思想の冷却し初めた明かな徵候を示してゐるのである。一八三八年の年次報告に於て、キーパー（所長）は、新たに採用せられた獨居拘禁制がステート內に行はるゝ犯罪の件數を減ずることに於て大した影響を有つてゐないことを承認してゐるのである。而して、一八三九年の彼の年次報告は獨居拘禁制の根本的缺陷の稱數すべき解剖を掲げてゐるのである。この報告で、彼は、きまつたノーマルな運動を取ることのできないために、受刑者の身體の健康に及ぼす獨居拘禁制の惡性の影響のあることを指摘し、更らに、一層悲しむべきは、受刑者の精神の健康を損ふことで、遂には彼を自慰の惡習に導き、受刑者の

精神をして全く廃頽せしむるに至るものである、との結論を下してゐるのである。終りに、雑居と獨居との拘禁の二つのタイプのいづれを選ぶべきかの問題は、根本的にいつて、雑居より受くる害悪が獨居に於ける精神上並びに身體上の頽廃より一層悲しむべきものであるかどうか、といふ問題である、と彼は主張してゐるのである。

五　行刑改良運動

—— 1836—1860 ——

ニユウ・ヂヤーシーに於ける行刑改良を目的とする最初の團體は、一八三三年知事サウサード、プリンストン大學教授ヂオーン、マツクリーン、及び、ステート・プリズンの所長（キーパー）ヂオセフ・ヤード等の著名の人士により組織せられたる受刑者敎導協會（Prison Instruction Society）であつた。

「このソサイエテイーの主たる目的とする所は、この州のプリズンに在る受刑者に日曜學校のシステムの利益を分ち、且つ、同時に說敎を聽かしめようとするに在る。この目的と關聯して、プリズンに於ける訓練及び敎誨の種々の樣式の比較的効果を研究せんとするものである」

是れがこの協會の創立の趣旨なのであつた。

同年の一八三三年に、イングランドのプリズン・リホーマー（かんごく改良家）なるヂオーン・ハワードの事業を偲びて名つけられたるニユウ・ヂヤーシー・ハワード協會（NewJersey Howard Association）なるものが組織されたのである。その主たる目的は、當時なほ依然としてニユウ・ヂヤーシーに殘つてゐた債務不履行者を拘禁する野蠻なる慣習を除き、且つ、精神病者の手當及び少年犯人の改善に關して更らに進歩したる法規を設けしめんとするに在つたのである。之に次いでニユウ・ヂヤーシーに起つた改良運動は、カウンテイ・ヂエール、貧民院及びステート・プリズンに收容されてゐる精神病者及び低能者に向つて十分なる手段を講ぜしめんとするドローシー・デイツクス（女）の努力を中心としたものであつた。

十九世紀の中葉に發達したプリズン・リホームを目的とする團體中最も意氣組みの旺んであつたのは、一八四

九年トレントン市に組織されたニユウ・ヂヤーシー行刑改良協會（NewJers ey Prison Reform Association）であつた。このアソシエーションは其メムバーの中に當時ニユウ・ヂヤーシーに於ける最も著名なりし多くのシテイズンを有つてゐたのである。この協會の主事であつたステート・プリズンの敎誨師（Moral Instructor）サミユウル・スター氏の行刑事業に關する意見は特に興味の多いものであるから下に紹介する。

「犯人は犯人たるの故を以て、これを棄て顧みず、永久に社會より逐はるべきであると眞面目に考へられ、しかもキリスト敎徒たる論者によつてしかく考へられてゐた時代は已に過ぎ去つたのである。その利益と安全の侵害せられた社會よりもこれを侵害した犯人に同情を寄せんとする病的な感情よりも誤つたものはないのであるが、同時に、過ちたるものを悔ひ改めしめ、失はれたるものを正しき道に引き戻すのは、常にキリスト敎徒たる凡てのシテイズンの熱心なる同情をかち得るに値する事業なのである。これは、端的に犯人其人にとつて必要であると同じく、社會にとつても必要なのである。我々のプリンズンに在る受刑者は早晩自由の人となりて、多忙な日常の社會生活の中へ入つて行くものであることは、よく記憶してゐなければならないのである。彼等をして自ら不正と暴力の愚なるを覺らしめ得ればうるほど、社會が再び彼等の犯罪により脅かさるゝことなきを得るの希望も多くなつて行くのである。」

（未完）

Journal of Criminal Law and Criminology, June, 1937

七月分表彰慰藉者

一、銀杯壹箇宛（退職）　東城　久治　外四十二名

一、金壹百拾八圓也（死亡）　故鈴木松太郎　外四名

資料

一九三一年イタリヤ刑務法(二)

第七十七條　晝夜間獨居拘禁ニ處セラレタル受刑者ニ對スル運動ノ規定

晝夜間獨居拘禁ニ附セラレタル受刑者ニ對シテモ同樣團體的遊歩ヲ爲サシム可シ此ノ場合ニ於テハ沈默ヲ守リ一列縱隊ヲ以テ規定ノ間隔ヲ保ツ可シ

遊歩ヲ爲ス者ハ戒護官吏ノ特別ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ列外ニ出デ又ハ靜止若ハ跪座スルコトヲ得ズ其許可ヲ受クルハ擧手ヲ以テ之ヲ爲ス可シ

第七十八條　收容者ノ呼稱

未決囚ハ其ノ姓 Familienname ヲ以テ呼稱ス可シ

受刑者呼稱ハ收容者原簿ノ番號ヲ以テセラル

左記ノ者ハ前項ノ規定ニ係ラズ其ノ姓ヲ以テ呼稱セラル

一　拘留刑受刑者

二　第三十九條第一號第二號及ビ第三號ニ揭グル受刑者

三　少年刑務所及ビ第二十八條後段並ニ第二十九條ニ規定スル特別區劃ノ收容者

四　中間刑務所收容者

收容者ハ「オ前 Ihr」ト呼稱セラルヽモ收容者ニシテ刑務職員ヲ呼稱スル場合ニハ常ニ「貴方 Sie」ノ語ヲ用ヒ同囚ノ場合ニ於テハ「オ前 Ihr」ト呼ビカクベシ

第七十九條　服從ノ義務

收容者ハ正確且ツ尊敬ノ念ヲ以テ刑務所ノ官吏看守及ビ其ノ他ノ職員ニ服從ス可シ

第八十條　規定ノ位置ヲ離ルヽコトノ禁止

收容者ハ戒護官吏ノ同伴無クシテ指定ノ位置ヲ離ルヽコトヲ得ズ

晝間ニ於テ工場又ハ其ノ他ノ場所ニ於ケル雜居生活ヲ許可セラレタル收容者ハ規定ノ時間前ニ於テ居房若ハ寢室ニ歸還スルコトヲ得ズ但シ看守長又ハ看守部長ノ特別ノ許可ヲ得タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八十一條　他囚トノ交通禁止

異ル收容區ノ者又ハ晝夜間獨居拘禁ニ附セラレタル者ノ間ニ於テハ一切ノ交通ヲ禁止ス但シ刑務所長ノ特別ノ許可アリタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ刑事被告人ノ場合ニシテ裁判所特別ニ許可シタル場合亦同ジ

第八十二條　沈默ノ義務

本法ニ於テ特ニ規定セル以外ノ場合並ニ雜居ノ場所ニ於テハ所內規則ノ定メタル時並ニ場所ニ於ケル交談ヲ禁止ス

沈默義務無キ場合ニ於テハ收容者ハ低聲ヲ以テ交談ス可シ

第八十三條　收容者ノ態度

收容者ハ刑務所ノ官吏並ニ看守及ビ巡視又ハ其ノ他ノ理由ニ依リ刑務所ヲ視察スル者ニ對シ敬虔ナル態度ヲ保持ス可シ

第八十四條　低聲發言ノ義務刑務所參觀者トノ交談禁止

收容者ニシテ戒護並ニ敎務ノ職員ニ對シ其ノ質問ニ應答シ若ハ說明ヲ爲サントスルトキハ低聲ヲ以テ發言ス可シ

收容者ハ刑務所ノ參觀者ニ對シ問ヲ發シ又ハ之ニ應答スルコトヲ得ズ

第八十五條　同囚 Mitgefangenen ニ對スル態度

收容者ハ同囚ニ對シ非難ノ餘地無キ態度ヲ保持ス可シ如何ナル口實ノ下ニ於テモ同囚ニ對シ食糧品飮料其ノ他ノ物ヲ請フコトヲ得ズ

收容者ニシテ作業指導ヲ命ゼラレ mit den Aufgaben ein-beauftragt タルトキハ同囚ニ對シテ指導ヲ爲シ且ツ全員熱心ト注意トヲ以テ作業ニ從事スルカ如ク監督ヲ爲ス可シ

第八十六條　放歌大聲ノ禁止

放歌・大聲ヲ發スルコト・不適當ナル方法ヲ以テ語ルコト・團體的出願並ニ情願 gemeinsame Gesuche und Beschwerden 及ビ合同發聲 vereinbarten 又ハ通常人ノ理解シ得ザル語法ニ依ル談話ハ之ヲ禁止ス

第八十七條　居所並ニ備品ヲ損傷汚穢スルコトノ禁止

收容者ハ建物ヲ損傷汚穢シ樂書ヲ爲ス Aufschriften oder sonstige Zeichen anzubringen コトヲ得ズ更衣セズシテ就寢シ晝間ニ於ケル正當ノ理由ナクシテ更衣臥床スルコトヲ得ズ被服其ノ他ノ備品及ビ動產若ハ建物ニ附着セシメラレタル道具ハ之ガ官廳・企業者又ハ其ノ他ノ所有者ノ何レニ屬スル場合タルトヲ問ハズ毀損スルコトヲ得ズ收容者ハ又自己ニ交付セラレタル物ヲ本來決定セラレタル以外ノ目的ニ使用スルコト善良ノ風俗ヲ害スルコト刑務所建造物ノ保存並ニ設備ヲ損壞セシムルガ如キ行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第八十八條　損害賠償ノ義務

刑務所ノ建造物若ハ其ノ備品又ハ自己ニ交付セラレタル物

ヲ毀損シタル收容者ハ刑罰若ハ懲罰 Straf-oder Disziplinarverfahrens ニ處セラルヽト否トニ係ラズ損害賠償ノ義務ヲ負フ

損害ガ多數收容者ノ居ル場所ニ於テ惹起サレ且ツ其ノ行爲者不明ナルトキハ其ノ損害發生ノ時現存セル全收容者共同ノ責任者トシテ責任ヲ負擔ス損害發生ノ時ヲ確認シ得ザルトキハ其ノ損害ヲ發見シタルトキ其ノ場所ニ在リタル收容者ノ全員ニ於テ責任ヲ負フ

第八十九條　有償物並ニ凶器 zum Angriffgeignete Gegegenstände ヲ所持スルコトノ禁止

如何ナル收容者ト雖モ金錢・有價物・剃刀・懷中用若ハ其ノ地ノ小刀・鋏又ハ其ノ他ノ物件ニシテ危害ノ用ニ供シ得可キモノハ所持スルコトヲ得ズ

刑務所長ハ作業ノ種類又ハ一身上ノ必要ニ基キ收容者共同ノ爲ノ設備ニ屬セザル物品ノ所持ヲ特定ノ收容者ニ許可スルコトヲ得

第九十條　情願ト其ノ提出

收容者ハ行刑監督判事ニ對スル訴願 Anrufung ノ外本法ニ規定シタル場合ニ於テ封書ヲ以テ總理大臣 Regierungschef・司法大臣・刑務所長・檢事正・行刑監督判事・行刑局長ニ對シ情願ヲ提出スルコトヲ得刑事被告人ハ此ノ他自己ヲ拘禁スル機關アル官廳ニ對シ情願スルコトヲ得

情願書ハ收容者自ラ郵便物入レノ施錠シタル箱ノ中ニ投入ス可シ

情願書ハ總ベテ身分票ノ拔粹ヲ添ヘタル上之ヲ其ノ名宛テノ官廳ニ送付ス可シ（第十二號樣式）

情願・上訴 Rechtsmitteleinlegungen 及ビ刑事訴訟法第八十條ニ揭グル其ノ他ノ申立テ Erklärungen ハ之ヲ時ノ順序ニ從ヒ帳簿ニ記載シ置クベシ（第十三號樣式）本帳簿ハ其ノ使用ニ先立チ之ヲ檢事ニ提出ス可シ檢事ハ之ニ頁數ヲ附シ官印 Dienstsiegel ヲ押捺シテ管理ニ附ス帳簿ノ終リニ頁數ト年月日トヲ記入シ且ツ署名ス可シ本帳簿ハ刑務所長自身又ハ特ニ刑務所長ヨリ此ノ爲ニ命令ヲ受ケタル者其ノ責任ニ於テ管理シ裁判所ヨリ請求アリタルトキハ其ノ都度之ヲ提出ス可シ

前數項ニ揭グル上申・上訴及ビ其ノ他ノ申立ハ之ヲ謄本又ハ證明書ニ依リ裁判所ニ傳達ス可シ特定ノ場合ニハ書留郵便ニ依リ尙此ノ場合特ニ急速ヲ要スルトキハ電信ヲ以テ之ヲ爲ス可シ

第九十一條　所長ニ對スル上願ノ許可

收容者ハ機會アル每ニ刑務所長ニ對シ上願ヲ爲ス可シ此ノ場合ニ於テハ直接ニ之ヲ爲シ又ハ戒護官吏ヲ通ジテ間接ニ之ヲ爲スコトヲ得但シ他ノ收容者ノ現存スル場所ニ於テハ情願

ヲ陳述スルコトヲ得ズ此ノ場合ニ於テハ其ノ陳述ヲ命ゼラレタル後初メテ之ヲ爲ス可シ

收容者ハ又敎誨師・保健技師・看守長又ハ看守部長ノ面接ヲ乞フコトヲ得此ノ場合ニハ擔當看守 Dienstuenden Aufsichtsbeamten ニ對シ出願ヲ爲ス可シ

婦女ノ收容者ハ女敎誨師 Anstalsschwestern 又ハ女看守ニ對シ出願ヲ爲ス可シ

第九十二條　所內規則ノ告示辯護士一覽表

官吏服務規律 Dienstvorschriften ニシテ所內ノ勤務並ニ取締リ及ビ收容者ノ義務ニ關係アル部分ハ之ヲ居房・工場・集會場所及ビ談話室ニ告示スベシ

拘置監ニハ前項ノ外ニ尙司法官廳ニ送附ス可キ辯護士一覽表ヲ備付ス可シ

第九十三條　明示ノ許可ナキ遊戲ノ禁止

遊戲其ノ他ノ行動ハ所內規則ニ依ル明示ノ許可ナキ限リ之ヲ禁止ス

第九十四條　刑務所內ニ起レル犯罪行爲ノ司法官廳ヘノ通告

刑務所內ニ於テ犯罪行爲アリタルトキハ刑務所長ハ其ノ事實ヲ究明シタル上證人ノ陳述ニ基キ調書 Niederschrift ヲ作製ス可シ

前項ノ調書ハ正規ノ署名ヲ爲シタル後之ヲ管轄司法官廳ニ尙其ノ謄本ヲ司法省ニ送付ス可シ

保健技師登廳シタルトキハ事件ノ輕重ニ從ヒ卽時又ハ二十四時間以內ニ於テ刑務所長並ニ裁判所ニ文書ヲ以テ通報ス可シ

第九十五條　法律行爲ノ禁止 Verbot von Rechtsgeschäften

收容者ハ刑務所長ヨリノ授權 Ermächtigung ナキ限リハ一切ノ法律行爲ヲ爲スコトヲ得ズ食料品其ノ他收容者ガ刑務所內ニ於テ所持スルモノニ關スル法律行爲ニ付キ亦同ジ刑事被告人ハ刑務所長ノ外ニ更ニ裁判所ノ許可ヲ要ス

刑務所長ハ刑務作業製品ノ購買ヲ許可スルコトヲ得ズ此ノ購買ノ許可ハ司法大臣ノミ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ノ許可ハ個々ノ揚合ノ外一般的ニモ之ヲ與フルコトヲ得

收容者ガ許可ヲ得テ公文書ヲ作成スル場合ハ刑務所長・看守長又ハ看守部長ノ事務室病囚ノ場合ニ在リテハ病室ニ於テ之ヲ爲ス可シ此ノ場合ニハ常ニ刑務所長ノ命令シタル官吏ノ立會アルコトヲ要ス

第四節　接見

第九十六條　收容者トノ接見

刑務所ノ管理又ハ監督ノ任務ヲ有スル者ニシテ特別ノ許可

證（第十五號樣式）ヲ携帯スル者ノ外何人ト雖モ收容者トノ接見ヲ許可セラルヽコトヲ得ズ此ノ場合ニ於テハ所轄裁判所ハ刑事被告人ニ警察官署ハ其ノ權限下ニ立ツ者ニ刑務所長又ハ司法省官吏ハ受刑者ニ限ル

訴訟手續期間中ニ於テハ辯護人・檢事又ハ區裁判所判事ヲ除キ收容者トノ接見ヲ許可ス

刑務所長ハ許可權限アル官廳ガ豫メ規定シタル一覽表ニ從ヒ遲滯ナク接見ヲ許可ス可シ

收容者ニシテ懲罰中 in Strafschärfung ノ者若ハ豫審判事・檢事又ハ其ノ他ノ所轄官廳ガ接見禁止ノ決定ヲ爲シタル者ナルトキハ刑務所長ハ接見ヲ許可スルコトナシ此ノ場合ニハ刑務所長ハ許可ノ妨ゲト成ル事由ヲ禁止權ヲ有スル官廳ニ通告ス可シ

刑務所長ニシテ刑務所ノ規律ニ關スル重大ナル事由ニ依リ接見ヲ許可スルコト能ハザルモノト認ムルトキハ前項ト同樣ノ手續ヲ爲ス可シ

收容者トノ接見ハ三十分ヲ越ユルコトヲ得ズ刑務所長ハ特ニ必要アリト認ムル場合ニ限リ之ヲ一時間ニ迄延長スルコトヲ得

接見ノ許可ハ唯一回ト其ノ指定シタル日トニノミ有効トス接見ハ特別ノ帳簿（第十六號樣式）ニ之ヲ記載シ置キ且ツ接見許可證 Besuchsscheine ハ事務所ニ保存ス可シ

第九十七條　接見者ノ身許調査

收容者トノ接見ヲ許可セラレタル者ニシテ若シ刑務所長ノ未知ノ者ナルトキハ其ノ住居地市町村長ノ證明書ニ依リテ其ノ身分ヲ證明スルコトヲ要ス證明書ノ中ニ於テハ本人タルコトノ證明 Personengleichheit ノ外必要アル場合ハ收容者トノ親族關係モ明瞭ナラシメラルヽコトヲ要ス

刑事被告人トノ接見ニハ所轄裁判所ノ發行シタル許可證ト身分證明票 Personalausweiskarte トヲ以テ足ルモノトス

看守長・看守部長・看守・主任女教誨師・女教誨師及ビ女看守ハ接見者ガ接見許可證ニ揭ゲラレタル者ト同一人ナリヤ否ヲ檢査スルコトヲ得

人違ヒ無キヤ否ヤニ付キ疑ヒアル場合ニ於テハ更ニ其ノ證明ヲ得ル迄接見ヲ延期ス可シ

第五十九條ニ揭グル武器並ニ其ノ他ノ許可ナキ物件ノ携帶禁止ノ規定ハ接見者ニ之ヲ準用ス

戒護看守ニシテ司法警察官ノ職務ヲ行フ者 Beamte der gerichtlichen Polizei ハ明白ナル嫌疑アル場合ニ於テハ接見者ノ身上檢査ヲ爲スコトヲ得

泥醉セル接見者ニハ接見ヲ許可スルコトヲ得ズ

第九十八條　接見ノ方法

收容者トノ接見ハ特別ノ接見室ニ於テ看守・女教誨師又ハ女看守立會ノ下ニ之ヲ行ハシム

接見許可證ヲ發行スル官廳ハ本節ニ規定スル一切ノ注意ヲ遵守シ且ツ特別ノ場所ニ行ハル可キコトヲ命令スルコトヲ得

罹病收容者ニ付テハ病舍ノ中ニ於テ接見セシムルコトヲ得

刑事被告人ト辯護人トノ接見ハ特別ノ場所ニ於テ看守・女教誨師又ハ女看守ノ監視ノ下ニ行ハシム監視ハ收容者ノ各擧動ガ視察セラレ且看守ニ於テ對話ノ言語ヲ聽取リ得ルガ如クニ行フ可シ

收容區劃ト性トヲ異ニスル收容者ニ接見セシムル場合ニハ分離セラレタル場所又ハ異ル時ニ於テ之ヲ爲サシム可シ

一收容者ト接見スルコトヲ許可セラル、者ノ數ハ原則トシテ一時ニ三人ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ收容者ノ最近親者ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

來訪者ハ收容者ト低聲又ハ無作法又ハ暗號若ハ一般ニ理解シ難キ言語ヲ以テ會話ヲ爲スコトヲ得ズ又裁判手續若ハ刑務所ノ規律ヲ攪亂スルガ如キ報道ヲ爲スコトヲ得ズ

第九十九條　接見ノ中止

接見監督中ノ官吏ニシテ收容者ト來訪者トガ危險若ハ不許可ノ打合セヲ爲サントスル疑ヒアルコトヲ發見シタルトキハ直チニ接見ヲ中止セシメ看守長又ハ看守部長ヲ通ジ之ヲ刑務所長ニ報告ス可シ

刑務所長ハ受刑者ノ場合ニ在リテハ情狀ヲ斟酌シタル上接見中止ヲ確定シ又ハ取消ス刑事被告人ノ場合ニ於テハ刑務所長ニシテ接見中止ノ取消シヲ不適當ト思料スルトキハ之ヲ所轄ノ裁判所ニ通報ス可シ

本條又ハ前條第七項ノ規定ヲ犯シタル者ハ速カニ刑務所ヲ退去ス可シ接見許可ノ權限ヲ有スル官廳ハ之ニ對シ爾後ノ許可證發行ヲ拒否スルコトヲ得

第百條　刑事被告人ニ對スル接見制限

接見ノ許可ハ原則トシテ刑事被告人ノ最近親者ニ限ル但シ刑事犯ニ因リ重刑ニ處セラレタル者又ハ故意犯ニ因リ公訴ヲ提起セラレ若ハ警察監視 Polizeiaufsicht ニ附セラレ居ル者ハ之ヨリ除外ス可シ

第百一條　受刑者ニ對スル接見制限

受刑者ニハ唯其ノ最近親者トノミノ接見ヲ許ス但シ刑事犯ニ因リ重刑ニ處セラレタル者又ハ故意犯ニ因リ公訴ノ提起ヲ受ケ若ハ警察監視ヲ受クル者ヲ除ク慣習的・職業的世ニ傾向的犯罪者ニ付キ亦同ジ

受刑者ト打合ハセヲ爲スニ付キ高度ノ且ツ正當ナル利害關係ヲ有スル者ニ對シテハ司法省ハ接見ノ許可ヲ爲スコトヲ得

收容者ト打合ハセヲ爲ス可キ強度ノ且ツ正當ナル利害關係

ヲ有スルコトヲ證明シタル者ニハ司法大臣ハ接見ヲ許可スルコトヲ得司法大臣ハ亦收容者ノ最近親者ノ一人ガ指名シタル素行善良 von einwandfreier Führung ナル者ニ近親者ノ代理トシテ收容者ニ接見スルヲ許可スルコトヲ得

刑事被告人・拘留受刑者及ビ第三十九條第一號第二號及ビ第三號ニ揭グル收容者ハ一週一回接見ヲ受クルコトヲ得

重懲役受刑者ノ接見回數ハ一月一回トス

其ノ他ノ受刑者ハ二週間毎ニ二回ノ接見ヲ爲スコトヲ得

重病者ハ此ノ制限ヲ超エテ接見ヲ許可セラルヽコトヲ得

第百二條　刑事被告人ト辯護人トノ接見ニ對スル特別規定

辯護人ニシテ刑事訴訟法第百三十五條ノ規定ニヨリ判事ノ委任ヲ受ケテ刑事被告人ト打合ハセヲ爲ス必要アル爲之ヲ刑務所長ニ申出デタルトキハ直チニ接見ヲ許可ス

前項ノ外刑事訴訟法第百三十五條ニ揭グル場合ニ於テハ刑務所長ガ同法第三百七十二條ニ依ル書類ノ提出アリタルコトヲ知リタルトキ檢事ガ召喚ヲ提議シタルトキ又ハ區裁判所判事ガ召喚ヲ命ジタルトキハ其ノ選任アリタルコトヲ證明スル辯護人ニハ直チニ接見ヲ許可ス可シ

刑務所長ハ常ニ辯護人ニ人違ヒ無キヤ否ヲ確認シタル後ニ非ザレバ收容者トノ接見ヲ許可スルコトヲ得ズ

第五節　信書ノ發受

第百三條　信書ノ檢閱 Durchsicht 發受ノ不許可

收容者ハ刑務所長ノ檢閱ヲ經且ツ檢印 Sichtvermerk ヲ得タル後ニ非ザレバ信書其ノ他ノ文書ヲ發受スルコトヲ得ズ

裁判所ハ刑事被告人ニ付キ其ノ信書發受ノ都度裁判所ノ檢印ヲ受ケシムルコトヲ得

信書ノ檢印ハ發信者ノ署名ノ下ニ月日ヲ附シテ之ヲ爲ス

授受ヲ不適當トスル文書アルトキハ官廳ハ之ガ差押ヘヲ爲ス可シ

押收シタル信書ニシテ刑事裁判手續ノ開始ニ關係アルモノナルトキハ之ヲ檢事ノ手許ニ送付ス可シ公ノ秩序並ニ安寧ニ關係アルモノナルトキハ之ヲ地方長官ニ送付シ且ツ直チニ司法省ニ報告ス可シ

信書ハ書信室 Schreibzimmer ノ中ニ設備セル施錠箱ノ中ニ自ラ投入ス可シ居房ヲ離ルヽコト能ハザル收容者ニ對シテハ別ニ此ノ爲ニ同樣ノ施錠箱ヲ設備ス

刑務所長ハ前項ノ書信箱ノ鍵ヲ保管シ規定ヲ斟酌シタル上日毎ニ發信ノ許可ヲ爲ス可シ

第百四條　信書ノ回數

刑事被告人ハ發信ノ權利ヲ有ス拘留刑並ニ第三十九條第一號第二號及ビ第三號ニ揭グル受刑者ハ一週二回重懲役受刑者ハ一月二回其ノ他ノ總ベテノ受刑者ハ一週一回發信ヲ爲スコトヲ得

第百五條　受刑者間ノ信書

受刑者相互間又ハ受刑者ト保安處分若ハ警察處分ニ依ル居住制限 Aufenthaltsbeschränkung ノ處罰ヲ受クル者トノ間ノ信書ハ原則トシテ配偶又ハ二親等以內ノ親族ニ限リ之ヲ許ス

前項以外ノ場合ニシテ充分ナル事由アルトキハ司法大臣ハ其ノ信書ノ交換ヲ許可スルコトヲ得

第六節　疾病分娩及ビ死亡

第百六條　精神病

收容者ニシテ精神病ノ徵候ヲ呈スル者アルトキハ保健技師ハ果シテ其ノ疾患ガ存在スルヤ否ヲ確認シ且ツ本人ノ安全ト所內ノ規律ヲ維持スル爲之ヲ視察ニ附スルト共ニ必要ナル處置ヲ命令ス可シ

保健技師ハ刑務所長ニ對シ其ノ診斷並ニ之ニ對シ採リタル處置ニ付キ文書ヲ以テ報告ヲ爲ス可シ刑務所長ハ司法大臣ニ之ヲ報告ス可シ

精神病者ニシテ刑事被告人ナルトキハ刑務所長ハ直チニ關係裁判所ニ通報ヲ爲ス可シ

刑ノ執行中ニ於テ精神病ニ罹リタル者アルトキハ刑務所長ハ之ヲ檢事ニ通報ス可シ檢事ハ囑託醫 ärztlichen Referenten Ministeriums ノ鑑定ヲ經タル上行刑監督判事ニ對シ刑法第百四十八條ニ規定スル決定ヲ爲スコトヲ提議ス可シ

精神病院ノ長ハ檢事ニ對シ刑ノ執行ヲ停止セラレタル者ノ狀態ヲ每月報告ス可シ刑執行停止ノ原由熄ミタルトキハ檢事ハ行刑監督判事ニ對シ其ノ處分ノ取消シヲ要求シ且ツ本人ヲ再ビ刑務所ヘ收容スル爲之ヲ司法省ニ報告ス可シ

第百七條　病囚ノ保護病舍收容及ビ民間病院ノ收容

罹病收容者ハ其ノ居房若ハ寢室ノ中ニ於テ治療ヲ受クルモノトス保健技師ハ疾病ノ種類並ニ輕重ニ從ヒ之ヲ其ノ所又ハ他ノ刑務所ノ病舍ニ收容スルコトヲ提議ス可シ

保健技師ハ收容者重態ニシテ刑務所內ニ於テ處理スルコトヲ危險ナリト認メタル場合ニ於テハ刑務所外ノ病院ニ移スコトヲ請求スルコトヲ得

病舍ヘノ收容ハ刑務所長之ヲ許可ス

患者ヲ他ノ刑務所病舍又ハ必要ナル戒護條件ヲ具ヘタル公立病院若ハ治療所ヘ收容スルニハ急迫ノ場合ヲ除キ司法大臣ノ認可ヲ要ス

刑事被告人ヲ公立病院若ハ治療所ヘ移送スル場合ニ於テハ豫審中ハ豫審判事捜査手續 Ermittlungsverfahren 中ナルトキハ檢事公判開始後ハ裁判長ノ文書ニ依ル許可ニ依リ行フ可シ區裁判所判事ノ權限ニ屬スル場合ニ於テハ其ノ許可ヲ受ク可シ

病院移送ニ於テハ其ノ必要無キニ至リタルトキ又ハ收容者ノ確實ナル監置ニ對スル保障ノ消滅スルニ至リタルトキハ管轄官廳ハ直チニ之ヲ召還ス可シ

收容者危篤ニ陷リタルトキハ保健技師ハ之ヲ刑務所長及ビ

教誨師ニ報告ス可シ刑務所長ハ身分帳簿又ハ其ノ他ニ依リ知リ得ル限リ收容者ノ最近親者ニ之ヲ通知ス可シ收容者ノ希望シタル者ニシテ事情ノ許ストキ亦同ジ刑事被告人ノ場合ニ在リテハ裁判所ニモ此ノ通知ヲ爲ス可シ

第百八條　病舍

病舍ニハ特別ノ寢床・洗濯場・衣類及ビ其ノ他患者ノ收容並ニ保護ノ爲必要ナル物ヲ設備ス

各病舍ニハ傳染病患者 die mit ansteckenden Leiden behaftet sind ヲ收容スル爲ノ特別室ヲ設備ス可ス

第百九條　民間醫師ノ招

例外的ノ場合ニハ司法大臣ハ收容者ノ請求ニ依リ保健技師ノ同意ヲ得テ收容者ガ之ニ要スル費用ヲ負擔スル場合ニ限リ民間ノ信用アル醫師ヲ一回又ハ數回招聘スルコトヲ許可スルコトヲ得

特ニ急迫シタル場合ニ於テハ刑務所長ハ前項ノ招聘ヲ許可スルコトヲ得此ノ場合ニハ司法大臣ニ對シ事後ノ報告ヲ爲ス可シ

刑事被告人ニ關シテハ裁判所之ガ許可ヲ行フ

第百十條　刑務所內ニ於ケル分娩

收容者ニシテ分娩シタル者アルトキハ刑務所長ハ二十四時間以內ニ戶籍吏並ニ收容者ノ屬スル宗教ノ教誨師ニ之ヲ通知ス可シ產婦ガ刑事被告人ナル場合ニ於テハ直チニ裁判所ニモ通知ヲ爲ス可シ

分娩ハ前項ノ外收容者ノ家族及ビ母子扶助會ノ代表者ニモ通知ス可シ初生兒ヲ母ノ許ニ留メ得ザル事由アルトキハ其ノ旨ヲ記載シ置ク可シ

第百十一條　死亡

收容者死亡シタルトキハ保健技師ハ其ノ原因ノ認定ヲ爲シタル後刑務所長ニ報告ス可シ

看守長又ハ看守部長ハ遲滯無ク之ヲ戶籍吏ニ通知ス可シ（第十七號樣式）刑務所長ハ收容者人名表 Anstaltslisten ニ記入ヲ爲シタル後訴訟手續又ハ刑執行ヲ管轄スル裁判所及ビ檢事又ハ其ノ地ヲ管轄スル區裁判所判事ニ之ヲ通知ス可シ

死亡者ノ遺產目錄 Verzeichnis der Hinterlassenschaft ハ直チニ之ヲ作製シ現在ノ計算書ヲ完結セシム可シ

收容者ノ出生地又ハ住居地ノ市町村長ハ死亡者ノ家族並ニ相續人ニ對スル死亡通知ト併セテ死亡者ノ所持金品ヲ記載セル前項ノ遺產目錄ヲ交付セラル

外國人收容者又ハイタリヤニ國籍ヲ有スルモ外國ニ於テ出生シタル者若ハ其ノ出生地不明ナル者ノ場合ニ於テハ前二項ノ通知ハ更ニローマ地方裁判所檢事ニモ之ヲ爲ス可シ

死亡者アリタルトキハ教誨師ハ葬儀ノ日又ハ最初ノ病室集會ノ機會ニ於テ收容者ニ對シ適當ナル訓戒ヲ加ヘ（教誨ヲ爲ス可シ

第百十二條　死亡者ノ埋葬學術研究ノ爲ニスル死體ノ引渡シ

收容者ノ埋葬ハ衞生警察取締規則 gesundheitspolizeilichen Bestimmungen ニ準據シテ之ヲ行ヒ常ニ貧民埋葬 Armenbegräbnisse ノ形式ニ依ル例外ノ場合ヲ作ル可カラズ埋葬費用ハ官廳ノ負擔トス

保健技師ハ死體ノ檢查 Leichenschau ニ着手スルコトヲ得

收容者ノ屍體ガ司法省ノ規定シタル所ニ依リ學術研究ノ爲官立大學ニ交付セラルヽ場合ニ於テハ保健技師ハ其ノ屍體解剖ニ立會フコトヲ得

刑事被告人ノ屍體ハ其ノ家族ニ之ヲ交付ス家族ノ者其ノ埋葬ヲ肯ンゼザルトキハ本條第一項ノ規定ヲ適用ス

第百十三條　收容者ノ遺產

死亡者ノ作業賃金・領置金品 Persönlichen Geldmittel und die Sachen ハ其ノ相續人又ハ其ノ他ノ權利者ニシテ其ノ權利ノ證明セラレタル者ニ交付ス

第百十一條第三項ニ依ル通知ヲ爲シタル後六月ヲ經ルモ相續人並ビニ其ノ他ノ權利者ヨリ何等ノ申出デ無キトキハ物品ハ之ヲ賣却シ之ニ依リテ得タル代金ヲ本人ノ現金ト合シテ罰金金庫ニ引渡ス可シ相續人ノ權利ニ付テハ其ノ相續ノ開始シタル後一年以內ハ請求權ノ消滅スルコトナシ

死亡者ノ所有ニシテ保存ニ困難ナルカ又ハ毀損ノ虞アルモノハ直チニ之ヲ賣却スルコトヲ得

第七節　作業

第百十四條　作業ノ組織

收容者ノ作業ハ衞生警察取締規則 gesundheitspolizeilichen Bestimmungen ニ準據シテ之ヲ行ヒ常ニ貧民埋葬 Armenbegräbnisse ノ形式ニ依ル例外ノ場合ヲ作ル可カラズ埋葬費用ハ官廳ノ負擔トス

保健技師ハ死體ノ檢查 Leichenschau ニ着手スルコトヲ得

收容者ノ屍體ガ司法省ノ規定シタル所ニ依リ學術研究ノ爲官立大學ニ交付セラルヽ場合ニ於テハ保健技師ハ其ノ屍體解剖ニ立會フコトヲ得

刑事被告人ノ屍體ハ其ノ家族ニ之ヲ交付ス家族ノ者其ノ埋葬ヲ肯ンゼザルトキハ本條第一項ノ規定ヲ適用ス

第百十三條　收容者ノ遺產

死亡者ノ作業賃金・領置金品 Persönlichen Geldmittel und die Sachen ハ其ノ相續人又ハ其ノ他ノ權利者ニシテ其ノ權利ノ證明セラレタル者ニ交付ス

第百十一條第三項ニ依ル通知ヲ爲シタル後六月ヲ經ルモ相續人並ビニ其ノ他ノ權利者ヨリ何等ノ申出デ無キトキハ物品ハ之ヲ賣却シ之ニ依リテ得タル代金ヲ本人ノ現金ト合シテ罰金金庫ニ引渡ス可シ相續人ノ權利ニ付テハ其ノ相續ノ開始シタル後一年以內ハ請求權ノ消滅スルコトナシ

死亡者ノ所有ニシテ保存ニ困難ナルカ又ハ毀損ノ虞アルモノハ直チニ之ヲ賣却スルコトヲ得

第七節　作業

第百十四條　作業ノ組織

收容者ガ構外作業刑務所ニ於テ農業的土地改良並ニ排水工事ニ從事スル場合ニ於テハ其ノ作業ハ改良事業終了後ニ於テ其ノ土地ヲ法律ヲ定ムル手續ニ從ヒ自由勞働者ニ分讓スルガ如キ方法ニ組織セラル可シ

司法大臣ハ刑務所ニ於テ施行ス可キ各作業ヲ決定ス

第百十五條　構內作業ト構外作業

收容者ノ從事ス可キ作業ハ刑務所ノ構內並ニ構外ニ於テ之ヲ實施スルコトヲ得

構外作業トハ刑務所周壁ノ外ニ於テ行ハルヽ作業ヲ謂フ

第百十六條　構內作業

刑務所ノ構內ニ於テハ規律保持又ハ懲罰ニ服セシムル爲晝間獨居房ニ拘禁セラルヽ收容者ニモ就業シ得ル如キ作業ノ組織ヲ爲ス可シ

第百十七條　構外作業

構外作業ハ之ガ爲ニ特別ノ收容所ヲ設置シ又ハ移動式作業所 beweglicher Gefangenenkolonnen ヲ建設シテ之ヲ施行ス此ノ場合ニ在リテハ刑務所ヨリ作業場ニ出役シ晝間作業ヲ終了シタル後刑務所ニ歸還スルモノトス

作業場又ハ其ノ直接ノ近邊ニ泊込所 Unterkünfte 設置セラレ假設的ノモノト雖モ尙規律ノ保持ニ付キ不安無キ場合ニ於テハ夜間モ收容者ヲ刑務所ノ外ニ滯留セシムルコトヲ得

第百十八條　土地改良並ニ排水工事ニ於ケル構外作業ノ目的

收容者ガ構外作業刑務所ニ於テ農業的土地改良並ニ排水工事ニ從事スル場合ニ於テハ其ノ作業ハ改良事業終了後ニ於テ其ノ土地ヲ法律ヲ定ムル手續ニ從ヒ自由勞働者ニ分讓スルガ如キ方法ニ組織セラル可シ

新刊紹介

□エドワード・カドガン著『惡の根』
(Edward Cadogan C. B., The Roots of Evil, London, 1927)

本書は、「十八世紀及び十九世紀の間に於て犯罪と罪者に對して採られた諸方策をその後の文明世紀に於けるものと關連せしめつゝ研究」せられた論著である。菊版三一四頁。十八九世紀英國刑罰史の詳細なものといへよう。十八世紀の始めから十九世紀の中頃にかけては英國史上まことに偉大なる時代であつたがその外征と絢爛たる文化との裏に殘されてゐた社會狀態一般を注目すべきであるとして當時の「犯罪と刑罰」とが說かれるのである。

第一章「未墾の土」(p. 11—52) に於ては、十八世紀の等閑に附せられた教育狀況やジン酒の渡來や賭博の習慣や故買商やそれらに對する議會の無關心などに就て語り、そ

の具體的事例としてジヤツク●シエツパードなる犯罪者の經歷を示す。彼をして今日に在らしめれば立派に市民として立ち得たに違ひないと著者はいふ。第二章 (—p.70) に於て、警察制度の起原を詳說し十八世紀末の改良及び一八五六年の警察法に及ぶ。第三章 (—p.93) に於て、中世の遺物なる拷問や死刑の濫用を說き、それにも抱らず犯罪が漸增したことを擧げ、次いで有名なフリート監獄 Fleet Prison の行刑とサムエル●ロミリー Samuel Romilly の事蹟に言及する。第四章「犯罪の溫室」(—p. 128) はニユーゲート監獄 Newgate Gaol の事で埋められる。此の監獄はロンドンの監獄として一九〇三年に至るまで永く使用せられたが其の間「どう變へても依然として同じものであつた」。不衞生であり、總べての點で腐敗的であり、時々の改良も竟に何等の甲斐がなかつた。第五章「傳播」(—p. 1

52) に於ては、ロンドン市內タイバーン Tyburn 及びニユーゲート監獄前に於ける公開死刑場の處刑狀況を紹介して、刑罰公開の有害にして無益なるを論ずる。

第六章「新しき土」(p.202) の題下ではオーストラリヤへの流刑が採りあげられる。流刑の起原からその實狀殊に女囚の場合の不都合を說き、一八六七年の全き廢止にまで及ぶ、何故に流刑は必要となつたか。犯罪對策が無效果で犯罪者が激增したからである。若し近代的な新らしい方法が國內で採られたとすれば流刑などを用ひるまでもなかつたであらうと著者は云ふ。第七章 (—p.257) は「良き農夫」と題し、ジヨン●ハワード John Howard とフライ女史 Mrs. Fry とに就いてそれぞれの監獄改良運動を稱讚し敬慕するのである。終りに、第八章「土を淸める」(—p.292) に於て著者はその見解を發表する。『犯罪對策の發展には三つの階段があつた。第一段階では刑罰を犯罪に釣合はしめ、第二段階では刑罰を犯罪に釣合しめる。その何れにしろ犯罪者の改善といふことを最重要なものとしなければ效なしとするのが第三の段階である。』『犯罪は多くの原因から生れるがその中主なる三は教育の欠陷と惡い家と貧乏とである』。『改善といふことが我が監獄制度に於ける最大の特長であるとすることは何物にも增して大切な發見である』。著者はここで犯罪の原因に就いて考へ、犯罪者の處遇に就いて說き、『極く最近に到つて漸く犯罪者の處遇が合理的に且つ人道的になつた (Preface ix)』と述べ、結んで、社會の改良乃至調節といふことを叫ぶ(p. 299)。說くところは總べて豐富なる文獻に依り、又、九つの挿畫は「ハワードの監獄訪問」「ニユーゲートに於けるフライ女史」等々を含んで有難い。 定價九志。 寺 光

□開城少年刑務所「少年受刑者ノ統計」第十三回
(昭和十一年度)

朝鮮に於ける刑務諸施設の中には敬服に値するものが尠くない。統計に關する調査事項も其の一つであつて、伸びんとするための指針として當局が重きを置かれるのは固よりながら、われわれ刑務に携はるもの丶學ぶべき點が多いやうに思ふ。

開城少年刑務所では遠く大正十二年以來引續き、每年少年受刑者の犯罪に關する研究事項を蒐集發表し、本論は其の第十三回目であるが、同所では昨年一月より受刑者に對する心理考査を開始することになりし爲め、其の調査事項

を織込んで、從來の三項目に大別する分類樣式には「遺憾の點」があつたので今回之を改め、新たに二十一項目に類別し、而して各其「關係別に集錄する」ことにより面目を一新したのが本編の特色である。之が内容につき一々說明を試みることを省くが、全體としては極めて多くの角度から統計のとつてあることが特色と言ふべきであり此の意味では相當參考となること疑ひ無い。然し慾を言へば今後は靜的狀態に對する統計よりも寧ろ動的部分に對するそれを多く收錄して貰ひ度い。例へば懲罰に付て言へば單に反則の種類とか懲罰の種類とか言ふこと以上に其の内面的原因との關係とか、懲罰の種類と其の效果（特に個性との關係に於て）とかに着目して貰へるならば本研究の持つ價値は一層大きなものと成るに違ひない。特に當所は今回新たに心理考査を開始せられたのであるから將來此の點を充實して行くことはさして困難でもあるまい。少年行刑が世界的に再認識せられやうとして居る今日、本研究の將來の一層の完成を祈るものである。（開城少年刑務所發行非賣品）

牟田

□**小林澄兄著『勞作教育思想史』**

著者は慶應大學教授として夙に教育學の研究に名高い學者である。本書は一口に云へば勞作（作業）教育思想の本質を明かにし、歐洲に於ける其の發達變遷を考究批判せるものである。勞作教育思想の史的研究書の極めて乏しい今日、本書の存在價値は云ふを俟たない。それだけに資料の蒐集や組織立てや立論上に著者の人知れぬ苦心の跡が之を一讀した者にあり〳〵と窺ひ得らるゝところである。本書は先づ勞作の教育上の意義を究明し、古代中世より歷史を追ふて各時代々々の勞作教育思想殊にコメニウス、ロック、ザルツマン、フイヒテ、ゴエテ、ペスタロッチー、フロエーベル、ヘルバルト等の近世勞作教育思想を夫々概觀して最後に附錄として「勞作教育學」を揭げケルシエンシュタイナー、やデウキー等の學說を中心として現代の勞作教育思想を說述してゐる。卽ち本書の大部分は勞作教育思想前史に相當し、附錄は其の現代史略とも云ふべきものである。比較的平易簡明にその叙述を試みてゐるから多くの人の理解の助けとなり得るであらう。

「爲すことによつて學ぶ」（learning by doing）といふ勞作教育の原理は近代行刑に於ける教化的任務を果すところの指導原理として意義づけられ又フイヒテの云ふ「人間は勞作しなければならぬけれ共併し駄馬の如くであつてはならぬ……恐れ憚るところなく快活に歡び勇んで勞作しなければならぬ。さうしてその精神と眼とが常に青空を仰ぎ見るだけの餘裕を有たなければならぬ。」といふ勞作教育思想は近代行刑學者の所謂行刑に於ける三位一體說と一致するものである。その限りに於て本書は行刑官吏や行刑に關心を有する者にとつては勞作教育思想に關する深き理解を涵養する點に於て好個の著述であらう。丸善書店發行、四五〇頁、定價三圓五十錢。

小野崎

□**スクアリング、マツクルスキー共著『教育と社會傾向』**（Schorling and Mcclusky; Education and Social Trends. 1936 New York）

吾々の住む世界は常に變化してやむところを知らない。かゝる變化常なき世界に適合すべき人間をつくることは教育の任務である。故に教育や教化の事業にたづさはる者にとつては其の動きつゝある世界や社會の實相を眞實に理解把握し、更に又動き行くべき將來の社會を洞察する眼識を備へなければならない。受刑者の社會適應性の培養を其の任務とする行刑官吏に於ても亦然りである。本書はかゝる意味に於て行刑に從事する人々にとつて參考となり得るところが多いであらう。卽ちそこに於ては十二章に亙つて社會勢力として最も重要な社會的經濟的傾向例へば多くの事實に基いて衣食住や健康、ゆとり等に對する吾々の慾望とその滿足のための吾々の能力の懸隔化、經濟統制の集中化、宗教と家庭の人格陶冶力の減弱、近代生活の復雜化と過勞化、國際的協力に對する鬪爭、政治理想の衝突、職業に對する機械及び科學的技術の影響等々の問題を揭げて之を簡明に概觀し、さうしてかゝる社會的經濟的傾向に對する重要な教育的意義を夫々指摘し論述することに努力されてゐる。各章の末尾には多くの問題を示してゐるから興味と利益の伴ふ思索と議論を爲し得ることであらう。尚著者は共に米國ミシガン大學に於ける學究者である。一五二頁、四・五圓。

小野崎

□**ギリン著『貧乏と窮民』**

Gillin, J.L., "Poverty and Dependency" 1937

「數年前ニューヨークで一人の乞食が死んだ。彼は眼球を引くり返すトリックを用ひ白眼だけ出して盲人を裝ひ街

頭に立つて何年も人の情に縋つて生活してゐた。所が死後實に數十萬弗の貯蓄をしてゐた事が發見された。彼は貧乏であつたか？　否。では彼は細民であつたか？　然り、彼は細民ではあつた、だが貧乏では無かつた。又同市に私の知人で肺病に冒され今では借金だらけで苦んでゐる者がある。彼は家族を支へるに充分な收入を持ち乍ら濫費の結果もう二進も三進も行かない狀態にある。彼は細民では無いが明らかに貧乏人である。」と言つた風にギリンの「貧乏と窮民」は平易な實例を擧げ乍ら先づ「貧乏」を定義する。しかしギリンは――「アイオワ州に於ける救貧制度の沿革」、「犯罪學と監獄學」以下の名著者は――此著書に於て單に貧乏を概念的に論じ濟ましてゐるのでは無い。實例に就いて貧乏の原因を究明し、貧乏が如何に犯罪と關連あり、如何に社會の重荷となつてゐるかを指摘する。更に現在の救貧制度を觀察し其の欠陷と特長を述べる。殊に本書の根幹とも目すべき第四章に於ては貧乏の原因を列擧し、老衰、氣狂、癲癇、精神的欠陷、孤兒、寡婦、病氣、勞動嫌忌、失業等の生理的原因や社會的原因を區別しつゝ相互の牽連を明らかにし、窮狀を調査し、救貧制度の歷史を遠く羅馬時代に遡り、米國に於ける救貧諸施設の缺點及長所を指摘し、進んで豫防に付ての意見を開陳する。實に說き來り述べ盡して剩す所が無い。刑事政策上社會と言ふ語は極めて漠然と使用されて居るが犯罪から防衛せらるべき社會、釋放者を包攝すべき社會は實は懸命に貧乏と戰つてゐる社會である事を如實に展示し殊に釋放者の救貧に關して示唆する多くのものを提供するのが本書の特色でもある。之迄も貧乏論は社會主義著達によつて繰返し語られた。彼等は唯根本的な社會改革によつてのみ貧乏は克服される、と抽象的に論ずるだけであつた。反之ギリンの說く所は實踐的であり、漸進的且改良主義である。「私は――とギリンは言ふ――成程社會主義者が私の貧乏對策をほんの間に合はせに過ぎぬと非難するのにも一理ありとは思ふ。だが私としては彼等の抱懷する經濟理論にも、乃至は、全生產機能の社會化によつて貧乏は絕滅し！　窮民は姿を消す！　と言ふ理論にも承服出來ない」。全七七五頁。各章末に簡單な練習問題を載せ殊に詳細な註を加へてある。

佐藤

看讀書籍を語る座談會（中）

――横濱刑務所に於て開催――

澁谷　圖書館の讀者層は、どうしても範圍が限られてゐますから、圖書館の讀書傾向を以て直に一般の讀書傾向と見ることは無理だらうと思ひます。私共の圖書館では閱覽者と、讀まれた書籍について、一々分類して統計を取つてゐますが、それでも極く大まかな讀書傾向は分ります。しかし最近の讀書傾向といふことになりますと、さうした一般的な統計よりも、個々の圖書の閱覽狀況を實際について調査する方が一層よく判りますので、さうした意味から、別に新着の圖書につき、その讀まれた回數を一冊毎に調べ上げてゐる次第です。

さて圖書館で一番回數の多く讀まれるのは、これは何處の圖書館でも同じことですが、受驗參考書、大衆文藝、通俗小說といつた種類のものに大體きまつてゐます。大衆文藝は、誰れのものでも、出してさへおけばよく讀まれます。しかしこれはいつものことなので、特に讀書傾向と見ることは出來ないかと思ひます。一番多く讀まれる本よりも、五番目十番目あたりに出て來る本の動きに、最近の讀書傾向が最もよく現れてゐるやうに思ひます。純文學の方も、次第に讀者が增加して來てゐます。讀者といふものはなか〳〵敏感のもので、例へば大鹿卓といふやうな一般には耳新しい新進作家のものでも、私共の方では相當に讀まれました。最近純文學の方面で最も多く讀まれたのは、石坂洋次郎氏の「若い人」「麥死なず」などです。その他川端康成氏の「花のワルツ」、林房雄氏の「壯年」、下村千秋氏の「生々流轉」、北條民雄氏の「いのちの初夜」、山本有三氏の「眞實一路」、なども相當出ました。尾崎士郎、武田麟太郎、阿部知二、少し離れて島木健作、丹羽文雄、中野重治等の諸氏もなか〳〵受けてゐます。近頃新版の出來た「漱石全集」なども相替らず、配本毎によく讀まれます。飜譯物も相當讀者が多く、近頃出た「世界短篇小說全集」などは各冊ともよく讀まれました。次には科學方面ですが、この方面では一冊で多數の讀者を有つことは稀ですが、全體的にいへば、科學物の讀者は統計上年々增加して行つてます。最近私共の方でよく讀まれたのは、帝大新聞編「科學する心」、西村眞琴氏の「科學綺談」「寺田寅彥全集」、といふやうな隨筆的のものが多いやうです。工學關係のものは、近頃出版も讀者も增加して、共立社の「實用電氣工學講座」、アルスの「機械工學大講座」の如きものが相當讀まれてゐます。次ぎに產業の方面は、この方面に從事

出席者（不同）

本省書記官　吉江知養氏
刑務協會囑託　鈴木信海氏
横濱市圖書館長　鈴木保太郎氏
同　司書　澁谷國太郎氏
小田原少年刑務所教務課長　寺眞均氏
府中刑務所教誨師　小室華雲氏
豐多摩刑務所教誨師　藤木康俊氏
小菅刑務所教誨師　竹中眞二氏
横濱保護觀察所保護司　藤谷玄雄氏
新評論社長　門屋博氏
玉城肇氏
帝國更新會　小林杜人氏
藤井哲夫氏
日本文化協會　村山藤四郎氏

主催者側

東刑務所長
大村教務課長
荒木教誨師
平田教誨師

する人々が日々多忙で、圖書館を利用する暇のない關係もあるのでせう、圖書館では、この方面の讀者は案外に少いのです。東京商工會議所編の「工業實務講座」はよく讀まれ、一寸方面がちがひますが、高瀨莊太郎氏の「會計讀本」や、原祐三氏の「新東の謎を解く」といつた種類のものも相當讀まれたやうです。經濟に關するものでは、岩井良太郎氏の「物價讀本」、田邊忠男氏の「經濟原論」木村孫八氏の「新聞經濟面の讀方」、波多野鼎氏の「經濟學入門」など何れもよく讀まれました。殊に田邊氏の「經濟原論」は上、下卷ともよく出ましたが、これは同氏が高等試驗委員であるからかも知れません。法律に關する書物は、一般には餘り讀まれませんが、受驗生、學生、官公吏等の讀者は相當にあるやうです。しかし一度ラヂオで講演したものを集めた東京講演會編「諸官省の話」などいふ本は、一般の人々にもよく讀まれたやうです。塚崎正義氏の「辯護三十年」なども相當出ました。

次には時局關係のものですが、時事問題については大ていの人が新聞雜誌で知つてゐますので、圖書館の貸出傾向には、特に直接の影響を多く見受けません。しかし間接にはやはり隨分影響があらうと思はれます。最近さうした時局的意味でよく讀まれたものとしては、「中央公論」や「改造」の附錄として出たスチムソンの「極東の危機」が第一で、その他馬場恒吾氏の「立上る政治家」、茂森唯士氏の「ソヴエートロシア讀本」、清

澤洌氏の「時代・生活・思想」及び大谷光瑞氏の「光瑞縱橫談」なども相當出ました。秦大佐の「隣邦ロシア」も、まだ回數を締切つてゐませんが、相當讀まれてゐるやうに思ひます。軍事物は、固いものは出が惡く、櫻井忠溫氏のやうなものがよく讀まれます。軍事出版社の「軍國日本血涙史」といふやうな本は餘り良い本とも思はれませんが、出ることはよく出ました。

次に社會に關する部類では、草間八十雄氏の「どんぞこの人達」が最近では一番多く讀まれ、固いものでは、新明正道氏の「ファシズムの社會觀」がよく出ました。左翼的なものは、固い理論的なもので以前に出版されたものが、現在圖書館にもありますが、讀者は極く稀です。しかし新刊書で、それに少し水を割つた桃色程度のものは今日でも相當讀まれてゐます。特にこれは、文學方面の作品によく見られる現象で、前に申しましたやうに、轉向作家と呼ばれる人々のものなどは、相當に讀まれてゐます。右翼方面のものは、圖書館に適するやうな本が餘り出版されてゐない關係もありませうが、特に目立つて讀まれてゐるやうなものはありません。

最近では隨筆もの、出版が多く、從つて圖書館でも、その方面の讀者が多くなりました。その方面の讀者層は、大體純文學のそれと同じだらうと思ひます。最近よく讀まれたのは、田部重治氏の「涯しなき道程」、杉山平助氏の「絶望と享樂」、木村毅氏の「砂濱散策」「旅と讀書と」などであります。修養方面では、道學的な堅苦しいものは餘り受けませんが、何かしら新味や自由味のあるものはよく讀まれます。最近では、菊地寛氏の「新道德讀本」、米山梅吉氏の「常識關門」本莊可宗氏の「人生ための哲學」など何れも相當の讀者を獲得しました。又宗教關係のものは、一昨年昨年あたりから見ると、近頃では讀者が減つて來ました。その他青年を對象とするもので、室伏高信氏の「青年の書」は非常によく讀まれました、安部磯雄氏の「青年と理想」、帝大新聞編の「學生と教養」なども相當出ました。次に傳記類で最近最も多く讀まれたものは、佐々弘雄氏の「西鄕隆盛傳」、玖村敏雄氏の「吉田松陰」、小笠原長生氏の「大豪清水次郎長」、水野廣德氏の「日本名將論」などであります。概して傳記類は、常に讀者が多いやうです。「日本英雄傳」なども各卷ともよく讀まれたものです。

私共の圖書館から見た讀書の傾向は大體右のやうなものでありますが、その他特殊の傾向としては、最近治療書や、健康法に關する本がよく出るやうです。又就職案內書といつたものも相當出ます。支那に關するものも最近では讀者がメッキリ增加してまゐりました。それから日本古典の解說紹介に關するものや、オリムピック關係を中心として運動スポーツに關するものなども、相當の讀者を惹きつけてゐます。變つた傾向としては家相、人相、手相、運命判斷といつた類のものが案外によく讀まれてゐることです。

以上は書物について申し上げたのですが、次には雑誌の傾向について申し上げます。私共の方で購入する普通の雑誌四十七種について、その讀まれた回數を調べて見まするに、順位の第一番に位するのは「科學畫報」で、その他主なるものについていふと、「オール讀物」、「文藝春秋」、「實業之日本」、「新青年」、「受驗生」、「雄辯」、「キング」、「現代」、「世界智識」、「日本評論」、「受驗と學生」、「改造」、「中央公論」、「演藝畫報」、「カメラアート」、「日の出」、「アトリエ」、「考へ方」等々といつた順序になります。尤もそれ等は、圖書館で實際に貸し出した回數の順位でありますから、閲覧要求の數には多少違つてゐるかも知れません。前にも申しましたやうに、圖書館の貸出しに現れた讀書傾向と、社會一般の讀書傾向と必ずしも一致するものではないとも思はれますが、といつて、社會一般の讀書傾向を知るに適當した資料は誠に乏しいのであります。それにつき私が考へまするに、從來でもさうですが、殊に最近の讀書傾向は益々出版傾向に順應して行く趨勢にあるやうにも思へますので、一般の讀書の傾向を知るには、むしろ出版傾向を觀察した方が或は早道でないかしらとも思ふのであります。尤も一口に出版傾向と申しましても、成程内務省警保局の統計や、東京堂の統計などがあるにはありますけれども、どうも數字だけ見たのでは實際のところは餘りはつきりしないかとも思はれるのです。從つて人によつて夫々觀察が違ふかも知れませんが、私の觀察するところによりますと、最近は隨筆の出版が目立つて増加して來たやうに思ひます。この傾向は何を示すか、それも考へ方にもよることですが、私は出版傾向において現代インテリ層の特性を看取し得るやうに感じます。即ち隨筆もの〳〵出版の多いのは現代インテリ階級の無氣力さを物語るものであるとも見られませうし、又ほんの氣紛れな氣持ちから飛び〳〵の時間に、肩の凝らぬ隨筆でも讀んで、非體系的な知識を多少なり獲得して言はゞ話の種でも作らうといつた餘り感心出來ない傾向の現れとも見ることが出來ませうが、何れにしても、私は、隨筆ものの流行といふことに、何かしら或る消極的なものを感じさせられるのであります。それから最近は兒童教育に關する出版物が非常に多いのですが、これは教師のためのものではなく、主として父母のためのものです。この傾向にも私は現代インテリ階級の一つの特性がうかゞへるのではないかと思ひます。といふのは、自分達はもう將來に餘り希望を持てないから、せめて子供だけでもよく育てゝやりたいといつた、やはりこの階級の消極的な意識がそこに現れてゐるのではないかと考へられるゝのであります。又近頃は、寫眞を始めとして映畫、將棋、釣といつたやうな趣味娯樂に關する本が増加してまゐりましたことは見逃がせない事實です。又前に申したやうに、「常識關門」、「新道德讀本」を始めとして、修養に關する書物も相當増加して來ましたがその多くは、個人的に腹をつくるといつたやうな考へ

のものが多いやうです。そして右の各種の傾向は、個々別々のものではなく、それ等を一貫して、一つの時代の傾向を看取することが出來ると思ふのであります。しかし、出版傾向といふものはなか〳〵複雜なもので、他方には又案外眞劍な方面をも見せてゐるのであります。一昨年あたりから、西洋の古典的な書物の飜譯が復活したこと、又日本の古典に關する本が增加して來たこと、これ等は何れも古典的なもの〳〵再認識ともいふべき傾向を示すものでありまして、それといふのもつまり、一方ではマルクス主義等が凋落したもの〳〵、他方又空漠な日本主義論等に滿足出來ずに、一般に、何かもつと永續的な、しつかりした基礎のあるものを、と求めてゐる事實を物語るものであらうと思ひます。又近頃は時事解說に關するものがだん〳〵と增加して來てゐるやうで、驛などで賣つてゐる平易なパンフレット類から、稍々落付きのある單行本や叢書類等も相當出版されてゐます。これは時局の反映でありませうが、良い傾向といへるかも知れません。更に忘れてならないのは、ラヂオと出版との關係が最近非常に密接となつて來たことで、日本放送出版協會といふやうなものも出來た位ですが、特に修養方面のものが多いやうです。ラヂオで講演する位の人は、さう間違つたこと言はない筈でありますから、その講演に多少手を入れて出版するのは、結局平易通俗の良書を多く作る所以でありまして、結構なことだと存じます。以上、大體圖書館を通して見た最近の讀書傾向並に出版について、私の考へを申し上げた次第であります。

吉江　圖書館にやつて來る人物は、どういふ人が多いですか。

澁谷　昨年あたりから較べると無職の人が殖えました。失業者が急に多くなつたといふわけでもないでせうが、どうもその傾向が目立ちます。私共の方では「巡回貸出文庫」と申しまして、こちらから巡回的に本を持ち廻つて貸出しすることもやつてゐますが、それだけではどうも物足りぬといふ人達が、圖書館へやつて來るのかも知れません。

門屋　讀者の職業統計といつたやうなものがありますか。

澁谷　ありますけれど、今日は持つてまゐりませんでした。しかし讀者の四割までは學生で、その次ぎが商工業者といつた順序らしいのです。

東　滿洲事變の前後から、出版界の傾向が著しく變つて來たのではないでせうか。以前は左翼方面のものが壓倒的の勢力があつたやうに思ひますが、最近では、日本精神とか日本主義とかいつた傾向のものが、相當インテリ層の關心を喚び起してゐるのではないでせうか。門屋さん、どうでせう、出版界の傾向は大體そんな風になつてゐるのではないでせうか。

門屋　それはたしかにさうですね。大正十四五年から昭和五六年にかけては、左翼ものさへ出版すれば決して損はしないといふ有樣でしたが、今日ではマルキシズムの文獻等はすつかり

下火となつてしまひました。しかし私の考へでは、左翼のものは衰へたとしても、それに代つて空隙を充すべき出版が、現在のところでは未だ現れてゐないと思ひます。成程、滿洲事變以來、國家主義といふことが强調され、延いてファッシズムといふやうなことが、インテリ層の間にも隨分問題となつてゐるやうではありますが、しかしそれは言つて見ればファッシズムに對する研究であつて、ファッシズムそれ自身を受け入れるといふことゝは意味が違ふと思ひます。日本精神、日本主義といふことが高揚されてゐることも事實でありませうが、それとてもインテリ層の核心に未だピッタリと來てないやうに感ぜられます。一方には、最近又々、左翼ものが擡頭しかけてゐるやうにも聞いてゐます。勿論以前程のことはありますまいが、古本屋などでも、以前に出版された左翼ものゝ文献等が相當値よく賣れてゐるらしいのです。

玉城　左翼もので新に出版されるものは餘りないやうですが古いものゝ値段が高くなつてゐることは事實のやうです。一方日本精神、日本主義に關するものが相當讀まれるのは、日本をもう一度よく見直して見やうといふインテリ層の要求の現れかと思ひます。從つて日本の古典——日本に關する古い資料の解說書といふやうなものがよく讀まれるやうです。出版界は勿論さうした傾向に順應して、その方面の書物を多く出版することになるのでせう。

鈴木(保)　最近は古典の解說といふことは、可なり一般的な風潮のやうですね。中學校あたりでも、試驗によく古典ものゝ題目を取り上げてゐるやうです。學校の方でさう仕向けるのですから、從つてその解說書も自然多く出ることになるのでせうね。

門屋　圖書館としてはどういふ本を讀ませやうといつたやうな何か積極的な方針があるのですか。

鈴木(保)　何しろ一般公衆相手のことで每日來る人もちがつてゐることですから、どういふ本を讀ませやうと申したところでそれは事實出來ないことなのです。唯書物を選定したり、購入したりする時分に多少考へるだけのものです。

澁谷　考へると申しても、圖書館當局が、自分勝手な了見で決めるわけにも行かないのです。民衆相手の圖書館としては性質上、偏重は感心しないのですから……

門屋　左翼的の書物に對してはどういふ御方針をとつて御出でなのですか。

澁谷　左翼ものでも研究的のものは購入することにしてゐます。河上博士の「資本論研究」の如きは、當時議論もありましたが、學究的のものだからといふので、購入することにいたしました。しかし、宣傳用と思はるゝものは、圖書館としては備へつけない方針でゐます。

門屋　ところで、この座談會は刑務所の看讀書籍を中心とする座談會といふわけなんでせうが、刑務所としては、現在看讀書籍についてどんな方針を取つてお出でなのですか。

東　それがどうも難かしいのでしてね。元來刑務所で本を讀ませるのは、その究極の目的が教化といふことにあるのですから、勢ひ主として教訓的な書物が選定されることになるのでありませうが、しかし又、餘りそれに捉はれすぎてもどうかと思ひますしね、なか〳〵その邊の手加減が問題なんですよ。看讀書籍としてどうも適當な本が尠いと申しますが、それは一つは刑務所の看讀書籍といふ頭で探すから選定に困難を感ずるんですね。刑務所の看讀書籍とても或程度までは範圍を擴げてもいいと思ふんですが、果してどの程度まで擴げたらいゝものか、私共としてもそれには一寸考へさせられてゐるんですが、幸ひ今日は、みな樣御集りのことですから、むしろ私共の方から、その邊の御意見を承りたいと思ふのです。吉江さん、それについて一つ、教化主任であるあなたの御考へからうかゞはせて下さい。

吉江　いやア、私は丸で素人なので、考へといふ程の考へは別に持ち合してゐませんが、折角の所長さんの御言葉ですからホンの當座の思ひ付きだけを申し述べて見ませう。時代の思想的の動きとか、社會情勢の動きとかいふものは、やはり或程度讀書傾向によつて判斷出來ると思ひます。先刻も御話のありましたやうに、左翼ものは最近ずつと減つて來てゐますが、しかし研究的なジミなものは、多少なり又勢ひを盛り返して來てゐる。右翼ものにしても、滿洲事變後、相當に讀者を有つたのでしたが、それとて餘りにファッショ的の色彩の濃いものは、近來だいぶ減つて來て、研究的、解說的のものが歡迎されるやうになつたと聞いてゐます。宗教書にしても同樣で、數年前には宗教復興といふやうな叫びが頻りに唱へられた程、その方面の書物が盛んに出版せられたやうでしたが、最近では又少しく樣子が變つて來たやうに見受けられます。何れにせよ、さうした傾向は、夫々に、その時代の底に蟠る或る「動き」を物語つてゐるものと考へられるゝのでありますが、刑務所の看讀書籍も、同樣の考察によつて、何かしらそこに、選定に對する或標準を見出し得るのではないかしらと考へてゐます。つまり需要あればこゝに供給ありの理窟で、受刑者に看讀書籍を供給するについても、先づ受刑者が何を求めてゐるか、いかなる讀み方をするか、若くはいかなる部分と關係を有つてゐるかといふやうな一口でいへば受刑者の「心の動き」といふものを、個別的に、しらみつぶし的に調べ上げることがもし出來るならば、それによつて、受刑者に對してはいかなる書籍を供給すべきであるかといふことに對する正確なる判斷もつき、看讀書籍選定に對する基準も自ら得られるのではないかと思ひます。少し抽象的な言ひ方ですが、原則的にはさうあるべきものでないかと考へてゐます。尤も刑務所の場合は、普通一般の場合とちがつて、本

を讀ませる目的が自ら制限されてゐまして、受刑者が精神的方面に缺けてゐるものを補ふとか又は忘れてゐるものを思ひ出させるとか、大體さういつた役目を有つてゐるものでありませうから、さうした關係に於ての手心も勿論必要でありませうが、又さういふものであるだけに、受刑者の「心の動き」といふものを看取してかゝることが、一層必要となつて來るのではないかと思ひます。——尤もかやうに申したからとて、それは原則的、常識的の申分に過ぎませんので、ではどうしてその心の動きを把握するかといふ段になりますと、私にも皆目見當がつかないのです。先づ、所長さんあたりから尻を叩かれ〳〵、何とか目途をつけて行きたいと思つてゐるだけです。

東　門尾さん、あなたの御體驗の上から何か御意見はありませんか。

門屋　私より藤井君が何か御考へがあるでせう。藤井君は鹿兒島刑務所で七年間も體驗があるのですから……どうです藤井さん。

藤井　入つて最初の二ヶ年間位は隨分ムカ〳〵しました。東京へ行つたら司法省に捻ぢ込んでやらうなどゝ考へたものでした。しかし中で考へたことは、どうも世間に出ては通用しませんね。何しろ大體が、目も耳も塞がれた形で、世間のことはよく分らないのですからね。尤も中にゐても、ラヂオは折々聽かれるわけですが、地方の刑務所は設備も悪いし、事實上餘り利用されてゐないやうです。刑務所にゐて、多少でも世間につながることの出來るのは、多くの場合目を通してゞす。その意味で、刑務協會から出してゐる「人」がどの位、世間のことを成るべく多く知りたいと願つてゐた私共に、役立つてくれたか一寸想像以上のものがあります。書籍も勿論讀むには讀みましたが、どうも不滿の點が多々ありました。もつとかうしてほしい、といふ註文も相當あるにはありました。しかし一般の受刑者が何を要求してゐるかといふことになりますと、私共にはよく分りませんでした。私は最後の六ヶ月間工場にも出て見ましたが、一般の受刑者は看讀書籍といふことについては、大した關心を有つてないやうに思ひました。何しろ刑務所に備へ付けの書物は、概して古臭いものが多いので、興味が有てないんですね。教訓的の書籍も結構、智識的の書物も結構ですが、明治何年出版といふやうな古色蒼然たるものは、とかく面白くないんでしてね。飛びつかうといふ氣がしないんです。從つて書籍に對する關心も薄らぐといふわけでせう。しかしともかく、思想犯のものはよく書物を讀みます。それで思想犯は、普通の受刑者から見ると十倍も手がかゝるなど、看守さんによく言はれましたので、私が冗談半分に「でも書物を熱心に讀むのは刑務所としては喜ぶべきことではないですか」といひますと、看守さんも笑つて「そりアさうだが、こつちの身體がたまらん」などと言はれたものでした。

鈴木(信)　刑務所にはしかし、佛教に關する書物は相當あるでせう。尤もこれとて、人によつていろ〳〵註文もあることでせうが、藤井さんなどはどんな風に御考へでした。偶像崇拜的のものは困るから、成るべく高級なものがいゝなどゝの要求も隨分人によつてはあるらしいのですが……

藤井　佛教に關する書物は、私も相當讀みましたが、私の場合は、主として私本で讀んだのです。さア、かれこれ百圓近くの本を買ひましたかな。私本の看讀許可書籍の中で、佛教に關する限りに於ては、十分に要求が充されました。官本も讀みはいたしましたが、官本となると何とはなしに嚴つい感じがし、それに刑務所の看讀書籍は目錄が不完全で、唯本の名と著者の名が書いてあるばかり、發行年月日も、本の型も何も記入してありませんので、標題だけ見て借りるといたく失望させられることがあります。しかも一旦借りると、すぐ取り替へてくれといふことがいへないのでその點が大きに困るのです。尤も私などは何せ長いことゐましたので、いゝ加減圖々しくなり、面白くないと思ふとすぐ取りかへて貰ひ〳〵したものですが……

鈴木(信)　その點はむしろ反對ぢやないですかね。刑務所にもよることでせうが。……といふのは、私本の目錄は、多くの場合單にに許可の順位を書き並べたゞけですから、發行は隨分古いのがあつて、知らずに買ふと、オヤ〳〵といふやうなこともあるのですが、官本の方は、古い本は成るべく買はないことにしてゐるのです。尤も古くに買つた本も相當ありますので、それは勿論古いわけですが……」。

玉城　私は未決に一ヶ年ゐます中に、最初は官本を入れていたゞきました。勿論佛教の本も、大内青巒とか、原旭山とかいふ人のものを見せて貰ひましたが、入所當時はどうしても、心が昂奮してゐますので、宗教書等には取つきにくいやうです。讀んでも一向に面白いとは思ひませんでした。むしろ當時私の心を捉へ、心の陶冶に一番に役立つたと思ふものは。傳記ものでした。宗教でも、宗教そのものよりは宗教家の傳記——その愛と受難で綴られた犧牲的な生涯に、私はひどく打たれました。その意味でパピニーの「キリスト傳」などは、私の愛讀措く能はざるものでした。パピニーのに限らず、キリストの傳記はその他にもだいぶ讀みました、釋迦の傳記は、無いので讀む機會がありませんでした。私が當時、キリストの傳記等に何故さう心を打たれたかといふに、それは當時相當參つてゐた私の氣持を、それ等の書物が鼓舞激勵してくれたからです。言ひかへれば、私の心に不足してゐるものを、それ等の書物が補つてくれたからであります。必ずしもキリストに限つたことではありませんが、宗教の教祖ともいはれる昔の人は、自分達とは較べもならない程苦難に苦難を重ねた生涯を送つてゐるのであるといつた認識は、私の心をひどく勇氣づけたのでありました。私がその後、宗教方面へ惹き付けられるやうになりましたのも

結局はそんなことが動機であつたのであります。私はその後、和辻哲郎氏の「原始佛教實踐哲學」といふやうな本も讀みましたが、もうその頃は、私もだいぶ宗教に近づいてゐました。ですが、そのきつかけは只今も申すやうに傳記ものからでした。その後、二三の友人にも「傳記ものはどうだつたか」と訊きましたところ、何れも「傳記ものはいゝな」といふやうな返事でした。私は又、入所中地理とか旅行記とかいふものに非常に興味を感じました。拘禁生活で身體は自由になりませんところから、頭だけで、全世界を飛び廻つて歩くわけなんですね。この種の本は、私は隨分貪讀いたしました。尤もこれは年齡によつてちがふらしいので、かつて四十歳以上の先輩にこのことを話して見ましたところ、その先輩は、「君は未だ若いね」といつて笑つてゐました。相當の年輩になると、どうもその邊の傾向がちがつて來るやうですね。

藤井　全く中に入つてゐると、地理とか旅行記とかいつた種類のものが讀みたいね。能因法師じやないが、いはゆる居ながらにして名所を知るといふやつで、結局身體が行けないから、せめて人の書いたものでも讀んで、思ひをそこに馳せやうといふわけなんだらうね。

鈴木(信)　それは當然の心理でせうね。風景の寫眞なんかもやはり見たいでせうね。その方が一層印象的で、旅行記なんかよりも却つて面白いんではないですか。

門屋　地理や旅行記も勿論面白いですが、私は傳記ものが實に面白かつたです。刑務所にある程の傳記ものは大てい讀んでしまひました。小林君も心を打たれたとのことでしたが、名僧の母のことを書いたものなどは感激的ですね。殊に吉田松陰の傳記などは私には非常なショックを與へました。私共がいつの間にか宗教に惹かれて行くのは大てい傳記ものを通じてのやうに思ひます。少くも私共思想犯のものにとつては、傳記ものが大きな教訓的な役割を働いたことは爭はれないやうに思ひます。

藤井　何しろ階級爭闘に從事してゐますと、いはゆる鹿を追ふ獵師山を見ずで、どうしても眼界が狹く、大局のことを見落しますね。唯一圖に目前の敵にあらゆる關心が集中されてしまふのです。國際關係のことについても、ほんように生きた事實からは目を掩はれてゐる形です。その點刑務所に入つてゐると大に反省させられる點がありますね。私は中で地理の本や自然科學の本を讀みましたが、さうした本を讀むと、眼界が廣くなるとでもいふのですか、又考へがちがつて來ます。地理の本など讀むと、支那でもアフリカでも世界には未開の分野が未だ〳〵非常に多く、文明を浸潤せしむべき餘地——可能性が無限にあるやうに感じます。何も役人を相手に喧嘩ばかりしてゐなくとも、人間の力を揮ふべき天地は、いくらでもあるといつた廣い心持を有つやうになります。かうした心持は私共が轉向を誘致させられた第一歩であつたのです。唯遺憾に思ひましたのは、少くも私のゐました刑務所には、佛教や修養に關する書物は相當充實してゐましたし、又職業補導に關する書籍もだいぶ增えて來たやうでしたが、地理とか自然科學に關する書物が非常に貧弱たつたことです。たま〳〵あつても、小學や中學の參考程度のものが四五種あつた位のもので、右申したやうな心の傾向にあつた私共としては物からず物足りなく感じました。自然科學に關するものも貧弱でしたね。大體刑務所の看讀書籍は、餘りに一方に偏しすぎてゐるのではないでせうか。宗教もの、修養ものも結構ですが、もう少し視野を廣くとつて、先刻も御話のありましたやうに、收容者の心の動きを見て、書籍の種類もそれに順應して、もう少し範圍を擴げたらどんなものでせう。東洋精神といふことをよく申しまして、いはゆる思想善導の一つの標的のやうにもなつて思はれる癖に、東洋史に關する書物が又實に拙いのです。その邊はどんなもんでせうかね。

鈴木(信)　地理、地誌若くはそれ等に關する風景、風俗の寫眞等も勿論結構だとは思ふのですが、生憎適當なものが拙いのでしてね。みなさんに何か御心當りがありますか。

藤井　慾をいへば、世理地理大系などはいゝんですが。

鈴木(信)　世界地理大系はいゝんです。しかしあれは値段が高いんでしね。各刑務所に備へつけといふことは一寸難しからうと思ふんです。

藤井　今は相當安價で手に入るんじやないですか。

東　ストックが相當あるでせうから、或は安く手に入れることも出來るかと思ひますが、唯あの書物の中には、女の寫眞などが隨分あるんでしてね。

門屋　土人が素裸になつてゐるやうな寫眞がありますね。

藤井　あるね。しかしあの程度のものを見せたからとて果して害があるものですかね。

東　教誨師さん、いかゞでせう。女の寫眞を見せるのはやはり有害ですがね。

藤木　不自由な境涯にゐますと、どうしても徒に想像を逞しうすることになるのでしてね。しかもそれが、それから〳〵と話が渡つて、ツイ多くのものがその方へ氣を取られがちになるんですね。

竹中　新聞や雜誌に婦人の肖像でも出てゐると、いつの間にかそれを切り抜いてそつとしまひ込んでしまふのです。そしてそれが反則の材料になるんですから、女の寫眞を見せるといふことは今のところ考へものかと思ひますね。

藤谷　さう、ツーリストビューローの案内記などにも婦人の寫眞が五六枚ありますが、あれなどもどうかと思ひますね。

鈴木(信)　しかし二三日前も局長と話したことですが、一級者に位は、婦人の寫眞を見せたつて別に差支はないんじやないかと思ひますがね……

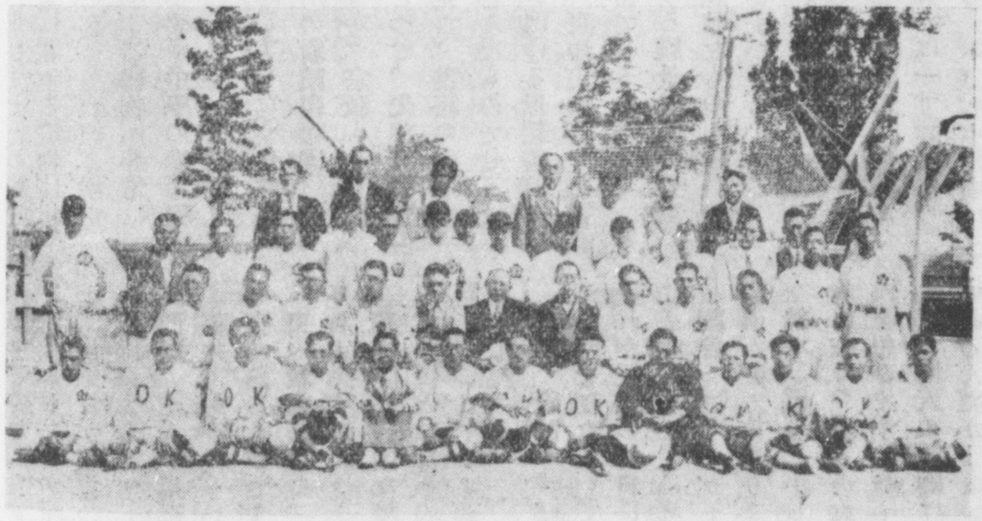
東　婦人の問題はどうも難しいな。映畫の方でも問題になつてゐるんだが……

刑務所便り

□關西野球大會記

刑務所職員相互の親睦を計る爲三重刑務所野球チームは大阪、京都、名古屋の各野球チームを招聘して六月二十日を期し津市修成小學校々庭に野球大會を開催した。不幸京都刑務所チームの參加を見ざりしも大阪チームは前日來津伊勢神宮に必勝を祈願し、名古屋チームも前日より半數の選手を送り、いやが上にも大會に活氣を添へた。

かくて六月二十日朝來よりの絶好の野球日和戰前のフリーバッテイング、シートノックに早や三巴の白熱戰を豫想さ



れ、和氣藹々裡に各チームは必勝を期した。抽籤により第一囘大阪對三重、第二囘名古屋對大阪、第三囘名古屋對三重の試合順が決定し午前十時末光三重刑務所長の臨席を見て大會の幕は切られた。

第一囘戰　大阪對三重

第一囘（大阪軍）名越三舖一壘低投に生き二盜高貫三飛美濃部一壘線に添ふ內野安打をはなち名越一擧生還美濃部二盜したるも伊達森凡退（三重軍）

一死後大西四球竹田遊飛石川打者のとき大西二盜石川左前安打に大西生還石川二盜西井弟右前安打に石川本壘を突き野平の好球に憤死

第二囘（大阪軍）安藤遊舖失高見三舖に安藤封殺宇佐見三舖一壘低投に生き福田左中間を拔く安打に高見本壘を突き本壘寸前に刺さる名越捕邪飛

（三重軍）無爲

第三囘（大阪軍）二死後伊達、森四球安藤三舖野選となり滿壘菊池中前安打に二者生還其間安藤三進菊池二進宇佐見左飛落球に安藤生還菊池二進宇佐見二進福田遊越安打に菊池宇佐美生還名越三振（三重軍）無爲

第四囘（大阪軍）無爲（三重軍）

一死後西井弟中前安打山本右前安打に西井三進山本二盜中丸二舖に西井弟生還山本三進高橋打者の時捕逸に山本生還高橋三振

第五囘（大阪軍）無爲（三重軍）

二死後大西遊擊右に安打を放ち竹田打者のとき二三盜竹田四球直ちに二盜石川遊越安打に兩者生還西井弟投舖

第六囘（大阪軍）福田中飛落球に二進名越投舖高貫遊舖一壘失に福田生還美濃部捕飛伊達投舖（三重軍）山本三前內野安打直ちに二盜中丸投舖山本三進一壘手三壘へ高投して山本還る後者凡退

第七囘（大阪軍）三者凡退（三重軍）

一死後大西遊舖失に生き直ちに二三盜竹田投舖石川三壘强襲安打に大西還り西井弟二飛延長戰となる

第八囘（大阪軍）宇佐美右前安打福田遊舖に宇佐美封殺名越投飛落球に走者一二壘高投に福田生還美濃部左中間に三壘打を放ち名越高貫生還伊達森三振（三重軍）三者凡退

名古屋對大阪

初顏合せの兩チームは實力が未知數の爲め如何なる策戰に出づるかと豫想されたが最初よりはたして前にも勝る大白熱戰を演じ再び八囘の延長戰となるや奮起した大阪軍は亦も三點を獲得して優勝を遂げた

戰況

第一囘（大阪軍）無爲（名古屋軍）

青木遊舖失に生き直ちに二三盜原田四球山田三振中野四球池永の投舖は青木球を本封高島三振

第二囘（大阪軍）無爲（名古屋軍）

萩原四球吉田左飛落球に走者一二壘萩原吉田重盜なりしも後援續かず

第三囘（大阪軍）福田四球名越三舖野選となり福田三進名越一壘に生く高貫投舖に福田生還美濃部三振伊達捕邪飛（名古屋軍）山田四球後二盜捕逸に三進中野四球池永投舖で山田本壘を突き寸前に刺さる高島四球で一死滿壘この時投手のボンヘッドで中野生還萩原吉田三振

第四囘（大阪軍）森四球安藤三振高見左中間を破り森を還へす宇佐見福田凡退（名古屋軍）山田四球後二盜捕逸に三進中野四球池永投舖で山田本壘を突き寸前に刺さる高島四球で一死滿壘この時投手のボンヘッドで中野生還萩原吉田三振

第五囘（大阪軍）一死後高貫遊越安打直ちに二盜美濃部三舖一壘高投に高貫生還伊達森三振（名古屋軍）山田四球後二盜中野捕邪飛池永遊舖前田三舖

第六囘（大阪軍）安藤高見宇佐見四球福田三越安打に安藤高見生還宇佐見は離壘して投手牽制に刺さる名越二越安打高貫捕飛美濃部二舖（名古屋軍）

萩原四球吉田三舖二壘失に兩者生き竹本四球にて無死滿壘青木四球に萩原生還原田投舖吉田竹本重殺山田三振

矯正図書館

第七回（大阪軍）無爲（名古屋軍）
中野左中間に本壘打し池永投前前田四球萩原三振吉田投手左の内野安打社本四球青木投前失に前田生還原田四球で吉田生還同點となり延長線に入る

第八回（大阪軍）高見中前安打野手後逸に一擧生還宇佐見左飛落球に生きたるも二盜ならず福田遊撃安打菊池遊前失に生き高貫の左飛失に菊池生還美濃部三振伊達一飛（名古屋軍）三者凡退

第三回戰　三重對名古屋

大阪に敗れたりとも三重に酬んと奮起する名古屋チームに亦二位をかち得んとする三重軍の一戰こそ本大會を飾る最終の一戰である。かくて兩軍各回に走者を出し好守好打好走の白熱戰を演ぜしが三重軍四回に六點を擧げて試合を決定的のものとし九A二にて三重軍の大勝するところとなつた。

第一回（名古屋軍）一死後原田三前に生き二三盜山田四球中野三振池永二前（三重軍）竹田四球大西二越安打石川投前西井弟遊飛西井兄中飛

第二回（名古屋軍）三者凡退（三重軍）二死後森田二飛失に生き直ちに二三盜中丸二遊間安打に森田生還竹田三振

第三回（名古屋軍）無爲（三重軍）大西三前一壘低投に二進投手二壘惡投に一擧生還石川二前失西井弟投前西井兄左飛失に石川還る今津山本凡退

第四回（名古屋軍）無爲（三重軍）一死後中丸投前失竹田左飛失に中丸還り竹田も一擧生還大西二越安打石川三壘强襲安打西井弟中前安打に大西還り西井兄本壘打を放ちて走者を一掃今津三飛山本三越安打森田投前

第五回（兩軍無爲）

第六回（名古屋軍）一死後原田三前に生き二盜山田投前中野二進池永捕前ゴロを一壘手失し中野生還高島凡退（三重軍）無爲

第七回（名古屋軍）無爲

かくて三試合も無事に終了し優勝の榮冠は大阪軍の獲得するところとなつた。

時正に五時それより選手一同打揃つて倶樂部廣間に於て末光所長殿を始め幹部の方々の臨席を得て和氣藹々裡に晩餐をなし今日一日の事を談笑しつゝ時の流も知らない樣子、かくして着々と運動精神により各刑務所職員の親睦さが深まり行くことであらう。

三所のメンバー左の如し。

軍　田見越貫藤部達（也）
阪　見佐濃菊（橋）
福宇高名高安美伊森（高）
大
投捕一二三遊左中右

軍　兄津川丸弟西田本（田）
重　井今石中西大竹山森
三
投捕一二三遊左中右

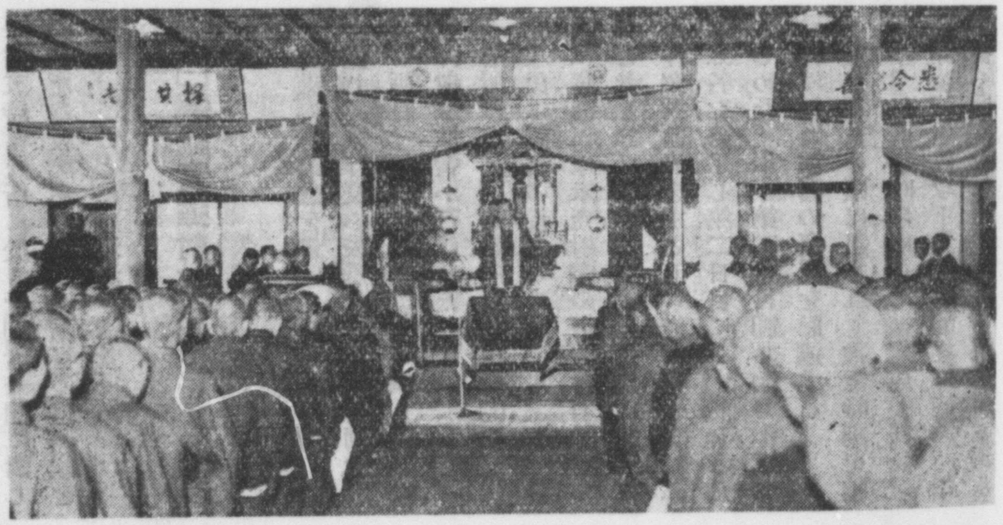
軍　野田原永木田田（前田）
屋　中原萩池青山吉島山本（竹本）
名　投捕一二三遊左中右（社）
H.P

□本願寺派大谷光照法主の教誨

金澤刑務所

本願寺派管長大谷光照法主は金澤別院六百年記念慶讃法要並に明如上人三十三回忌法要親修の爲め六月二十日より二十三日まで當金澤市に駐錫され、收容者の慰問教誨の爲め二十日當刑務所に立寄られた。

法主は午前八時五十分當所到着、會議室に少憩後、教誨堂に臨場、西岡所長の紹介を兼ねた一場の訓示の後、收容者一同に對し懇篤なる教誨あり、一同に深い感激を與へ、刑務作業陳列場を參觀の上、九時三十分當所を出發、陸軍病院に向はれた。



□大谷派管長巡錫教誨概要

北海少年刑務所

大谷光暢師は七月中旬より八月上旬まで北海道樺太地方に巡錫せられたるを機會に七月二十四日當所に立寄り收容少年の爲に溢るゝ如き溫容を湛へて教誨あり、河崎布教師の復演と相俟つて、教化上深い効果を與へた。

□大谷派本願寺裏方訓話

大通刑務支所

七月二十四日午前十一時大谷派本願寺智子裏方は教務課長外數名の隨員を帶同當所に來臨、三浦支所長の案内にて教誨堂に臨場、收容者一同に對し訓話あり、一同の感激裡に退場された。

□光暢法主教誨

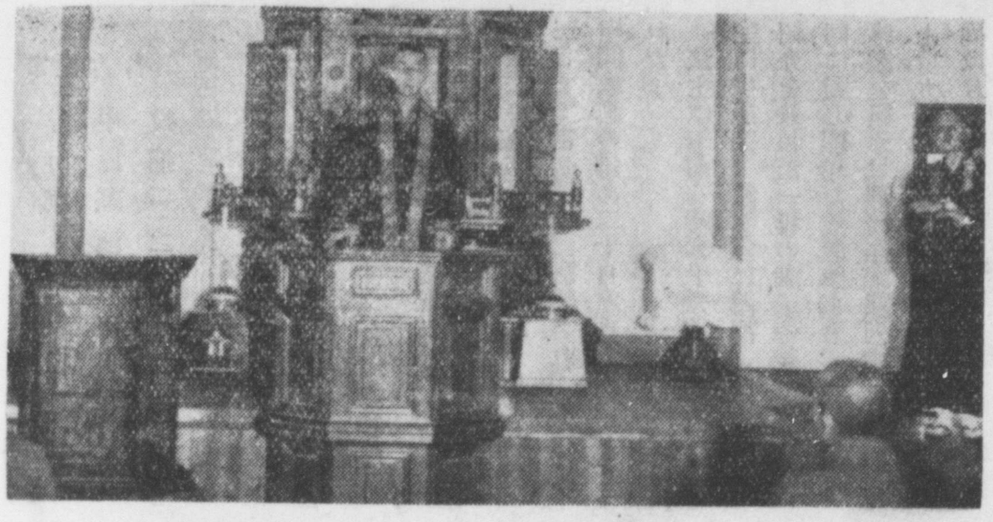
帶廣刑務支所

大谷派本願寺光暢法主は七月三十一日

午后五時當支所に於て受刑者一同に對し懇切なる教誨あり、法悦隨喜の感滿堂を壓し、まことに感激深き情景であつた。

□拳銃實彈射撃演習

久留米少年刑務所



北支の風雲急を告げ、街に號外の鈴音が慌しく飛び交ふ去る七月十三日同十五日の兩日、當所に於ては久方振りに拳銃實彈射撃演習が行はれた。

場所は市外高良臺内の陸軍射的場、出場人員は勤務の都合等の關係もあり、今回は拜命以來未だ射撃の經驗を有せざる初心者と、日頃拳銃携帯の勤務に就く構外作業擔當者を主とし、先づ第一日に二十五名を終了し第二日目に二十名を參加せしめた。以下第二日目即ち七月十五日に行はれた演習の概況を記述する。

當日朝來の雨に阻まれて豫定時刻を稍遲れ、午前十時泉所長、松本戒護課長、囑託藤岡中佐以下全員射的場に向ふ。雨は暫く歇みたれど、郊外の道は所々濁水に沈んで職員の分乘する自動車は大きくバウンドしながら泳ぐが如くにして驀進する。射的場には早くも、當地憲兵分隊長の好意に依り指導の爲派遣された憲兵準尉外三名到着して居たほか、雨に妨げられてか今日ばかりは軍隊の演習も行はれて居らず、青草に蔽はれた廣い射的場は靜かに吾等一行を待つてゐた。間もなく全員整列し、右憲兵準尉の方より銃の操作法並に射撃時の注意事項等に就ての說明を聽取して射撃準備に着手する。射撃を背後に立てられた三個の標的は徑一米と云へど、此處原野の眞中では案外小さいものに見える。附近を警戒する爲射撃の左右に二名を配置し其の他彈藥係、記錄係等も定められいよ〳〵射撃が開始されるのである。

先づ三名の射手が標的前二十米の定められた位置に銃嚢を負ふて嚴めしく立ち並んだ。何人も顏面神經を硬直させて頗る緊張の樣子が窺はれる。籠て一齊に實彈を裝填射撃の動作に移り、狙ひ定まつたかと思ふ瞬間轟然一發、次また一發、銃聲山野にこだまし、硝煙白く線を描く銃先に火光の閃くのがよく見える。引續き定めの六發を三名共撃ち終れば、係員が標的に就き檢査の上、其の得點を記錄するのである。意外の不成績に悲觀する者、好成績に悦こぶ者、雨後の曇天下餘り暑さも感じない恰好の演習日和に、斯くして順調に射撃は進行する。中間泉所長自らも祕藏のブローニングを以て日頃修練の腕前を示され、全員終了したのは正午も大分過ぎた頃であつた。

一同今日の實彈射撃に依つて一層非常時意識を深刻にし、射的場での緊張氣分をそのまゝ日常の勤務に及ぼさんとするものゝ如く、未だ醒めぬ興奮を面に殘して歸途に就いたことであつた。因に當日の成績は一等四十四點、二等二十五點、三名、三等十七點にして、大多數初心者を以てした射撃成績としては相當の好成績なりとは、憲兵準尉の講評であつた。兎にも角、二日間に亙る演習に何等の事故もなく無事之れを終了し、多大の效果を收め得たことを悦ぶと共に、時節柄繁忙の際にも拘らず憲兵隊員各位の行屆いた御厚意に深く感謝する次第である。

〔雜俎〕

◆ **飯塚支所移築工事竣式擧行**

引續き建築中であつた飯塚刑務支所は工事落成に付、七月十三日竣式を擧行した。

◆ **北光會開催**

札幌控訴院管内教誨研究機關北光會は、八月六日北海道、樺太刑務官慰靈祭を機として札幌刑務所で開催され盛會であつた。

◆ **神戸刑務所の招魂碑移轉**

神戸刑務所の招魂碑は移轉修理中であるが、刑務協會は之を援助した。

◆ **全國武道大會開催豫定**

全國武道大會は事故なき限り十月上旬開催の豫定。

◆ **泉二檢事總長の樺太巡視**

泉二檢事總長は樺太一帶の裁判所、刑務所を巡視中であつたが、この程歸京された。左の寫眞は幌内川河口附近のオタスの森における記念撮影である。中央は泉二總長、總長より左の二人目が青柳樺太刑務所長である。寫眞の前景には悠々草を喰む馴鹿の姿かあり、右側前列には樺太土人の姿が見受けられる。



◆ **刑務協會囑託**

刑務所製作品紹介に關する事務につき吉江書記官を、收容者敎化に關する事務の調査に付日沖事務官を夫々刑務協會に囑託した。尙吉江書記官の電話は田園調布三五三七番に變更の由。

矯正図書館

第廿九回刑務官練習生決定す

第廿九回刑務官練習所入所試驗は既報の通り七月十二日全國一齊に施行されたが、この程入所決定者諸氏の氏名が發表された(後揭)。練習所は新練習生諸氏を迎へて九月一日から開所される豫定である。尙甲種練習生の試驗答案に關する試驗官の感想は左の通りである。(便宜上甲種練習生の試驗問題を再錄しておく)

◎實務課

一、未決拘禁者ノ處遇ニ就テ

二、左ノ語義ヲ簡單ニ說明スベシ

1. 責付　2. 情願　3. 官用主義、
4. 携帶乳兒　5. 勞役場留置

◎普通科

一、看守志望者ニ對シ看守生活ノ實情ヲ告グルノ文(文體隨意)

二、左ノ語義ヲ簡單ニ說明スベシ

1. 總選擧　2. 滅私奉公
3. 組閣　4. ナンセンス
5. テレビジョン

一、實務課科答案審査の感想

答案全體を調らべて一番痛切に感じたのは、問題の要點に答へる態度が不足してゐることだつた。例へば第一問について云へば、未決拘禁者の處遇内容を虱潰しに羅列した答案が相當あつたが、徒らに處遇方法を並らべるよりも、何故かやうな處遇を爲さねばならぬかの根本の理由を、先づ明らかにすべきであらうと思ふ。問題の要點をしつかり把握することは言ふ迄もないのである。以上は第一問に限らず一問、二問を通じて見られた缺陷であつた。

次に答案の書方について見れば、口語體と文語體、更に甚だしいのになると「あります體」ともいふべきものが、一つの文章の中に雜然と混合して使はれてゐるものがあつた。こういふ答案は、本人の頭の働きや常識の程度が疑はれても仕方がないと思ふ。勿論採點にも影響するのであるから、今後は十分注意していたゞき度い。

中には答案に内容とは關係のない外國人の名や、試驗官、行刑當局者の名前がいきなり飛出してきて、誰それはどういふことを述べたなど、わざとらしく書き並べた者があつた。これはまことに非常識であると云はねばならない。不必要な横文字や外國語を使つた答案もあつたが、これも同樣考へものだと思ふ。問題の要求してゐる範圍を自己の實力に從つて書けばよいのであつて、餘分の附け足しは答案として寧ろ邪道であらう。

更らに第一問について云へば、世上の人權蹂躙の聲に脅えて、ひたすらに未決拘禁者の人權、名譽の尊重を金科玉條と計りに說くのみで、其の反面に於ける之が在監者としての處遇を忘れる傾向が

多かつたのは遺憾である。監獄規律の維持の爲めには、未決拘禁者に對してそれ相當の處置を執ることが出來るし、また執る必要を生じるのであるが、ともすれば之を殿樣扱ひ、はれもの扱ひにすべきことを說いてゐるが、右のやうな答へは勿論完全な答案といふことは出來ない。

また一問に就いて盛んに行刑の精神を論じたものがあつたが、問題は未決に關するものであるから此れは聊か場違ひであらう。徒らにこの兩者を混同することは、十分注意しなければならないと思ふ。

第二問の術語の說明は大體に好成績であつた。殊に(二)はよく出來てゐたが、(三)の官用主義を官司業と混同したものが、全體の三分の二以上を占めてゐたことを注意しておく。

二、普通科答案審査の感想

答案を一覽して喜ばしく思つたのは、皆大變熱心にやつてをられることだつた。しかしながら折角の熱心さも、十分その效果を現してゐないのは殘念である。もと〳〵普通科の問題は特殊の勉强や準備を要する問題ではなく、日常涵養した諸君の常識で立派に書ける程度のものである。それだけに欲を云へば、もう少々優秀な成績を擧げてほしかつたと思ふ。

答案を調べる際に、第一問については大體三つの目安を置いたつもりである。先づ文章の良否、次に文字の使ひ方に誤りはないか、第三に構想如何である。第二問は個々の單語であるが、これは各語に對して本當の意味をどの程度まで認識してゐるかを採點の標準としたのである。

まづ第一問について批評すれば、看守志願者に告げるといふ問題の趣旨を把握し、これを十分理解し、生かしてゐないと思はれる答案が可成りあつた。更らに第一問は手紙文であるから、手紙としての體裁もとゝのへてゐなければならない。ところがこの點を滿足させる答案は、案外少なかつたのである。例へば、細かい部分を擧げると拜啓と書き時候の挨拶を候文で始めながら、中途から言文一致の文章となり、結びの敬具を落したりした支離滅裂な文も少くなかつたのである。尤も最近の手紙文の一般的な傾向から云へば、こういふ型破りのものもあるにはあるだらうが、文章としては候文なら候文、言文一致體なら言文一致として首尾一貫した調子で通したいものである。

次に文章のつゞきが如何にも拙劣なことが目についた。時候見舞の後に、いきなりこま〴〵した看守生活の描寫が現れたりして、一讀唐突異樣な感にうたれたものも多い。一面には新奇を衒つて却つて全體の文意が不徹底になり、結局譯のわからぬものとなつた答案もあつた。

殊に遺憾に思つたのは、全體を通じて文章上の誤りや文法上の間違ひが非常に多かつたことだ。文章には一定のかゝり結びやてにをはがあるのだから、これを

無視して書いては文章にならない。これは平素文を草するにも、十分心してゐて貰ひたいものである。文字も、もつと丁寧に書いてほしいと思つた。

澤山の答案の中には未完で終つてゐるものも相當見受けたが、時間は始めから決つてゐるのだから、與へられた時間内でどの位のことが書けるかを最初に十分考慮して取掛つて貰ひたい。中には全部書けば相當よいものになつたらうと惜まれるものもあつた。限られた時間内で書く場合は、大體の見通しをたてゝ書き始めるべきであつて、こうした努力も謂はゞ一つの修養なのである。

第三の構想の點から見ると、文章に捉はれて内容空疎に陷つたものも可成りあつた。殊に候文にこの傾向が甚しかつたやうだが、口語文の中には逆に構想に捉れて文章が餘りに散文的すぎると思はれるものもあつた。

次に第二問に移る。第二問は大體よく出來てゐたが、惜しいことには問題に對する自己の知識を發表することを焦づて、却つて横道に外れたものが相當見受けられた。例へば滅私奉公といふ問に對し、何内閣の時誰が言ひ出した等々のことに力を入れすぎて、結局問題に對する眞の答へにならなかつたものがある。また全體を通じて説明が冗長すぎるきらひがあつたことも附言しておく。

要するに第二問の解答としては最初にも述べた通り、熱心さは十分現れて居り敬服に堪へないが、端的に云へばその努力に實力の伴はぬ感があつた。そのために努力相應の效果を擧げることが出來なかつたのは殘念である。普通科の問題は、平素の常識で十分答案が書けるのだから普段から、豐富なそして正確な常識の涵養に絶えず心掛けてゐてほしいと思ふ。

第二十九回刑務官練習生氏名

甲種	小菅	看守	高橋榮二
〃	〃	〃	吉田義治
〃	〃	〃	柴田四郎
〃	東京拘置	〃	池原茂
〃	〃	〃	小山好三
〃	豐多摩	〃	田中茂雄
〃	〃	〃	宇田巖雄
〃	〃	〃	宮下幸雄
〃	府中	部長	居川良一
〃	〃	看守	三浦五郎
〃	横濱	〃	二色米藏
〃	千葉	〃	市東五郎
〃	前橋	〃	伊藤章一
〃	〃	〃	豐田竹松
〃	靜岡	〃	菱山辰男
〃	〃	〃	後藤貢
甲種	府	〃	都倉信雄

甲種	府	看守	尾澤林造
〃	長野	〃	西幸雄
〃	新潟	〃	星野晋
〃	〃	〃	長谷川龍平
〃	〃	〃	本間市次郎
〃	京都	〃	鈴木壬
〃	〃	〃	野田卓
〃	〃	〃	草木久三
〃	神戸	〃	麻植一夫
〃	滋賀	〃	和田幸次郎
〃	德島	〃	大下憲一
〃	名古屋	〃	勝川眞
〃	〃	〃	高島政夫
〃	金澤	〃	笠間久治
〃	廣島	〃	朝尾滋
〃	松江	〃	川上政之助
〃	長崎（浦上支）	〃	西川清孝
〃	宮城	〃	甲山菊治
〃	秋田	〃	佐々木幹
〃	（山形支）	〃	金子清市
〃	函館	〃	佐藤商太郎
〃	網走	〃	今村尙貴
〃	〃	〃	村越菊壽
〃	川越少年	〃	大坪庚
〃	岩國少年	〃	木村義友
〃	京城	〃	那須千浪
〃	元山支	看守	金壽福
〃	安東支部	部長	伊藤金夫
〃	大邱	看守	楠野明
〃	光州	〃	久保金藏
〃	仁川部	〃	椎名義雄
〃	開城	〃	（熊谷支）井野勇
〃	金泉	〃	川口定敏
〃	臺北部	部長	川波寅雄
〃	臺南	〃	千葉次雄
〃	關東	〃	向井光
〃	全州	看守長	權寧峻（聽講生）
〃	平壤	看守	西原喜雄（〃）
以上 五十八名			

乙種	小菅	看守	國井廣四
〃	〃	〃	田中吾樓
〃	〃	〃	吉田丙午作
〃	東京拘置	〃	金澤公一
〃	〃	〃	岡本進
〃	〃	〃	羽生牟一郎
〃	豐多摩	〃	森忠夫
〃	〃	〃	佐久間靜
〃	（熊谷支）	〃	關勇
〃	府中	〃	谷澤政一
〃	横濱	看守	野田弘之
〃	〃	〃	岡野正隆
〃	千葉	〃	鹿島三郎
〃	京都	部長	志賀主稅
〃	大阪	看守	阿部一雄
〃	〃	〃	西浦堯三
〃	滋賀	〃	大畑源治
〃	豐多摩	看守	長瀨清澄（聽講生）
〃	〃	〃	中村正夫（〃）
以上 十九名			

矯正図書館

海外異聞錄

◇米國學生の非常識

流行語やダンスの最新型ステップを覺えこむのには驚くべき才能を示す米國學生も、時事問題には案外暗いと見えて、教育雜誌の主幹ハリソン氏が全米三百三都市のハイスクール七年生三千名に對して行つた試驗の結果は、最近の學生の非常識を完全に暴露し目下全米の大問題となつてゐるとのことだが、答案中の抱腹絶倒のものを拾ひ出してみると

△ヘルマン・ゲーリング將軍（米國大審院判事、フランス首相、イタリー外相、駐佛米大使、ソ聯の獨裁者、ノーベル賞受賞者等々）

△ロメオとジュリエット（ユージン・オニールの傑作）

△ヨセフ・スターリン（米國勞動總同盟首領）

△フランシス・バーキンス女史（ソ聯獨裁者）

△アルベルト・アインシュタイン博士（米國國務長官、Gメン隊長）

△ヘレン・ケラー女史（フランス首相）

△フランシスコ・フランコ將軍（米國上院議員）

◇英國法曹會の大問題

ウインザー公は去る六月初旬風薫る南佛カンデ城に目出度く結婚の實を結んだが、公が大英帝國の王冠を棄てられた餘波がいま端なくも英國法曹界の大問題として全英の視聽を集めてゐる。エドワード八世御戴冠式を豫想して昨年中英國ではエドワード八世の御肖像又は御名前を載せた刊行物、或は裝飾用の旗、リボン、奉祝カップ等の大量豫約が行はれたが、これ等はすべて思ひがけない御退位によつて全くの反古となつてしまつた。これによつて生じた莫大なる損害が果して製造者の負擔に歸すべきか、或は註文者の負ふべきものであるかゞ即ちこれで、同問題を繞る繫爭事件の二、三は既に下級裁判所に於て審理が開始された。問題の中心點は「戴冠式用」（ホア・デ・コロネシヨン）なる語が契約成立當時の事情の下に於て果してエドワード八世の戴冠式を意味するか否かにあり、全英の同種繫爭事件は實に夥しい數に上るが、内容は全く同性質のものであり、一事件の判決より殘餘事件の勝敗も總て決定することになるので、敗訴の場合の裁判の費用を免れる爲め製造者並に註文者側は各々プールをつくり試驗的に一代表事件を裁判に付さうとしてゐるなど、この所法曹界のみならず全英の話題の中心となつてゐるといふ。

◇死刑囚の最後の願ひ

米國ミズリー州カンサス市の刑務所で三十九歳の男の死刑を執行しようとした時「旦那、あツしの最後の願ひを聞いてくれませんか？」と言ふので、看守が何かと訊くと「ジヤイアントとカージナルスの昨日の試合の結果が知りたい」といふのだつた。そこで看守君「ジヤイアントの大勝さ」といふと死刑囚「吾意を得たり！」と欣然として絞首臺にのぼつた。

◇馬にゴム靴

都市の騒音防止が問題になつてゐる折柄、シドニイ市では今度牛乳配りの馬全部にゴム靴をはかせて、早朝の街頭の憂々たる音を無くすことにした。

◇結婚年齡引上げ運動

米國では男子十四歳、女子十二歳を以て結婚の最低年齡としてゐる州の數は九に達してゐる。其他の州は大體男子十六歳——十八歳女子十四歳——十六歳を以て結婚許可年齡としてゐるが、ニューハンプシヤー州のみは最も年齡が高く男十二十歳、女子十八歳と規定され、また大抵の州では兩親或は後見人の許可を必要とする條項を附加してゐるが、ニューヨーク州では十六歳以下の女子のみ、ヴアモント州では十八歳以上の男子、十六歳以下の女子のみこの許可を必要と規定してゐるが、最近結婚許可年齡を引上げ兩親の許可を必要とする年齡も引上げようと運動が起つてゐる。

パラシュート犬

ソヴエトの警察では、今までの警察犬養成だけでは滿足せず今度「パラシユート犬」の訓練を始めた。卽ち遠距離に犯人が逃走した場合警官と探偵犬とを空輸、適當な場所に警官と犬とをパラシユートで着陸させる仕組であるが、何故か自殺者が多く、今日までに八十九人の自殺者を出してゐる。傳說によると同橋の工事中、工事人夫數人が生きながらコンクリートに塗りこめられたから、その怨靈の祟りだらうなどいふ風評も立つて大變な騒ぎとのことだ。

◇出所の囚人外科手術

アメリカのカネフテイカット州、ニューヨーク州及び加州の三州にある各州立の刑務所では、顔や手足に特徴のある一部男女囚に對して、刑期滿了と同時に外科的手術を行ひ、まつなくそしてゐるかと思ふと、八字髭を生やしたパリ大學の某教授がこれまた大眞面目な表情で頭の禿た實業家と二人して模型の汽車を走らせて嘻々として興じてゐるといふ、嘘のやうなホントの話。

◇米國の自殺橋

カリフオルニアのパサデナに「自殺橋」と呼ばれる有名な陸橋がある、高さ百五十八呎半、橋下遙かに白蛇の如きハイウエイが走つて眺望も絶佳であるが、何故か自殺者が多く、今日までに八十九人の自殺者を出してゐる。傳說によると同橋の工事中、工事人夫數人が生きながらコンクリートに塗りこめられたから、その怨靈の祟りだらうなどいふ風評も立つて大變な騒ぎとのことだ。

◇大人の遊ぶ學校

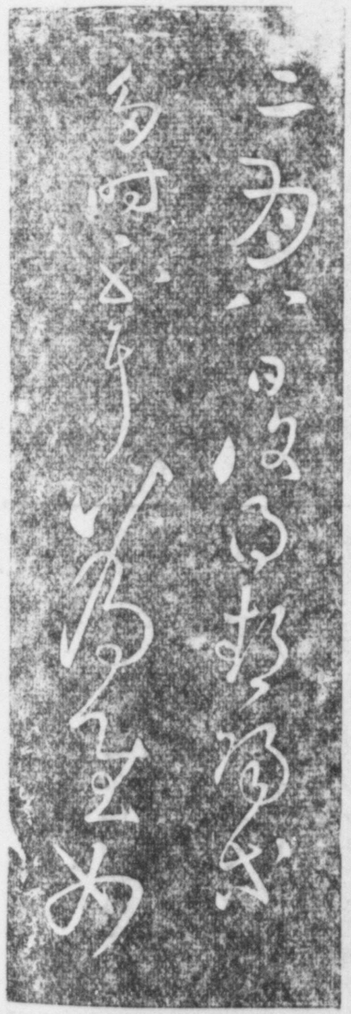
パリに大人の遊ぶ學校が出來た、校長はジヤンヌ・ヴアルロオ夫人、校内には各種の玩具が備へてあつて、年配の辯護士が積み木に一生懸命になつてゐるかと思ふと、八字髭を生やしたパリ大學の某教授がこれまた大眞面目な表情で頭の禿た實業家と二人して模型の汽車を走らせて嘻々として興じてゐるといふ、嘘のやうなホントの話。

書道講座

書の變遷（四）

□後漢時代

後漢の時代は、光武帝より十二代約二百年の間である。後漢の時代になると書道は著しく發達した。漢隷と稱して我々の隷書學習の範とすべきものは多くこの時代のものにある。それに又各地で盛んに碑を建てることが流行した。泰の始皇帝の時、天下第一の名山である泰山の絕頂に、御自分の功德頌を刻した石を建てた。高さ僅か五尺で四、五人位の力で易々と動かし得るといふに過ぎないものであつたが、後漢の時代になると、爭つて碑を建てた。少官、村老の碑でさへ數十牛の力でなければ運ぶことの出來ない樣な碑が堂々と到る處に建てられた。斯くの如く建碑の盛んになつたことは、一面書道の大進歩を來したことを立證出來るわけである。後漢時代に於ける碑碣は其の數一百有餘を算するといふが、今その主なるものを左に擧ぐることにする。



○揚孟文石門頌　建和二年十一月、此の書は奇古飄逸まことに面白いものである。○禮器碑　永壽二年、韓勅碑と同じく漢隷の神品として珍重せられたものである。○史晨碑　建寧二年字體が謹嚴なものである。○西狹頌　建寧四年六月、古樸にして方正勁健で所謂截鐵折刀の趣がある。○曹全碑　中平三年二月、方勁古拙の妙がある。○張遷碑　中平三年二月、漢隷中この碑に及ぶものなし。（この碑は前號に一部分揭載しました）

漢代の能書家としては、前漢の史游、揚雄、後漢の韋帝、張芝（伯英）、杜度、蔡邕、崔瑗、蔡琰、劉德昇、許愼などがある。張芝、張芝は後漢の人である英伯英とも呼ばれる高尚で、世に媚びることを嫌ひ、天性書が好きで、草書に巧みであつた人である。家にある衣帛には悉く習字をしてしまひ、常に大筆を好み、池に臨んで手習をしたので池の水がいつも眞黒であつたといふ有名な話がある。書道のことを臨池の業といふのもこの古事によるものである。

漢張芝（伯英）書

『二年十月、漢碑中最も溫雅婉麗なもの
『二一月八日復得鄱陽等多時不耳爲慰如』
これは漢の張伯英の書で淳化閣帖の中にあるものです。

初學者の爲に

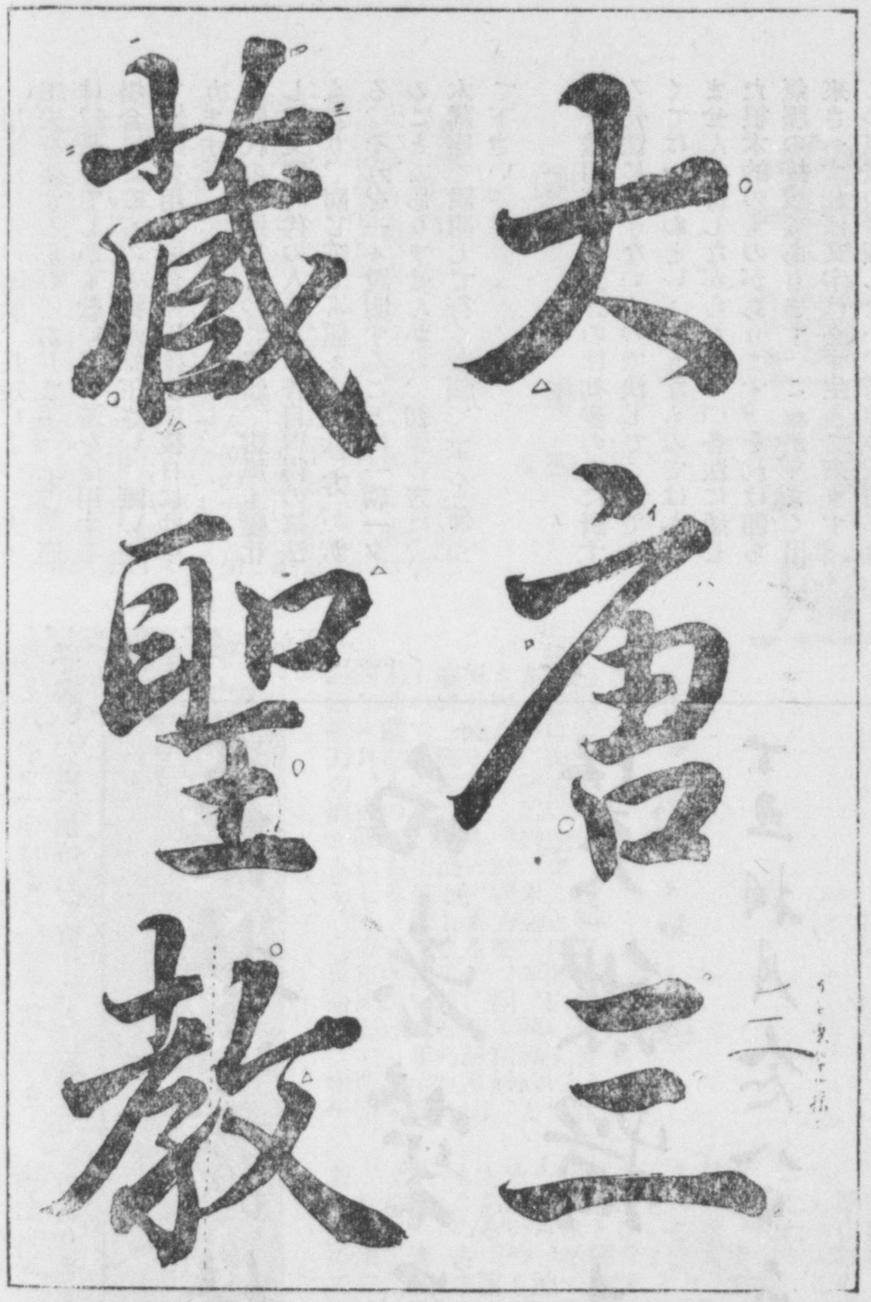
□筆と用筆法

用筆法は筆の剛軟、長短によつて夫々工夫を要するものであります。本講座は、長鋒でしかも軟い毛の筆を使用する場合によるものと御承知下さい。剛い毛で短鋒を用る場合の用筆法は後日にゆづります。

時代の變遷によつて書體、書風も變化し、又同時代の人でも、各自獨得の筆法もあり、同じ筆でも種々の使ひ方がある、それを一々說明することは一朝一夕のことでありませんから、初步の方は、本講座で說明して行く要領で筆を使つて下さい。

□氣　脈

一體用筆法と云ふのは初步の人に對する便法に過ぎないもので決してこれでなくてはいかぬといふやうなものではありません。併しながらたゞ一つ各法に通じた根本的のものがあります。それは卽ち氣脈の接續であります。これがうまく出來さへすれば文字は必ず生きて來ます。この氣脈の接續しない、精神の貫通しない文字は所謂死んだ文字になります。つまり一字を書く途中で筆を直したり、墨を繼いだりしては其の氣脈は接續しません。それから一字は必ず一筆で書く、そして書いた後で加筆して直すことは避けねばなりません。加筆は字を殺すばかりでなく君子の技として大に恥ぢなければなりません。兎に角文字を書く場合には雜念を去つて精神を集注することが大切であります。（添作規定前號參照）



行書手本

大　○のところ押へぬ。あまりごて〳〵押へて瘤をつけると面白くない。△のところまで筆の力を拔かぬ樣に。

唐　イ、ロ、ハ、のところ何れもせまくならぬやう。○のロは思切つて右によせて書く。

三　○のところ押へぬ。△のところは押へる。三本とも變化あるやうに、第一筆は上向に、第二筆は平に、第三筆は下向に。

藏　艸冠の筆順をあやまらぬやう。○のところあまり外側でなく內側に筆を引込めるやうにして外側に筆を止める△の點に注意。

聖　△の口は左の耳に對してつり合ひをとつて書く○の點の間隔に注意して下さい。

教　扁の右側を揃へること。○の筆は縱に引く樣にする。△の筆はうんと左內側から。

以上は王羲之の集字聖教序を臨書したものであります。臨書とは古人の碑帖を見て習つたものを臨書といひます。

毎月募集

刑政詩壇

メ切　毎月十日限
用紙　隨意
姓名雅號併記ノコト

雪山川田瑞穗選

□中元　梅軒　森康吉　福岡

先考在時詩酒親。　奠詩薦酒捧心眞。
曾照重泉不返人。　中元此夜此明月。

結仿蘇臺覽古。衰跡太露。然語自肺腑出。故能動人。

□白樂天

遠謫潯陽路八千。　荻花楓葉思悽然。
悄倚秋江明月船。　西風一夜琵琶曲。

情婉詞麗。嗣響於琵琶行。可稱合作。

□東本願寺座主大谷伯夫妻巡錫　醉處　辻村勇五郎　久留米

飛錫遠來巡九州。　諄諄垂教德光流。
萬衆齊望般若舟。　如今法雨濟生遍。

鑽仰之至。句句實際。無一浮響。

□栗林公園　愛日堂　南松太郎　大邱

嵩々居詩話（四）

詩風の變遷（三）

漢の高祖に大風歌と云ふのがある。

大風起兮雲飛揚。威加海內兮歸故鄉。安得猛士兮守四方。

七言一句、八言一句で一首を成し、揚、鄉、方と每句に押韻してある。項羽の垓下歌と對照して此の歌は高祖の得意の狀が想見される。

高祖から惠帝、文帝、景帝を經て武帝に至り、詩の歷史上特筆すべき三ッの事件が起つた。その一は柏梁體の創始である。帝の時代には漢の天下も大に定まり、文學盛んに行はれ、帝も亦諷詠の才があつたから、群臣二千石に詔して、能く七言の詩を作るものは柏梁臺に上るを得しめ、人每に一句を賦して各々其の志を言はしめた。此の柏梁臺と云ふのは香柏を以て梁としてあつたから名けたものである。扨て當日帝の外に梁の孝王、大司馬、丞相等二十五人が一句づゝを賦して座に上つた。これが後世の聯句の祖で、柏梁臺で作つたから柏梁體と謂ふのである。

その二は五言の詩の創成である。當時有名なる作者枚乘、鄒陽の如き人々が作つた古詩十九首と稱するものがある。皆五言で出來て居り、他の句格を混用せず、音調の錯落せる從來の詩から一進して、一定の規律を備へ、純然た

矯正図書館

百雉居然玉漢城。當年太守此經營。規模宏壯兼幽趣。傳得公園巨擘名。

淡淡敍去。却能發揮栗林眞趣。

□ 寄某將校在滿洲

赳赳武夫天一方。盡忠報國氣逾剛。腰間長劍輕千死。胸裡精兵慣八荒。風雨得時民意順。山河更態日華光。公主嶺頭射虎狼。堪懷歲歲髀生肉。

詞意豪壯。可以贈征夫。前聯尤雋。誦去爽人心脾。

□ 梅 天

梅天風色自然佳。有個紅榴似越娃。兒女折來一枝好。翠簟揮得換金釵。

觸目成趣。一結有情。

□ 哭大橋部長

訃報今朝攬淚聞。哀哀心緒奈紛紜。去年此日哭兒逝。凡盧誰期復弔君。

俯仰感愴。哀痛入骨。

□ 納 涼

戶戶湘簾捲上鉤。塵氛散盡柳灣頭。雨餘新月影涵水。百里澄江涼欲流。

□ 聞北支事變慨然有作

此生素有大和魂。士道儼然今尙存。終古仰看東海表。芙蓉晴雪映紅暾。

有此和魂。有此士道。以置皇室於富岳之安。是我國體之

る體裁を爲してゐる。十九首の中五六首は枚乘の作であると想はれるが、他の十二三首は誰の作であるか分らぬ。鄴陽の作もあらうが、どれが果してそれか斷定し兼ねる。枚乘等に次で司馬相如の妻卓文君の白頭吟が亦五言で出來てゐる。相如が妾を蓄へようとしたのを怨んで作つたもので、相如も大に恥ぢて蓄妾を思ひ留まつたと云ふ因緣付の詩である。これに次で又蘇武と李陵の唱和詩がある。双方五言で出來てゐる。通俗的には此の唱和詩が五言の祖であると謂はれ、某々の支那文學史などには麗々しく之を擧げてゐるが、これは決して元祖ではない。五言の出來たのは古詩十九首、白頭吟、唱和詩と云ふ順序である。

その三は樂府の創設である。詩は最初に申した通り、皆樂器にかけて歌ふもので、詩經三百篇は固より、その他の古詩は孰れも樂器にかゝる樣に出來てゐる。只今でも作詞家があれば作曲家があり、又之を歌ふ歌手がある樣に、古への詩にも皆譜があつて樂器に掛け、歌手が之を唄ふ仕組になつてゐた。然るに周の天下が衰へ、戰國時代となり、其の譜が段々亡びて行き、殊に秦の始皇が書を燒いた時に、此の詩の譜も殆んど無くなつて仕舞つたのである。然るに漢の高祖が天下を取つてからは、種々の儀式に際して音樂を用ゆる心要を生じた。そこで叔孫通と云ふ人に命じて民間の詩の譜を集めさせ、漸次之を整理して武帝の時代に至つたが、武帝は積極的に詩と譜とを併せ作る役所を設

所以冠絕字內也。

□ 題吉岡大佐銅像　　苔軒　清永德太郎　福岡

孤軍奮戰劍華寒。一死率公能處難。荒戶山頭銅像屹。千秋猶見寸心丹。

筆筆傳神。大佐不死。

□ 蟬

塵外悠悠絕俗情。林間斷續和風鳴。飢來所吸只甘露。不怪體輕聲亦淸。

奇想天外。一結七字。能寫題意。全篇皆振。

□ 登笹下丘俯瞰橫濱刑務所　　後藤信雄　橫濱

峯巒連處有淸陰。白堊皚皚映碧林。後善何人不悛過。行刑淨域白雲深。

哀矜之意。溢乎楮表。

□ 夏夜偶成　　春川　西宮岩吉　西大門

梅天欲霽暮雲收。螢火逐風窓外流。爲語兒童車胤事。電燈光下夜悠悠。

眼前之景。直入敎訓。何等新警。

□ 送友從軍　　綠坡　佐竹利助　札幌

北支雲暗戰塵橫。攪亂和平罪不輕。日本男兒颯然起。腰間秋水向人鳴。

正義之師。百戰百捷。可期而俟。詩能狀其意氣。

○ 前號正誤

海亭涼酌評語三四難陳ノ難・ハ雖。天長節第二首山河國ノ國・ハ固ノ誤。

け、之を樂府と名け、長官と役員とを任命し、詩を作つては一々譜を付けて、之を天下に發表して歌はせたので、民間では其の譜の付いた詩を樂府と稱する樣になつた。實は役所の名である。そこで譜の付いたものを樂府と云ひ、譜の付かぬものを單に詩と云ひ、二つに區別することゝなつたのである。元來詩と樂とは一つのものであるが、右の理由で區別さるることになつた。これは詩風の大なる變遷である。兎に角武帝の時代には文學史上にも特筆さるべき右の三大事件が起つたことを記憶せねばならぬ。

この樂府に就いては猶ほ大に言ふべきこともあるが、餘り專門的になるから略して置く。唯だ支那の樂府で一番長く、夙に人口に膾炙されるのは「孔雀東南飛」と題する一篇で、廬江府の小吏焦仲卿の妻劉氏、年十七、姑の爲に去られ、兄の爲に再嫁を强ひられ、節を守つて入水したのを聞いた仲卿が其の後を追うて縊死したと云ふ事件を歌つたものである。全篇三百五十七句、五言で一千七百八十五字、情を述べ事を敍し、微に入り精を極めてゐる。これと對照すべきものは、

吳宮秋。　　無名氏

吳王愁。

の一篇で、二句一首僅々六字に過ぎぬ。これが樂府中で一番短かいものであらう。

川田瑞穗

選歌しつつ（四）

大翼

歌は言葉の藝術といはれてゐるが、それは、歌の中心となる感動の内容が、言葉によつてのみ傳へられるものであるからにすぎない。人間として感動のないものはなく、言葉を持たぬものもないわけであるから、歌は誰にでも出來るわけであるが、只だ、出來上つた作品が、文學として佳いものであるか何うかといふことが問題なのである。そこで、苟もやるからには、文學として佳いものを作りたいといふ要求が生れて來る。

それなら、佳い作品といふのは何んなものだとなるが、これがなかなか難かしいので、長く苦勞した人の作品が佳くて、初心の人のものは駄目だといふやうに、單純に片づけることはできないのである。

初心の人には、初心の人だけが持つ佳さとか強みといふものがあつて、慾じ作歌で苦勞をして居る人の、へんに手磨れたやうな作品などよりは、はるかに好もしいものがある。それといふのが、練達な作家が永い苦勞を積んだはてに、また足をふみ入れるのが、畢竟この初心者の境地、すなはち初めのイロハの境地だからである。イロハは小學の一年生も書いて居るのであるが、一年生のは、それから始めていろいろの難かしい字を書き習はうとする第一段のイロハであり、こちらは、あらゆる難かしい文字を各樣の書風で書きまくつて來た末に踏み込んだ最終段のイロハである。

そこで、多くの修業者がどれも最終段のイロハに還れるかといふと、さうは行かない。迷つて邪道に疲れ、それなりになるのが大半、ある者は迷路を自覺したのはよいが、イロハへ行き抜ける道のなかばで斃れるものも多いといつたわけで、廻歩して一年生の境地へめでたく還りつくやうな作家は、よほど稟質に惠まれたうへに、幸運な人だといつていいのである。

人生のことはすべてさうであらうが、最

選歌

毎月募集

刑政歌壇

當季雜詠　締切　毎月十日限　用紙ハガキ一葉三圓

一

秋立ちて音もせぬかもたそがれの舍房の前のコスモスの花　札幌　佐竹綠坡

二

ひたすらに坐業をはげむ囚徒等のうなぢはどれも汗光り居り　横濱　井上蒼蕾

三

母と逢ひて接見所を今し出でて來し囚徒は顏を濡らしをりたり　滋賀　古堀繁造

佳作

○

月のてる木木はなびきて風の寄も夜間飛行の音のすさまじ　青森　木村滿樓

○

かつて獄にありたる男人込みの中より我に笑みて行きたり　咸興　岡元舜水

○

蔦かづらきほひからみて繁る樹に晝をひそけく小蜂飛ぶ見ゆ　浦上　三浦子路

○

曉の冷えいちしるき山の溫泉の寢醒め靜かに瀨の音をきく　名古屋　梅村春汀

○

とゝのはぬこのわが性はいさゝかも愛しき吾子につがしむべがらず　咸興　岡本百合子

○

腕にかゝる薄き衣の一重さへ煩しと思ふこの暑さかも　岐阜　木野村那子

○

夕ぐれの野末に黑く立つ雲のつぎつぎくづれ空のけはしき　千葉　桑原夜詩王

○

降りつゞく籔の陽陰のしめり地に明るく咲きし手毬花かな　松江　川津道暗

○

御手洗水に身をきよめつゝ大丈夫の神垣にのるはすめろぎのこと　札幌　來生忠次

○

感激にむせび泣きつゝ應召の友にかざしぬ日の丸の旗　名古屋　高島政夫

○

あと足をピンと跳ね上げ血を吸へる蚊を打叩く我が子の額　宇和島　今津賴風

○

くさむらにすでになきすむ虫のこゑなにか心にせかれくるもの　青森　一

○

平和なる田舍の町家まばらにて高くひびけり號外の鈴　宮城　草成

○

朝風の浪の息吹きの和しさを心としつつ囚徒に接せむ　新潟　曉雨

初に踏み出す第一歩に、すでに生涯の全道程が封じ込められてゐるやうなものである。だから終生、いつの揚合でも、人はイロハを忘れられないわけである。

さて、歌の初心者が初心である故の佳さといふことについて次に話すとしよう。

□

綠坡君の一首、舍房といふのは、刑務所あたりの言葉かと思ふが、或はさうでないかもしれない。ある共同的な建物の中の部屋の一つと解すればそれでよい。但し刑務所とすると一層いいのだが。靜かさの裏に氣持が出て居る。第二句で支へられた歌である。

蒼蕾君の素樸な眼の色が和らかい同情に霑るんで居る。第五句の持つ效果を注意したい。心持が言葉の裏に隱れて居るのが好い。

繁造君の歌も前と同じ行き方である。やさしく囚徒を見送つて居る作者の眼を見る。

○ 新潟 越路 樓

囚徒みな心勇むらし北支那の戰捷聽けば民草これも

○ 函館 舟木たゞを

高射砲の被覆取り去れば大空へ挑むが如く嚴然と立つ

○ 福岡 進藤陵風

朝顏の鉢を並べし庭先を休暇の朝そゞろ歩きぬ

○ 東京 喜代志

高熱に苦しむ母のことは知らに幼き子らは膝に戲る

○ 栃木 藤川春綠

時々に身の怠りを顧みて甲斐なき我を口惜しみにけり

○ 鹿兒島 日高翠嵐

街頭に高くそびえし大國旗下進み行く將士見送る

○ 宮城 孝男

萎えてゐし立番看守夕立の過ぎゆくなべに活氣つきけり

○ 新義州 球磨蘇

應召の我同僚を送りけり赤たすきせし姿男々しく

○ 新潟 竹雀

ほゝゑめる子供等乘せて海をあとに砂塵たてつゝバスは行くなり

○ 小菅 兼平義郎

鐘叩く六十六部の日焦けたる頰のさびしも誦經終れば

○ 神戸 大川清

ちい〳〵と鳴くせみ探す子供等の姿求めて母は日照を

七句評

花蓑

晝寢時是非なき使來りけり 賴風

これから晝寢をしようとするところへ使が來て而かもその使は是非ない用事の爲であつて一刻の猶豫を許さぬ、晝寢の一と時は働く者にとつて唯一の慰安であるが世間の義理の爲には晝寢を貪つてゐる譯にはゆかない、早々出掛けてゆくことになつたのである、これだけの複雜な人事がよく言ひこなされてあつて相當苦勞を積んだ人でなければ出來ない句である、若し等級をつけるならば集中一等に推すべき句である。

靈祭佛となりし人の恩 幻堂

靈祭の日に當つて生前特別の恩顧を受けた人の恩を今も尚しみ〴〵と感ずるといふ句である、「人の恩」とあるのでその恩人は父母以外の人のやうに思はれる、父母に早く死別して他家に引取られ家付の娘と娶合はされて家の後を繼ぐといふやうなことは世に多くの事例がある、寧ろ鑿に過ぐるかも知れないが或はこの句もさういふやうな

星の竹欒子に立てし家並かな 今津賴風

隣より七夕紙の散り來り 同

晝寢時是非なき使來りけり 同

秘書室はかたく閉せり扇風機 滋賀 迷羊

飛び〳〵にある膳所の灯や納涼船 同

流燈の全く消えて比叡の灯 同

炎天や豚の餌煮る大竈 和田不二斗

青天に煙のうすき花火かな 同

流し燈籠提げて乘りけり琵琶湖丸 同

冷房の青き灯に立つ賣娘かな 樋口柏葉

金龜子投げやる窓の星明り 同

睡蓮の水面を蜘蛛の走りけり 同

睡蓮のいつぱいに咲く濁り池 伊豆原

うす闇に秣匂ひて白木槿 同

喜雨の中童と犬の走り來る いばら

故里の母に見せたし琵琶湖祭 同

どの山も眠りしまゝに暮れにけり 濱津風車

毎月募集

刑政俳壇

題當季隨意
〆切毎月十日限
用紙官私製葉書

選

場合ではなからうか、縦令さうでないにしても只ならぬ恩義を受けてゐる人であることには間違ひない、それは「人の恩」と下五に据ゑた爲その人の恩義に感ずるの厚きことが窺はれるからである。

踊唄かはりてかはる踊かな　つう女

田舎の若衆や娘が集まつて盆踊を踊つてゐるところ、音頭取の音頭に合せて一齊に唄ひながら手拍子揃へて踊の輪が廻つてゆく、同じものを繰り返し〳〵一としきり踊りつゞけると今度は調子を變へて唄が變り踊の手も變る、稍だれ氣味であつたのが唄が變り踊が變ると前よりも一層聲を張り上げて活氣づいて來る、唄が變つても踊の變らぬ場合が多いがこれは唄につれて踊の手も變る場合である、この句は一句の調子の上からその場合の氣分の推移をも言外に傳へてゐる。

飛魚の波に落ちたるしぶきかな　北魚

飛魚は翼のやうな鰭を持つてゐて燕のやうに海面を飛ぶ。それ故燕魚の名もある、「波頭七つを越えてつばめ魚」といふ句のあるやうに三段飛びでもやらせたら素ばらしい記錄を作るだらう、ところがこの跳躍の名人も仕損ずることがあつてこの句のやうに高まつて來る波腹にぱしやりと落ちることがある、勢ひが勢ひだからそんなときにはひどい飛沫をあげる、けれども飛魚にとつては嘸涼しいことであらう。

石垣の下の睡蓮みな白し　逸浪

池のあちこちに睡蓮が咲いてゐて紅あり白あり黄あり色とり〴〵であるが石垣の下の一ところには白ばかりかたまつて咲いてゐるといふのである。白ばかり咲いてゐる一局部を叙して他の方に色々の花の咲いてゐることが自ら想像される。

睡蓮の一ぱいに咲き濁り池　伊豆原

これは池一ぱいに睡蓮の咲いてゐることを正面から叙して色とり〴〵の花の美しさを想像せしめることになつてゐるがその池の水が濁つてゐるといふので睡蓮が穢ない位に繁殖してゐる有樣をも想像せしめて却て睡蓮の美しさを反面的に引立てゝゐる。

夕燒の白聖の窓のうす灯　正久

白聖館といつても米國大統領の官邸を想像する必要はない、この句の白聖館はどこにあるか知らぬが假りに湖畔のホテルとしてもいゝ、夕燒を反映して白聖の窓の灯がうす〳〵と見えるといふのである。油繪を見るやうでもある。

冴ゆる夜の近くに見ゆる島の影　滋賀　よしを生

犬の仔のくゞり出でけり木槿垣　同

遠雷や堅田あたりの暗くなり　福岡　進藤陵風

青簾川を隔てゝ月出づる　同

泳ぐ子の橋をくゞりて行きにけり　府中　三井眞珠美

螢火をうつして落つる堰の水　同

栗咲いて夜目にもしるき人の門　八王子　大菩薩

今朝秋の空に遠嶺の尖りかな　同

雲上に秋立つ山のありにけり　青森　一

洋館を出でし日傘や並木蔭　同

瀧風に風鈴の音の絶え間なく　小倉　高木龍上

夜釣の火ちらつく水に河鹿鳴く　同

瀧壺の中に鳴きゐる河鹿かな　宇和島　中島山水樓

朝顏の裂けたる花を惜みけり　同

木槿垣蓑投げかけて干しにけり　長崎　後田青鼓

島巡る白きボートや片かげり　同

梅雨籠る納屋の窓より灯の洩るゝ　福岡　宗霞舟

雨漏りに据ゑたる桶や油虫　福井　高井白水

見上ぐればまだ峯遠し岩清水　新義州　球磨蘇

鎗接の青き炎や星月夜　宜蘭　三村篤德

岩清水満ちてはこぼれ落ちにけり　函館　柏野潮風

田草取出て居り朝の霧の中　群山　山永曉夢

蚊遣火や仁王の前の大屋根　同

校庭に映畫會あり星月夜　宇和島　上中鬼天樓

路端に丈なす草や露涼し　秋田　佐藤初歩

片面は夕映のして雲の峯　名古屋　梅村春汀

行暮れてふくろ子を聞く山路かな　栃木　藤川春綠

秋立つや天そゝりたつポプラより　札幌　佐竹綠坡

きり〴〵す芋の畑に鳴きにけり　滋賀　古堀秋來

露踏みて出征兵士送りけり　前橋　伊藤一水

朝燒や畷に憩ふ蜆賣　滋賀　西村幸吉

朝曇をゆるぎもせぬ大芭蕉　宇都宮　野村雅宏

鮎の宿急流落ちて行くところ　三重　小森苔生子

街の灯をはなれて遠し螢狩　松江　川津道暗

夏の雨傘さして焚く野風呂かな　京都　石田眞琴

夏座敷蚊帳一ぱいに寢まりけり　山形　黒沼翠水

水打ちし街冷え〳〵と黄昏るゝ　新潟　本間曉雨

池の邊にかゞめる日傘映り居り　三重　小野其蜩

石灰に濁りて田水沸く如し　三重　中丸古稀緒

城山の深く沈みし朝曇　宇都宮　山本滴水

朝曇日和のくせとなりにけり　同　今津精花

氷屋の暖簾よごれし暑さかな　青森　木村滿樓

風鈴の音靜まりて日の盛り　京城　渡邊麗園

虫干に故人の文をなつかしむ　小菅　兼平陽村

葉がくれにトマトの赤し霧の中　千葉　桑原杜宇

油布圍干して迎ふる歸省かな　宮城　翠生

敍任辭令

七月十五日

正七　看守長　阿部新市（名古屋）
同　同　多治比宗興（府中）
同　同　佐藤久次郎（神戸）
同　同　橘井吉治（札幌）

七月十六日

五等　典獄補　泉英斌（久留米）
六等　同　津久井作司（秋田）
同　同　青柳彌錄（樺太）

七月十七日

會計檢査院出向ヲ命ズ　看守長　黒柳政雄（東京拘置）
司法屬　同　在木武喜（宮城）

七月二十一日

宮城　同　小野寺諺雄（函館）
函館　同　上野德（秋田）
看守長（秋田）五三　看守　西田直（豐多摩）
東京拘置　看守長　西榮（小菅）
小菅　同　武田正平（三重）
看守長（三重）四三　看守　川波和夫（長崎）
休職　看守長　吉永聰夫（沖繩）

七月二十六日

看守長沖繩六〇　看守　諫見武雄（長崎）
姫路少　保健技師　日高顧行（奈良）
奈良　同　須藤元（姫路少）
沖繩　同　勢理客宗俊（盛岡少）
盛岡少　同　工藤節郎（大阪）
大阪　同　西尾利次（中京區支兼京都）
中京區支兼京都　同　松岡功（沖繩）

七月三十一日

三級　司法屬　牟田初太郎（行刑局）
六級　同　土谷正光（同）
同　本田清一（同）
同　宮城昇（同）
七〇　司法技手兼屬　中克巳（同）
四級　看守長　田畑明照（鷹見町支）
同　阿部新市（名古屋）
同　柴田雄治（北區支）
五級　吉岡利兵衞（名古屋）
同　高井辰之亟（福井支）
同　松本稻城（飯田支）
同　成瀨正太郎（松山）

同　稻垣正一（松江）
同　長谷川巳吉（若松支）
同　田中清一（宇都宮）
同　篠田利太郎（大阪）
同　寺崎與太郎（金澤）
同　千野頌晴（松本支）
同　水野兼吉（三重）
同　金杉濟（府中）
同　山田寬（東京拘置）
同　水上友吉（金澤）
同　三角節藏（名古屋）
同　武田正平（小菅）
同　家石熊太郎（水戸）
六級　永谷近（白河支）
同　泉久造（甲府）
同　北村騎一郎（津山支）
同　玉井策郎（八王子少）
同　橋本義二（三重）
同　伊藤駒市（高松）
同　德永方件（浦上支）
同　中原哲章（東京拘置）
同　泰野親二夫（府中）

七〇　同　木部元雄（熊谷支）
同　岡井定男（橘通支）
同　古林豐四郎（長野）
同　馬場敬藏（浦上支）
同　岡田悌一（千葉）
同　小室利市（德山支）
六七　同　大前兼助（德島）
同　田代五郎（高松）
同　岡田峯吉（小田原少）
同　大木清市（松江）
同　小久保義晴（岡山）
同　藤田保一（久留米少）
同　古賀文七郎（高知）
同　宮田誠（前橋）
同　川添猪之吉（大阪）
同　西村孝平（新潟）
同　堤鐵藏（廣島）
同　龜山武夫（豐多摩）
同　島田健吉（小菅）
同　三重野繁馬（大阪）
同　源數一（府中）
同　糸井輝一（京都）

七級　齋藤清（酒田支）
同　本川與四郎（長崎）
同　松本茂（田邊支）
同　奥田寛（神戸）
同　川村卓郎（青森）
同　小泉泰衛（大通支）
同　英保初生（浦賀少支）
同　高岡郷藏（秋田）
同　高橋清（福岡）
同　大井久（横濱）
同　宮内精介（府中）
同　備榮彦（鹿兒島）
同　赤塚孝（豐多摩）
同　杉田勝久（小菅）
同　濱田稔（小菅）
同　公文彪（東京拘置）
同　嵯峨寅太郎（北海少）
同　大島むり（宮津支）
六三　京田政次郎（名古屋）
同　牟田作一（東京拘置）
同　中野眞一（山口）
同　高長一（東京拘置）

同　久保豐隆（府中）
同　石岡利男（廣島）
同　米岡弘泰（府中）
同　種田寧（同）
同　黒澤長登（同）
同　岩松茂（豐多摩）
同　瀨戸清（前橋）
同　佐竹貞恭（和歌山支）
同　仲里達雄（廣島）
同　佐藤末治（秋田）
同　寒竹進（宮崎）
六〇　鈴木治三郎（小田原少）
同　日山環（鳥取支）
同　中村秀一（大阪）
同　吉田清麻（靜岡）
同　高島鹿一（米子少）
同　大内宏（名古屋）
同　青木善助（八王子少）
同　市川鴻章（水戸）
同　森田增嘉（岡山）
同　伊藤光治郎（府中）

同　每熊一郎（宮崎）
同　富田兼松（御嵩支、
五七　碇孫市（熊本）
同　柳澤利喜平（甲府）
同　前野宗一（沖繩）
同　木野信三（滋賀）
同　吉瀨陽（東京拘置）
同　照井明次郎（札幌）
同　田中幸信（橘通支）
同　島村寬（横濱）
八級　山內永七（府中）
同　江頭德太郎（平戶支）
同　植田鹿治（德島）
同　福井幸家（岡山）
同　坂本義德（川越少）
同　瀧石綠（廣島）
同　福田弘（靜岡）
同　倉澗安一（廣島）
同　森川照雄（旭川支）
同　松尾秀雄（尾道支）
同　飛田重雄（滋賀）
同　今村初次（高松）
同　大畑好藏（大阪）

同　祇愛治（岩國少）
同　松下典夫（横濱）
同　岡本熙（神戸）
同　岩崎秀夫（大阪）
五三　長橋新三郎（水戸）
同　鈴木元市（千葉）
同　上澤隆（大阪）
同　戶倉一夫（上田支）
同　岩橋鶴吉（長崎）
同　小泉正一（網走）
同　小林敏之（廣島）
同　久保田進一（山形支）
同　松本計（小倉支）
同　甲斐林郎（府中）
同　淺賀榮（小菅）
同　岩澗稔（東京拘置）
同　茂木義次（東京拘置）
同　岡庭榮（長野）
同　筒井正盛（廣島）
同　平田弟一郎（網走）
同　關安喜（大阪）
同　若林仁（東京拘置）

九級　同　土屋榮次郎（前橋）
同　同　大川新作（濱松支）
同　同　齋藤彦壽郎（千葉）
同　同　佐山正義（函館）
同　同　大味三也（網走）
同　同　宇都木武（甲府）
同　同　山本堯春（千葉）
四七　同　大矢衛（奈良）
同　同　山東賀壽雄（前橋）
同　同　小川末吉（鹿兒島）
同　同　高橋良雄（前橋）
十級　同　尾高千代吉（松江）

八月二日

九級　司法書記官　中尾文策（行刑局）
兼任看守長豐多摩　司法屬　在木武喜（同）
三級　典獄　小橋川昭慶（宮城）
二級　同　赤城一雄（熊本）
同　同　吉田綱紀（秋田）
七級　同　佐藤備太郎（函館）
八級　同　都福常（青森）
同　典獄補　高橋健（岩岡少）
五級　同　山中鐵一（鳥取支）
六級　同　三宅定男（北海少）
同　同　掛樋松治郎（大阪）

同　同　甕川兵次（富山支）
同　同　樋上武策（釧路支）
同　同　井川信一（小倉支）
同　同　瀧澤勝司（川越少）
同　同　飯野豐治（名古屋）
八級　同　田中克巳（福岡）
三級　保健技師　渡邊賢（横濱）
同　同　渡邊正武（大阪）
六級　同　島田德男（府中）
同　同　津島衛（八王子少）
七級　同　岩本武夫（神戸）
同　同　笹部三郎（網走）
同　同　谷澤延雄（名古屋）
八級　同　滿石益雄（京都）
九級　同　松岡功（中京區兼京都支）
同　同　黒田常三郎（北區支）
同　同　西田捷美（浦上支）
同　同　關川東平（新潟）
十級　同　影山壽郎（千葉）
同　同　坂本賢三（浦和支）
同　同　玉置馨（熊本）

同　同　唐津秀雄（神戸）
同　同　夏目五郎（奈良）
同　同　倉田道夫（前橋）
四級　教誨師　藤井智鎧（名古屋）
五級　同　加藤專精（豐多摩）
六級　同　栗野峻（三重）
同　同　吉田廣暢（北海少）
七級　同　楠良讓（秋田）
同　同　濱田大巖（函館）
同　同　松原顯然（樺太）
同　同　園井義雄（米少留）
同　同　川島靜吾（新潟）
九級　同　寺眞均（小田原少）
十級　同　竹津眞一（釧路支）
同　同　岡玄慶（大阪）
四級　作業技師　前田靜雄（府中）
同　同　秋保謹四郎（大阪）
六級　同　平田穫（靜岡）
七級　同　岸野春一（小菅）
十級　同　金田榮三郎（小菅）
同　保健技師　西村博（樺太）

八月二日

正八　保健技師　庭本一夫（宮崎）

八月五日

任司法事務官行刑局五等六級　判事　日沖憲一郎

八月七日

勳七　看守長　森田朋行（高知）

八月九日

作業技師名古屋十一級　作業技手　牛尾壽男（高松）
川越少　作業技師　高城守人（名古屋）
神戸　同　小川岩松（廣島）
廣島　同　工東寅信（神戸）

八月十八日

典獄補大阪七等六級願免　看守長　山東登（大阪）
同　東京拘置同　同　石井文太郎（東京拘置）
願免　同　橋井吉次（札幌）
四級ヘ願免　同　仲地清雄（平良支）



日沖新事務官は明治三十六年生、三重縣桑名町出身、昭和二年東大法科卒業、名古屋地方裁判所豫備判事、東京地方裁判所判事同區裁判所判事を經て來任、現住所は大森區入新井町六ノ八五である。

朝鮮總督府法務局

五月十五日

従七　作業技師　高山賢太郎（西大門）
同　教誨師　藤本章宏（平壌）

五月二十二日

死亡　看守長　角田林二（晋州）
命晋州支所長事務取扱　同　伊東吾六（同）

六月三日

勲七　典獄補　島崎繁次郎（西大門）
勲八　看守長　山本乙男（光州）

六月五日

任看守長九級大田　看守　竹内弘太（大田）
補晋州支所長　看守長　栗谷豐喜（大田）
免晋州支所長事務取扱　同　伊東吾六（晋州）

六月十五日

従七　看守長　森田久成（京城）

六月三十日

五級俸下賜　典獄　森德次郎（大邱）
補大邱刑務所長　典獄　森德次郎（大邱）
八級俸下賜　同　内山隆治（仁川）
六級俸下賜　典獄補　今井新次郎（金泉）
七級俸下賜　保健技師　加來龍夫（新義州）
五級俸下賜　教誨師　古賀靜開（大田）
四級　看守長　塚原豐二郎（新義州）
同　遠藤譲也（同）
同　森田久成（京城）
同　属（兼）　小見門卯七（行刑課）
同　看守長　白川末喜（大邱）
五級　同　吉川勝雄（大田）
六級　同　姜天錫（馬山）
同　森行春（全州）
同　鹿田實（新義州）
月七〇　同　高山定一（全泉）
同　阿部敬夫（新義州）
七級　同　板倉道夫（清津）
同　林田唯義（平壌）
同　村本岩松（大田）
月六〇　同　原久作（咸興）
同　川原盛次（海州）
同　坂田勝（平壌）
同　相馬虎男（海州）
同　属（兼）　河野國夫（行刑課）
八級　通譯生　權寧鮫（全州）
同　看守長　一法師武（光州）
同　近藤英三郎（西大門）
同　高橋惣一（公州）
同　荒川睦馬（釜山）

同　花籠貞男（西大門）
同　鄭三龍（咸興）
九級　同　小倉柳兼（光州）
同　金瑞洛（海州）
同　李善玉（元山）
同　小島信三（全州）
同　山田末義（咸興）
同　都慶道（平壌）
同　山田一（仁川）
同　鵜殿司（平壌）
同　森竹次（看城）
西大門　通看　安鏡淳（京城）
京城　同　咸澤鶴（清州）
清州支　看守長　龍淺吉（西大門）
仁川　通看　金璟泰（晋州）
晋州支　看守長　森鼎（大邱）

七月一日

任監獄通譯生兼看守長八級　看通　鄭三龍（咸興）
同　七級　同　李永守（清津）
同　九級　同　金瑞洛（海州）
同　十一級　同　金璟龍（大邱）
同　五級　同　金顯泰（開城）
同　九級看守長　徐大善（新義州）
任看守長兼監獄通譯生五級通　看　李東明（群山）
同　七級同　金星唐（春川）

七月十四日

本府刑務官練習所長ヲ命ス　法務局長　增永正一
任同　教授七等八　典獄補兼屬　石部武一（西大門）
任同　助教授兼看守長兼屬　看守長兼屬　米澤九野（西大門）
任同　書記兼看守長　看守長　奥庚子生（西大門）
任同書記兼看守長十級　看　守　石田操（京城）

七月十五日

任看守長月六〇咸興　看　守　堤仙輔（京城）
同　十級平壌　看　守　西原喜雄（京城）
同　十級京城　看　守　大西繁見（金泉）
同　十級大邱　看　守　荒巻直（西大門）
同　十級大田　看　守　一瀬明（西大門）
同　九級大邱　看　守　前田武通（公州）
同　九級釜山　看　守　緒方虎彦（大田）
同　月六〇新義州　看　守　坂本敏英（平壌）
同　九級群山　看　守　工野茂吉（木浦）
京城　看守長　鵜野留市（群山）
西大門　看守長　鵜殿司（平壌）
平壌　同　山内榮一（大田）

矯正図書館

◆刑務官必携の名著◆

大審院檢事 正木亮先生序
司法屬 松山憲太郎先生著

忽三版

行刑法要綱

新しき行刑思潮に立脚せる最新の解説書!!

四六判五五〇頁
定價一圓七十錢

1 本書は專ら行刑の根幹たる監獄法を經とし、亘多の省令、訓令、通牒、學說等を綜とし實務本位に說述し、以て法に對する正しき理解と實際的執務の完璧を期せしめたり。

2 本書は、解說事項毎に大正二年以降の刑務官練習所入所及び卒業試驗問題を含める「練習問題」を掲げ、以て實務的敎材資料たらしむると同時に、行刑受驗者に對する絶好なる指導標的たらしめたり。

東京市麹町區西日比谷町一番地
帝國辯護士會發行
電話銀座四三八〇・二三五五番
振替口座東京七二三九〇番

昭和十二年九月號
定價 金五拾錢

東京 錦町一 松華堂發行 振替口座東京四九一一番 金子準二

正義

○決議及報告
特別議會提出諸法律案に關する第一東京辯護士會、帝國辯護士會の聲明
陪審法中改正法律案（政府提出）に對する反對意見書
——同法律案——
辯護士法中改正法律案及大正十二年法律第五十二號中改正案に對する反對聲明——同法律案——
決議——同法律案——
家事調停法案に對する反對
第一東京辯護士會、帝國辯護士會議會對策委員會實行運動經過報告

○論說

英國の司法制度(二)……小林一郎
法推移への一展望(二)……河田廣

○講演

警視廳衛生技師 金子準二

通牒追加

◇戸外運動施行ニ付注意ノ件通牒
（司法省行甲第六一二六號）
（行刑局昭和十二年六月二十八日）

（昭和十二年七月十五日各刑務所長宛）
作業動員ニ際シ行刑局長電信通牒）

事變ニ鑑ミ此際一般作業ニ先チテ軍需品ノ製作ヲ專念シ斷ジテ納期ヲ遲滯スルコトナク報國ノ誠ヲ致サレンコトヲ望ム職員並ニ受刑者ノ努力ヲ多トス

（昭和十二年八月三十一日各刑務所長）
（行刑局長電信通牒）

召集看守補充ノ見込アリ一層軍需品作業ニ從事以テ軍ノ要求ニ應スベシ

○

ケル戸外運動ノ爲日射病等ノ發生ヲ豫防ス其ノ處ナキ場合ニ於テハ從來通施行以テ收努メラルル樣申添候

シテハ必ス運動帽ヲ着用セシムルコト
ノ直射ヲ避クヘキ木蔭其ノ他適當ノ場所
、渡廊下等）アル場合ハ可成從來通施行ス
運動ハ氣溫其ノ他ノ事情ニ依リ取リ止ムルト

ニ依リ暑中ニ於ケル戸外運動ヲ不適當ト認リテハ豫メ之ヲ除外スルコト

（仲葉本來原理ニ關スル件
（司法省行甲第六一二五號）
（行刑局昭和十二年六月二十九日）

標記ノ材料ニシテ購入後久シク在庫停滯シ變質其他ニ因リ使用價値ヲ低下シ價格更正ヲ爲スニアラサレハ使用シ得サルモノ、虫害腐蝕等ニ因リ其價値ヲ失ヒ棄却處分ノ外ナキモノ又ハ廢工ニ依リ使用見込ナキニ至リタルモノニ付曩ニ提出相成候調書ヲ候

◆刑務官必携の名著◆

大審院檢事 正木亮先生序
司法屬 松山憲太郎先生著

忽三版

行刑法要綱

四六判五五〇頁
定價一圓七十錢

新しき行刑思潮に立脚せる最新の解説書!!

1 本書は專ら行刑の根幹たる監獄法を經とし、亘多の省令、訓令、通牒、學說等を緯とし實務本位に說述し、以て法に對する正しき理解と實際的執務の完璧を期せしめたり。

2 本書は、解說事項毎に大正二年以降の刑務官練習所入所及び卒業試驗問題を含める「練習問題」を掲げ、以て實務的教材資料たらしむると同時に、行刑受驗者に對する絶好なる指導標的たらしめたり。

東京市麹町區西日比谷町一番地
帝國辯護士會發行
電話銀座四三八〇・二二五五番
振替口座東京七二三九〇番

東京 錦町 神田一 松華堂發行 振替口座東京一一九二四番

正義

○決議及報告
特別議會提出諸法律案に關する第一東京辯護士會、帝國辯護士會の聲明
陪審法中改正法律案（政府提出）に對する反對意見書
——同法律案——
辯護士法中改正法律案及大正十二年法律第五十二號中改正案に對する反對聲明——同法律案——
家事調停法案に對する反對決議——同法律案——
第一東京辯護士會、帝國辯護士會議會對策委員會實行運動經過報告
○論說
英國の司法制度(三)……小林一郎
法推移への一展望(二)……河田虞
○講演
警視廳衞生技師 金子準二 精神病に就て……

昭和十二年九月號
定價 金五拾錢

訓令通牒

（刑政第五〇卷第九號）

◇行刑累進處遇令ニ依ル第二級者ニ淺葱色衣類着用方ノ件
依命通牒

（司法省行甲第六〇二號）
（行刑局昭和十二年六月十五日）

成年受刑者ニ對スル標記ノ件ニ關シテハ既ニ認可ヲ經テ實施セルモノト然ラサルモノト區々ニ相成居候處右ハ統一施行ノ要有之ト思料候ニ付テハ第二級者ニ對シテハ未タ淺葱色衣類ヲ着用セシメ居ラサル所ニ於テハ此際之ヲ着用セシメラレ度此段依命及通牒候

◇戶外運動施行ニ付注意ノ件通牒

（司法省行甲第六一六號）
（行刑局昭和十二年六月二十八日）

收容者ノ戶外運動ニ關シテハ本年二月二十四日行甲第一六八號ニ基キ施行相成居候處暑中ニ於テハ左記事項ニ付御留意相成度候

追テ右ハ暑中ニ於ケル戶外運動ノ爲日射病等ノ發生ヲ豫防スル意味ニ有之隨テ其ノ處ナキ場合ニ於テハ從來通施行以テ收容者ノ健康增進ニ努メラルル樣申添候

記

一、戶外運動ニ際シテハ必ス運動帽ヲ着用セシムルコト
一、强烈ナル日光ノ直射ヲ避クヘキ木蔭其ノ他適當ノ場所（例ハ建物ノ蔭、渡廊下等）アル場合ハ可成從來通施行スヘキモ午後ノ運動ハ氣溫其ノ他ノ事情ニ依リ取リ止ムルモ差支ナキコト
一、年齡、健康等ニ依リ暑中ニ於ケル戶外運動ヲ不適當ト認ムルモノニアリテハ豫メ之ヲ除外スルコト

◇作業材料處理ニ關スル件

（司法省行甲第六二五號）
（行刑局昭和十二年六月二十九日）

標記ノ材料ニシテ購入後久シク在庫停滯シ變質其他ニ因リ使用價値ヲ低下シ價格更正ヲ爲スニアラサレハ使用シ得サルモノ、虫害腐蝕等ニ因リ其價値ヲ失ヒ棄却處分ノ外ナキモノ又ハ廢工ニ依リ使用見込ナキニ至リタルモノニ付囊ニ提出相成候調書ヲ

刑政第50巻第9号
矯正図書館

見ルニ各所ヲ通シ相當多額ノモノ有之經理上甚タ遺憾ノコトニ存セラレ候ニ付テハ此際根本的ニ之ヲ整理シ向後斯ル材料ノ在庫ナキコトニ致度候條昭和九年度以前ノ購入ニ屬スル當該材料ニ付今一應再吟味ヲ爲シ之カ處分方別紙調書ヲ添附シ至急認可申請手續相成度候

作業材料調書

一、價格更正ヲ爲スニアラサレハ使用シ得サルモノ

品目	數量	價格	使用シ得ベキ更正價格	購入年度	價格更正事由

二、價格更正ヲ爲スモ使用シ得ス賣却ノ外ナキモノ

品目	數量	單價	價格	購入年度	賣却見込價格	使用シ得サル事由

三、廢工其他ニ依リ使用ノ見込ナク賣却スルヲ適當ト認ムルモノ（他所ニ於テモ該工ノ施設ナク保管轉換不能ノモノ）

品目	數量	單價	價格	購入年度	賣却見込價格	事由

◇假釋放審査規程第四條第六號ニ據ル調査方ノ件

（司法省行甲第六九五號 行刑局昭和十二年七月十三日）

標記ノ件ニ關シテハ各所共夫々愼重ニ御取扱相成居候コトト思

料致候ヘ共最近動モスレハ本規程ノ眞精神ヲ誤解シ一律必然的ニ形式上ノ調査ヲ敢行セラルル向有之候ハ洵ニ遺憾ノ儀ト存候元來本件ノ調査ヲ必要トスル所以ハ加害者ニ對シ特ニ深刻ナル惡感情ノ存スル場合ニ於テハ假釋放ニ付セラレタル曉ニ之ヲ非議スル社會感情ヲ誘發スルノ虞アルノミナラス極端ノ場合私ニ復讐スルカ如キコトナキヲ期セントスルカ爲ニシテ從テ諸種ノ事情ヨリシテ斯ル惡感情ノ甚シカラサルコトヲ推察シ得ル場合、犯罪後長年月ヲ經過シタル爲殆ト忘却セラレ居ル場合又ハ犯罪ノ性質上重ネテ之ヲ問題トスルコトヲ被害者ニ於テ希望セサル事情アル場合等ニ於テハ他ニ特別ノ事情無キ限リハ寧ロ本號ノ調査ヲ省略スルヲ相當トスヘク彼ノ個人ノ名譽ヲ毀損シ若ハ婦女ノ羞恥ノ念ヲ懷カシムルカ如キ既往事蹟ヲ再燃セシムルモノアルニ至ツテハ害アリテ益ナキモノト思料セラレ候條爾今此ノ點愼重御處理相成樣致度及通牒候

三一號會計課長通牒ニ準シ之カ支給ヲ停止スヘキ儀ト御了知相成度候

◇受刑者ノ血液型檢査ニ關スル件通牒

（司法省行甲第七八八號 行刑局昭和十二年八月三日）

收容者ノ醫療上輸血ノ要ヲ充シ或ハ受刑者性格調査ノ一助ニ供シ度候條爾今刑ノ言渡確定シ入所シタル懲役及禁錮ノ受刑者ニ對シテハ其ノ收容時健康診査ニ際シ必ス血液型ノ檢査ヲ施行セラレ其ノ結果ヲ健康診査簿備考欄ニ記入シ尚且ツ本省ニ提出スヘキ指紋原紙又ハ指紋原紙受刑追加小票ノ各左手指示欄ノ上部ニ記入相成度候

追テ右ハ本年八月十五日ヨリ實施相成度尚現在入所中ノ受刑者ニ對シテハ定期健康診査時ニ又他刑務所ヨリ移送ヲ受ケタル受刑者ニシテ血液型檢査未濟ノ者アリタルトキハ入所健康診査時ニ血液型ヲ檢査シ其ノ結果ヲ健康診査簿ニ記入シ且ツ右檢査ノ結果ヲ毎月一回別紙樣式ニヨリ報告相成度候尤モ一度血液型ヲ檢査報告シタル者ニシテ爾後入所シタルトキハ特ニ必要ナキ限リ檢査報告ニ及ハス候尚血液型ノ檢査ヲ爲ス設備ナキ支所ニアリテハ本檢査ヲ省略スルモ已ムヲ得サル儀ト御承知相成度候

◇事變ニ關シ軍隊ニ召集セラレタル場合ノ特別手當等取扱方ノ件

（司法省行甲第七七八號 行刑局昭和十二年七月三十一日）

奏任及判任待遇職員ニシテ今回ノ事變ニ關シ軍隊ニ召集セラレタル場合ニ於ケル標記ノ件ニ付テハ昭和七年三月十日會甲第六

様式

| | | |

刑政第50巻第9号　　矯正図書館

東京帝大教授
法學博士　牧野英一　著　〔法律學叢書　第三十六編〕

科學的自由探究と進化的解釋

——「民法の基本問題」外編第四——

菊判總布裝
總頁三一三
定價二・五〇
送料一四

新刊

第一章　時事問題としての自由法論　當面の問題としての刑法と社會法、概念か價値か、科學としての自由法

第二章　刑法及び株式會社法の改正　罪刑法定主義の展開、『社會の通念』、不應爲律と憲法、刑法草案と概括的規定、株式會社法と概括的規定、株式會社法と信義則

第三章—第八章　二三の外國學說　**（その一）**ヘーデマンの『概括條項への逃避』、ヘックの『利益法學』**（その二）**ナチス・ドイツの法律理念、ワイマール憲法とナチス・ドイツの黨綱領、ナチス・ドイツの民法理論の比較法學的自由法論的意義　**（その三）**刑法と國民協同體の保全、概念の規範的構成、わが二三の判例、ドイツ刑法新第二條　**（その四）**ゴードメーの『サレイユとドイツ民法』、ゴードメーの『現代科學々派』ゴードメーのジェニー・サレイユ比較論、横田教授のジェニー・サレイユ比較論、わたくしのジェニー・サレイユ比較論（一）（二）、横田教授の自由法觀とわたくしの自由法觀　**（その五）**近代法における所有權の變遷、所有權の醇化、近代における契約の危機、契約の法規化　**（その六）**刑法と類推方法の論理的意義、刑法の類推方法に依る運用、ドイツ刑法新第二條に對するフランスの批判

第九章　わが國の學說と判例　判事兩家の反自由法論、小野教授の反自由法論、二つの自由法的新判例、穗積末弘兩教授の自由法論、刑法と自由法論、田中教授の反自由法論、小野教授の反自由法論。

東京　神田　神保町
有斐閣
振替東京三七〇番

法學協會雜誌

第五十五卷　第九號
九月一日發行　東京帝大　法學協會發行

目次

論說

獨逸國世襲農場法について……　東京帝國大學助教授　山田晟
物權的請求權に於ける「支配權」と「責任」の分化（二・完）……　東京帝國大學助教授　川島武宜
繰上補充について……　東京帝國大學教授　宮澤俊義

資料

ソヴエート國際法論の展開……　東京帝國大學助教授　安井郁
——パシュカアニスの『國際法概論』に就て——
獨乙に於ける上告制度改正論（二・完）……　東京帝國大學教授　菊井維大

紹介

田岡良一著『空襲と國際法』……　東京帝國大學教授　横田喜三郎

學界消息

新刊短評……
カルララ教授の永逝……　東京帝國大學教授　牧野英一

サー・フレデリック・ポロックの計と英國に於ける契約法改正問題……　東京帝國大學教授　末延三次

判例研究

民事訴訟法判例批評（一八一）……　東京帝大名譽教授　加藤正治
刑事判例研究（三）……　東京帝國大學教授　牧野英一
民事法判例研究錄（昭和十二年度・四）……　民事法判例研究會

法學論叢

昭和十二年九月　九月號
第三十七卷第三號
壹冊金五拾錢　郵稅壹錢半
半年分郵稅共金參圓
一年分郵稅共金六圓

發行所　京都帝國大學法學會
發賣所　東京　有斐閣

論說・資料

明治天皇の立憲主義と帝國議會の設立……　池田榮
——理論物理學の進歩と古典的史論の復活——
強制和議の本質……　小野木常
外國仲裁判斷の承認と執行（三・完）……　中田淳一
個人爭訟と國際爭訟（一）……　田畑茂二郎

批評と紹介

リヨン・カーン氏及びカール・ウイーラント氏の計……　大橋光雄
獨逸債權法改正草案……　中川一郎

判例研究

〔民事法〕保險金請求權と相續財產……　近藤英吉
滿期の記載なき白地手形の補充權の消滅時效……　大橋光雄

刑政第50巻第9号
矯正図書館

法學新報

中央大學法學部門機關

第四十七卷　第九號　昭和十二年九月

商法改正に於ける民商二法の調和……教　授　佐々木　穆
實質的違法理論の法規的展開……安平政吉
歐洲に於ける主權の觀念……講　師　田上穰治
特許無效審判……宗宮信次
儒帝法學撮要邦譯……講　師　矢田一男
刑事判例研究
不作爲に依る從犯（草野豹一郎）――瀆職罪に於ける職務性（吉田常次郎）
民事判例研究（三二）……民事判例研究會
占有を妨害せられたる無權利者の損害賠償請求（犬丸巖）――最初に爲すべき口頭辯論の意義（森田豐次郎）――控訴棄却申立て訴訟用印紙（高橋靜一）――不法賃貸に因る損害賠償と損得相殺（岩田新）
海外法律事情
トーレンス式登記制度（柳澤義男）
近着外國雜誌法律論題要目

法曹會雜誌

第十五卷　第九號
昭和十二年九月一日發行　司法省構內
定價　金五拾錢
振替口座東京一五六七〇番

○競落許可決定に對する抗告と其の裁判（一）……廣島地方裁判所判事　由井健之助
○自由主義を排したナチス護法聯盟の新刑訴法案覺書（三）……東京控訴院部長　垂水克己
○企業簿記の構造（二）……松本區裁判所判事　波多野義熊
○滿洲國視察談……司法次官　長島毅
　司法書記官　辻朔郎
　司法書記官　高田正
　小山吉松

編輯餘錄

◇刻々重大化する北支事變は益々全國民を沸き立たせて居るが、我が行刑の中にも至る所溌溂たる愛國心のたぎり返つて居るのを見る。

◇さる驛頭で應召看守が、同じく應召の假釋放者で昨日迄自分の工場に居た者の手を握り「先に行つて待つて居るから早く來い」と言つて互ひに一死奉公を誓つたと言ふ話、受刑者同自辨食や自辨物品を節約し時間外に勞働して之を獻金に使用することに申し合はせたと言ふ話、何れとしてわれわれの目頭を熱くしないものはない。

◇又軍需作業の方では連日就業時間延長の繼續であるが、職員も受刑者も驚く計りの緊張の下にかつて倦み疲れることを知らないのである。

◇我が當局は此の機會を捉へて種種適切な試みをされて居る樣である

が、五萬人の受刑者が日本人の心に還つて居る今日、それが極めて力強い効果を表はすものであることを私は信じて疑はない。

◇イベリヤ系アメリカ諸國の風潮に做つて、遂にコロムビヤ國も一九三六年刑法改正草案をものするに至つた。

◇刑の主要目的を犯人の改善と社會復歸とに置き、從つて不定期刑假釋放を認めて居るのは當然であるが、此の見地の下に特に作業の最高目標を職業訓練として居ること（第四十三條）に は注目を要する。罰金金庫を置いたことはイタリヤと同じ。

◇前田君の戒護の研究は近來の力作である。十九世紀的な戒護の觀念並に之に基く組織を今日の思想に依つて反省する時、其處には必然的に多くの問題がある筈である。此の種の研究の續出を希望する。

◇本誌記念懸賞論文の審査は大半を了した。十一月號誌上に發表の筈。

八月二十五日　N生

定價　一冊（稅共）金二十五錢　六冊（稅共）金一圓五十錢　十二冊（稅共）金三圓
廣告料　一等一頁　金五十圓　二等一頁　金四十圓　普通一頁　金三十圓

注文規定

●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御注文の際は必ず送附先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆け下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十二年八月二十八日印刷納本
昭和十二年九月一日發行
東京市麹町區西日比谷町一番地
編輯兼發行人　伊藤忠次郎
東京市葛飾區小菅町一二八四番地
印刷人　大河內恭三郎
東京市葛飾區小菅町一二八四番地
印刷所　刑務協會印刷所
東京市麹町區西日比谷町一番地
發行所　刑務協會
電話銀座二三四四・三八二五番
振替口座東京一五〇五九番

刑政第50巻第9号

矯正図書館

50e Année N° 9 Septembre 1937

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par
H. Takikawa
Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale

M. Akutagawa, conseiller-médecin au Ministère de la Justice. —— De l'alimentation des prisonniers.

K, Tsuji, ancien directeur de la Prison d'Osaka. —— Chronologie du système pénitentiaire dans l'ére Meiji. (VI)

K. Maeda. —— De la garde des prisonniers.

Mouvement des idèes à l'étranger.

KEIMU-KYOKWAI
(Société des Prisons du Japon)
près le Ministère de la Justice